令和 4 年度 大学機関別認証評価 自 己 点 検 評 価 書 [日本高等教育評価機構]

令和 4(2022) 年 6 月 鹿児島純心女子大学

目 次

Ι		建	学(か	精礼	申	• ;	大	学	0) [基	本	理	[念		何	吏	命	•	目	台	່ ງ、	7	大:	学	<i>(</i>)	(但	性	Ė٠	特	計	<u>5</u> 4	手	•	•	•	•	•	1
Π		沿	革	اع	現	兄						•					•		•	•			•		•					•		•				,	-			1
Ш	Ι.	評	価	幾	構	かり	定	&,	る	<u> </u>	表 :	準	15	违	<u>ţ</u> -	ゔ・	<	自	2	LĒ	平信	西			•	•		•	•	•	•		•							(
	基	华	1.	1	吏台	j	•	目	的	 	F	•	•	•					•			•	•		•			•	•				•							(
	基	华	2.	ė	学ら	Ė	•					•	•				•		•					•							•		•	•		•			•	11
	基	华	3.	4	敎育	言	果	程		•		•		•			•		•	•			•	•	•	•	•	•								•				34
	基	华	4.	4	敎員	1	•]	渽	員	. •				•	•				•	•			•	•	•	•	•	•					•			•				65
	基	华	5.	í	经含	営	. 1	管	理	ع ا	: 貝	け	務					•					•		•															72
	基	ᅸ準	6.	ŗ	为 音	祁賀	重	保	証				•	•					•	•			•	•	•	•			•	•	-	•	•	•	•		•	•	•	83
IV	7 .	大	学	ታኝ	独(自	Ę	設	埞	ΞΙ		t <u>-</u>	. 基	绉	重(:	٦,	よ	る	€	1 2	21	评·	価												•	ı				87
	基	华	Α.	ţ	也均	或补	±	会	ع	0	Οì	車	携	及	۲,	ľΗ	b±	或	貢	南	ţ.	•			•	•		•	•							•				87
V		特	記	事	項				-		•		•			•		•		•					•	•	1	•		•		•	•	•		•	ı	•		93
V]	Ι.	法	令	等	の ;	遵:	तं	状	: 沙	7-	_	覧	•		•		•			•		•		•		•	•	•	•	•			•		•	•				94
VI	I.	エ	Ľ.	デ	ン	ス	集	_	- 툴	į						•				•				•	•				•	•	•		•				•			111
	ı	゠ビ	デ	ン	ス	集	(Ŧ	<u>*</u> _	- !	タ	編	(i		- 厚	包	-		•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	111
	ı	゠゙゙゠゙	デ	ン	ス	集	(資	**	計	漏)	_	- 髺	复.								ı																	112

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

<教育理念>

本学の教育理念は、「カトリック精神に基づく人格教育を行い、有為な人材を育成する」 ことである。

<建学の精神>

本学の建学の精神は、鹿児島純心女子学園の創立者江角ヤス先生が理想とされた「聖母マリアのように神様にも人にも喜ばれる女性の育成」である。

これはイエス・キリストの母聖マリアを理想と仰ぎ、現代に生きる若者が自他の命の尊 さを認識し、他者の幸せのためにという精神をもって行動することを意味する。

<教育目的>

本学は、教育理念と建学の精神に基づき、豊かな人間性に裏打ちされた高い知性と専門性をそなえた女性の育成、すなわち「いのちを育む知性と愛」を一人ひとりの学生のうちに育み、以下の(1)~(3)の人間像を目指すことを教育目的とする。

- (1) 優しさと清らかさ、謙虚さと豊かな教養を持った女性
- (2) 自ら考え、社会において責任をもって行動できる自立した女性
- (3) 地球市民として、社会に貢献できる広い視野を持った女性 そして、このような教育目的を日々実践するために、「マリアさまいやなことは私がよろこんで」という江角ヤス先生のことばを学園標語としている。

<教育の特色>

本学は、高等教育機関としての水準の向上に努めつつ、多様な職業に対応できる人材の 育成を図るとともに、高度な専門的職業人の育成を目指す。そして、そうした専門教育の 基盤となる総合的教養教育を強化し、豊かな人間性の育成に努める。

このため、カリキュラムの基本は、豊かな人間性を培うための「基礎教育科目」と、自他の真の幸せのために与えられた能力を十分に伸ばし、社会に貢献できる高いレベルの「専門教育科目」の二つの柱がある。

また、地域の生涯学習の拠点として、教育と研究の一体化を図り、産学連携、国際交流、地域貢献の拡充に努める。

Ⅱ.沿革と現況

1. 本学の沿革

<学園の沿革>

昭和8(1933)年12月 カナダの聖名修道会(ホーリーネームズ)が鹿児島純心女

子短期大学の現在地に聖名高等女学校を創設

昭和15(1940)年10月 長崎純心聖母会(現 純心聖母会)がこれを引き継ぎ、財

団法人鹿児島純心高等女学校を設立

昭和 23 (1948) 年 4 月	学制改革により鹿児島純心高等女学校が鹿児島純心女子高 等学校に改称
昭和 26(1951)年2月	私立学校法の施行により、学校法人鹿児島純心女子学園に 組織変更
昭和 35(1960)年4月	鹿児島純心女子短期大学開学 家政科の設置認可
昭和 42(1967)年1月	鹿児島純心女子短期大学家政科が生活専攻と食物栄養専攻 に専攻分離認可
昭和 45 (1970) 年 4 月	鹿児島純心女子短期大学家政科生活専攻が家政専攻に改称
昭和 53 (1978) 年 12 月	鹿児島純心女子短期大学に英語科の設置認可
平成元(1989)年9月	鹿児島純心女子短期大学家政科家政専攻が生活学科生活学 専攻に改称
平成 6(1994)年 4月	鹿児島純心女子大学開学
平成 19(2007) 年 4 月	学校法人川内純心女子学園 (川内純心女子高等学校・川内純心幼稚園) と合併 川内純心幼稚園を鹿児島純心女子大
Ti-12 04 (0000) 17 4 II	学附属純心幼稚園に名称変更
平成 21 (2009) 年 4 月	鹿児島純心女子大学附属純心保育園開園
平成 28 (2016) 年 3 月	鹿児島純心女子大学附属純心幼稚園及び同保育園を廃園
平成 28 (2016) 年 4 月	幼保連携型認定こども園鹿児島純心女子大学附属純心幼稚 園開園
<本学の沿革>	
平成 5 (1993) 年 12 月	鹿児島純心女子大学の設置認可 国際言語文化学部 国際言語文化学科(入学定員 120 人) 看護学部 看護学科(入学定員 40 人)
平成 6(1994)年 4月	鹿児島純心女子大学開学
平成 11 (1999) 年 9 月	学園創立者「江角ヤス」生誕 100 年を記念した「江角記念 ホール」が落成し祝別式を挙行
平成 13(2001)年 4月	国際言語文化学部国際言語文化学科を国際人間学部国際人間学科に改称
平成 14(2002) 年 4 月	国際人間学科入学定員を 70 人に変更 国際人間学部こども学科 (入学定員 30 人) を新設 国際人間学科・こども学科の 1~2 年次は鹿児島キャンパ スで授業を開始

に改称(入学定員55人)に変更

2

看護学部を看護栄養学部に改称

心理臨床相談室を設置

平成 16(2004) 年 4 月

看護栄養学部健康栄養学科(入学定員40人)を新設

鹿児島純心女子大学大学院人間科学研究科心理臨床学専攻 (修士課程・男女共学・昼間制、入学定員 10 人) を新設

国際人間学部国際人間学科を英語コミュニケーション学科

	こども学科の入学定員を 40 人、看護学科の入学定員を 45 人に変更
平成 16(2004)年 11月	創立 10 周年記念式典・祝賀会を挙行
平成 17(2005)年 4 月	国際人間学部英語コミュニケーション学科の2年次から川
	内キャンパスで授業
	人間科学研究科心理臨床学専攻が(財)日本臨床心理士資
	格認定協会から「指定大学院第1種認定」を受ける(平成
	16(2004)年度入学生より適用)
平成 18(2006)年 4月	国際人間学部英語コミュニケーション学科の入学定員を
	50 人に、こども学科の入学定員を 45 人に変更
平成 18(2006) 年 8 月	文部科学省平成 18(2006)年度現代 GP (現代的教育ニーズ
	取組支援プログラム) に「川内川エコパートナーシップ」 が採択
平成 19(2007)年 4月	学校法人川内純心女子学園と学校法人鹿児島純心女子学園
	の合併に伴い既存の幼稚園を鹿児島純心女子大学附属純心
	幼稚園と改称
平成 19(2007)年 8月	文部科学省平成19(2007)年度現代GPに「認知症教育を通し
	た人づくり・町づくり」が2年連続で採択
平成 20 (2008) 年 4 月	こども学科と大学院(後期より)が鹿児島キャンパスから
	川内キャンパスへ移転 心理臨床相談室を心理臨床相談セ
	ンターに改称
平成 20 (2008) 年 6 月	新校舎(サンタマリア館)落成により祝別式を挙行
平成 20(2008)年 9月	文部科学省平成 20(2008)年度教育 GP (質の高い大学教育
	推進プログラム)に「英語新時代を拓く教師養成モデルの
	構築」が採択(GP としては3年連続)
平成 21 (2009) 年 4 月	鹿児島純心女子大学附属純心保育園の開園及び子育て支援 センターの設置
平成 21 (2009) 年 9 月	文部科学省平成 21(2009)年度学生支援推進プログラム (大
	学教育・学生支援推進事業【テーマ B】学生支援推進プロ
	グラム) に「企業アンケートに学ぶ学士力・実務力向上と学
	生支援体制の強化」が採択
平成 22 (2010) 年 4 月	国際人間学部英語コミュニケーション学科をことばと文化
	学科に改称、教員養成センター設置
平成 22 (2010) 年 9 月	文部科学省平成 22(2010)年度大学生の就業力育成支援事
	業に「地域貢献活動に挑み育つ就業力」が採択
平成 23(2011)年 3月	財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価
	を受け、『機構が定める大学評価基準を満たしている』と認
	定
平成 23(2011)年 10月	中国常熟理工学院と友好学校協定調印
平成 24(2012)年 9月	文部科学省平成 24(2012)年度 「産業界のニーズに対応した

教育改善・充実体制整備事業」に九州地区 23 大学連携の「地域力を生む自律的職業人育成プロジェクト」が採択

平成 26 (2014) 年 11 月創立 20 周年記念式典・祝賀会を挙行平成 27 (2015) 年 6 月長崎純心大学と大学間連携協定締結平成 27 (2015) 年 8 月薩摩川内市と包括連携協定締結

平成 28 (2016) 年 2 月 平成 27 年度「私立大学等経営強化集中支援事業」の A タイ

プに選定

園開園

平成29(2017)年3月 財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価

を受け、『機構が定める大学評価基準を満たしている』と認

定

平成 30 (2018) 年 4 月 ことばと文化学科の入学定員を 40 名に変更

平成 31 (2019) 年 3 月 長崎大学と大学間連携協定締結

平成 31(2019)年4月 鹿児島純心女子大学 国際人間学部 ことばと文化学科

及びこども学科を人間教育学部 教育・心理学科に改称

令和4(2022)年4月 大学の名称の変更(届出)(令和5年4月1日より、鹿児島

純心大学に変更、男女共学)

2. 本学の現況

• 大学名: 鹿児島純心女子大学

• 所在地: 鹿児島県薩摩川内市天辰町 2365 番地

• 学部構成

(1) 学部

学部		学科	入学	編入学	収容
子 司		子	定員	定員	定員
	教	育・心理学科	85 名	_	340名
人間教育学部		初等・中等 (英語) 教育専攻	(50名)	_	(200名)
		心理・文化専攻	(35名)	_	(140名)
看護栄養学部	看記	45 名	_	180名	
有碳木食子部	健原	40名	8名	176名	
		170名	8名	696 名	

(2) 大学院:修士課程、昼間制、男女共学

研究科	専 攻	入学定員	収容定員
人間科学研究科	心理臨床学専攻	10名	20名

• 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数

学部	学 科	1年	2年	3年	4年	合計
国際人間学部	ことばと文化学科	_	_	_	5	5
国际八间子部	こども学科	_	_	_	2	2
人間教育学部	教育・心理学科	45	43	56	44	188
看護栄養学部	看護学科	49	54	41	54	198
健康栄養学科		43	51	50	50	194
,	137	148	147	155	587	

研究科	専 攻	1年	2年	合計
人間科学研究科	心理臨床学専攻	4	6	10

(2) 教員数

学 部	学 科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	非常勤
人間教育学部	教育・心理学科	15	10	4	3	0	32	28
看護栄養学部	看護学科	5	4	6	6	3	24	13
1 世本食子部	健康栄養学科	5	3	2	2	3	15	4
合	計	25	17	12	11	6	71	45

研究科	専 攻	教授	准教授	講師	助教	助手	合計	非常勤
人間科学研究科	心理臨床学専攻	5	4	0	1	0	10	4

[※]大学院は、学部の教員が兼ねている教員数。

(3) 職員数

職員	非常勤職員	合 計
34	3	37

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命 · 目的等

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定
- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-3 個性・特色の明示
- 1-1-4 変化への対応
 - (1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

鹿児島純心女子大学学則の第1章設立目的及び使命、第2条(目的)に、「本学は、カトリック精神に基づく人格教育を行い、学問研究及び教育の機関として、女子に広い知識と深い専門の学芸とを教授し、知的・道徳的及び応用的能力をもつ人間形成につとめ、真理と平和を愛し、文化の発展と人類の福祉に寄与する人物を育成することを使命とする。」と具体的に明記している。【資料1-1-1】

また、研究科においても、大学院学則第1章第3条(目的)において、「本学大学院は、カトリック精神に基づき、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、地域と世界に貢献しうる有能な人物を育成するとともに人類の平和及び文化と福祉の発展に寄与することを目的とする」と明記している。【資料1-1-2】

【資料 1-1-1】「2022 年度 学生便覧」p. 1、p. 10 学則 第 2 条、第 3 条の 2 【資料 F-5】と同じ 【資料 1-1-2】「2022 大学院学生便覧」p. 1、p. 7 学則 第 3 条、第 4 条 【資料 F-5】と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

学生便覧の冒頭に本学の教育理念及び建学の精神、それに基づく教育目的、教育の特色を具体的にかつ明確、簡潔に示している。教育理念では「カトリック精神に基づく人格教育を行い、有為な人材を育成する」とし、建学の精神では「聖母マリアのように神様にも人にも喜ばれる女性の育成」と高校生、一般の人にもわかりやすい簡潔な文章表現となっている。また、大学院学生便覧でも教育理念及び建学の精神、教育目的、教育の特色を具体的に簡潔に示している。

1-1-3 個性・特色の明示

本学は、カトリック精神に基づく人格教育を行い有為な女性を育成するという明確な個性・特色を持つ。豊かな人間性に裏打ちされた高い知性と専門性をそなえた女性の育成、すなわち「いのちを育む知性と愛」を一人ひとりの学生のうちに育み、豊かな人間性の育成に努めている。このため、カリキュラムの基本は、豊かな人間性を培うための「基礎教育科目」と、自他の真の幸せのために与えられた能力を十分に伸ばし、社会に貢献できる

高いレベルの「専門教育科目」の二つの柱をおいて、純心教育の個性、特色を出している。

1-1-4 変化への対応

平成23(2011)年度に、本学を含めた学園全体として、使命、教育理念、目的等の見直しと明文化を図った。平成31(2019)年度4月に国際人間学部から改組した人間教育学部の目的については学則第3条の2に示すとともに、変化する社会が求める人材育成を目指している。

また、特に、令和 5(2023)年 4 月より大学名を「鹿児島純心大学」と名称変更し、全学的に「男女共学」とすることとし、多様性社会の中で生きる若者が自他ともに尊重し共生することによって、広く社会に目を向け地球市民として活躍できるよう教育をしていく。

なお、使命や目的は開学時から一貫しており大きな変更点はないが、教育目的については、今後とも時代の変化に対応して随時検証していく。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成23(2011)年度は建学の精神等について、法人の寄附行為の文言と整合性を図るなど その意味、内容、表記の明確化を行い、本学を含めた学園全体として、使命、教育理念、 目的等の見直しと明文化を図った。

今後は、毎年度の教育研究、教育活動について、使命、教育目的に照らしながら自己点検・評価を行い、社会情勢の変化にも的確に対応しながら、必要に応じ使命・目的及び教育目的の見直し等を図る。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-4 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性
 - (1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人におかれる理事会、評議員会には、本学からも学長、副学長が役員となって参加しており、大学及び大学院の学則改正をはじめ使命・目的及び教育目的に関する事項については、審議の過程で十分な説明、報告の機会が確保されており、役員には理解と支持を得たうえで、議決がなされている。【資料 1-2-1】

本学には、学部・学科の教育・研究上の目的を達成するため、大学評議会、研究科委員会、研究科運営委員会、学部教授会、学科会をはじめ、各種大学委員会などが設置され、相互に連携を図ることにより、教職員の理解と支持を得て円滑に運営されている。

また、学長の意思決定の補佐機関としての管理・運営会議がある。管理・運営会議は、

学長の意思決定補佐機関として機能し、学長・副学長・研究科長・各学部長・事務局長により構成され、大学の理念に基づいた学長の意思が十分に反映されるよう、毎週1回開催され、そこで示される学長の大学経営・運営方針は、具体的な教育研究事業に反映実現されるように研究科委員会、学科会及び学部教授会において教職員に周知徹底される。【資料1-2-2、資料1-2-3】

【資料 1-2-1】鹿児島純心女子学園役員名簿(令和 4 年度)【資料 F-10】と同じ

【資料 1-2-2】令和 4 年度 組織・分掌事務一覧 p. 1~10

【資料 1-2-3】大学 管理・運営会議規程

1-2-② 学内外への周知

建学の精神に基づく教育理念の具現化のために、4 月当初の教職員全体研修会で学長講話での大学運営方針を述べる際、その冒頭で建学の精神について触れ、使命、目的の共通理解を図っている。

学生への周知については、学生便覧の冒頭に掲げ、入学時に新入生全員に卒業まで使用するものとして配布している。また、1年次前期の必修科目として「純心講座」(看護学科は「建学の精神と看護」)を開講し、授業の中で学園の歴史、使命、目的、人としての生き方などについて学ぶこととしている。

また、学内には本学の教育の理想像としての聖母マリアの像を各所に設置している。その他に創立者シスター江角ヤスの言葉「マリアさま いやなことは私がよろこんで」という学園標語にポートレートを添えた銅版レリーフが、学内各所に設置されている。更に、前述の学園標語の額を学内の各所に掲げるとともに、図書館には創立者の心に触れることのできる「創立のこころを知る」のコーナーを設置し、学外の訪問者と学生の目に触れるように配慮している。

学外への周知を図るため、ホームページ及び大学案内パンフレットなどに本学の建学の精神、使命、目的を記載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

10年後の大学(学部・学科、事務局等)及び大学院の目指す方向・あるべき姿を実現するため、学園の中長期計画の経営戦略、さらに本学の建学の精神、使命、目的を踏まえ、「鹿児島純心女子大学・大学院 中・長期計画(平成29~38年度)」を作成している。特に、中期計画では「地域・社会に信頼される『純大ブランド』を確立し、学生の満足度100%を目指す」をスローガンに、「経営基盤の安定」「教育の質保証による満足度向上」「『純大ブランド』の創造と地域貢献の推進」「教育環境の整備」の4つの目標の実現に取り組み、各年度の事業計画とその実施結果に対する事業評価などをPDCAサイクルにより進行管理している。建学の精神、使命、目的などが中長期的な計画へ反映されているといえる。【資料1-2-4】

【資料 1-2-4】大学・大学院 中・長期計画(平成 29~38 年度)【資料 F-6】と同じ

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

学部・学科は、これらの教育目的の達成のために教育内容と方針を定め、卒業認定・学

位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を「3つのポリシー」として明解な表現にまとめている。3つのポリシーは本学への入学を考える高校生等に、学生募集要項や大学案内パンフレットを通して示すとともに、広く公表する手段としてホームページへの掲載も行っている。

本学の使命・目的及び教育目的は3つのポリシーに反映され、学科ごとに特色ある教育 課程を構築している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学及び大学院の創設、学科増設等はすべて、建学の精神に照らして行われてきた。また、学部教育は、この使命・目的を踏まえ、豊かな人間性を培うための基礎教育と高いレベルの専門教育との両面から行われている。基礎教育については、全学共通の教養科目 2 科目「キリスト教概論」、「純心講座」を必修科目としている。専門教育については、教員各自が建学の精神を理解した上で先端的知識や技術を伝える教育を行っている。

研究科の教育は専攻の特質から、学部教育の基本理念を発展統合し生かしながら臨床心理士・公認心理師をはじめ社会に資する人材養成に努めている。

附属機関等としては、「図書館」、「国際文化研究センター」、「キリスト教文化研究センター」、「博物館」、「健康科学センター」、「教員養成センター」がある。大学院においては、「心理臨床相談センター」が大学院附属の実習施設として指定されている。

これらの学部、学科、研究科及び附属機関等が、本学の使命・目的及び教育目的に則り有機的に研究活動を行うとともに、情報交換をし、教職員及び学生の教育研究活動に資するように努めている。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神・教育理念を学内外に示していくことは今後とも重要なことである。キリスト教文化研究センター、教員養成センター等で建学の精神に関するプログラムが実際に学生たちの心に響き、それがどの程度根付いているかを検証しながら、学生の学年進行による経験や知識、思考力の向上に沿った継続的深化がなされるような指導を行う。学外においても、更に建学の精神に基づく教育研究活動を一層充実させ、地域連携推進委員会を中心にボランティア活動、地域貢献・地域交流の機会への拡充を図る。

建学の精神の具現化に向けて「鹿児島純心女子大学・大学院 中・長期計画(平成29~38年度)」の着実な実現を図るため、大学・大学院挙げて教職員が一体となり取り組む。

[基準1の自己評価]

本学は、大学・大学院ともに学校教育法や大学設置基準等関係法令に基づき、公教育の一翼を担うものとして、その使命・目的及び教育目的を学則等に明確に定めている。また、カトリック精神に基づく人格教育を行い有為な人材を育成するという明確な個性・特色を簡潔に示し、「マリアさま いやなことは私がよろこんで」という学園標語を教職員・生徒・学生のみならず学外にも発信している。

また、教職員には FD 研修・教職員全体研修会を通して、建学の精神についての共通理解

のもとに教育理念、目的に沿った日々の教育研究活動や地域貢献の取組みも行われるよう に配慮している。

以上のことから本学は基準1「使命・目的等」を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
 - (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

同じ

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は、教育理念と建学の精神に基づき、豊かな人間性に裏打ちされた高い知性と専門性をそなえた人の育成を教育目的としている。教育目的を踏まえて、大学としてのアドミッション・ポリシーを策定し、さらに、各学部・学科の専門分野をもとに、アドミッション・ポリシーを策定している。

学部ではアドミッション・ポリシーを学生募集要項、大学案内パンフレット、学生便覧、ホームページ等に掲載し、さらに高校訪問、大学説明会、進学ガイダンス、オープンキャンパス、高校への出前講座等で、直接高校の進路担当者、生徒、保護者等に対して説明し、広く社会に周知を図っている。【資料 2-1-1】

大学院研究科においても、教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、募集要項、大学院リーフレット、大学院学生便覧、ホームページ等に掲載し、学内外に周知している。【資料 2-1-2】

【資料 2-1-1】「令和 5 年度 学生募集要項」p. 1【資料 F-4】と同じ 「2023 鹿児島純心大学 大学案内」p. 6、p. 17、p. 33、p. 41【資料 F-2】と同じ 「2022 年度 学生便覧」p. 2~6【資料 F-5】と同じ 本学ホームページ→「教育理念・建学の精神及び 3 つのポリシー」【資料 F-13】と

【資料 2-1-2】「2023 年度 鹿児島純心大学大学院 募集要項」p. 1【資料 F-4】と同じ「2023 鹿児島純心大学大学院 リーフレット」【資料 F-2】と同じ「2022 大学院学生便覧」p. 2【資料 F-5】と同じ本学大学院ホームページ→「ごあいさつ・基本理念」【資料 F-13】と同じ

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学の入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な入試制度を 導入している。自己推薦選抜は、従来の学力中心の選抜方法とは異なり、「建学の精神」や 「3つのポリシー」などを理解し、さらに本学において将来の夢を実現させたいという強 い目的意識と学習意欲を総合的に評価し、受入れる入試制度である。学校推薦選抜は、本 学を専願とし、成績・人物ともに優秀と認められ、学校長から推薦された者を受入れる制 度である。

自己推薦選抜や学校推薦選抜においては合格者に対し入学前課題を与え、入学までの期間のモチベーションの維持や基礎的学力の向上につなげるよう努めるなど、アドミッション・ポリシーに沿った多様な学生の受入れができている。

また、一般選抜、共通テスト利用選抜は、本学に入学希望の生徒を広く一般に募集し、 選考する入試制度である。特別選抜として、帰国子女入学選抜や社会人入学選抜、編入学 選抜を実施している。

このように様々な選抜区分があるが、多くの選抜において面接を行うなど、学科への志望理由や適性の把握に努めている。この結果は、入学後の退学者数の少ないこと、学業成果や国家試験合格率及び高い就職率となって表れている。【資料 2-1-3、資料 2-1-4】

大学院研究科では、社会人や様々な学修歴を有する者が、高等教育機関へ入学するための手段として、個別の入学資格審査により、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認めた場合には、大学院入学試験への出願を令和 5(2023)年度より認めることになっている。選抜方法として、学内推薦選抜、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜を実施し、そのいずれにおいても、臨床心理士・公認心理師養成というアドミッション・ポリシーに基づいた、人物評価を重視した口述試験を最低 20 分設定している。その結果、アドミッション・ポリシーにふさわしい者が入学して、臨床心理士及び公認心理師を目指して学習・研究に励んでおり、社会的常識を有し、相手の気持ちを尊重した謙虚さが研究科内外で評価されている。

本学においては、入学試験問題を独自で作成している。本学教職員に問題作成採点委員 及び総合点検委員を委嘱し、作成・点検・採点まで以下の手順を取り、入学者選抜におけ るミスの防止に努めている。

- 1.4月の管理·運営会議において、問題作成採点委員及び総合点検委員の配置を検討し、 人選を各学部・大学院に依頼。
- 2.5月の管理・運営会議において、問題作成採点委員及び総合点検委員の人選について 検討・承認。
- 3.6月上旬に委嘱式を実施し、学長より問題作成における方針について伝達。併せて入 試広報課より、問題作成要領や文部科学省からの通知について説明。
- 4. 問題及び解答例については8月末までに入試広報課に提出。その後、9月末までに問題作成採点委員の立ち会いのもと、総合点検委員による点検を実施。点検については修正が無くなるまで、複数回を計画。
- 5. 選抜区分ごとに、受験者用に問題を印刷するが、試験実施前に、印刷物により問題作成採点委員の最終確認を実施。
- 6. 採点は問題作成採点委員が担当。複数の委員により相互チェックの上、試験場本部に 提出。システムへの入力については、入試広報課、入試集計委員、各学科・大学院の コンピュータ入力確認者の3段階でチェックを行う。【資料2-1-5】

【資料 2-1-3】就職の状況(過去3年間)【表 2-5】と同じ

【資料 2-1-4】学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)【表 2-3】と同じ

【資料 2-1-5】令和 5 年度 入学者選抜問題作成について(依頼) 令和 5 年度 入学者選抜問題作成要領

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学要件、入学者選抜の運用等については、学長を委員長とする「入学者選抜委員会」 で検討の上、評価・見直しを行っている。また、定数管理については選抜区分毎に「入学

者選抜連絡会」において方針を決定し、「入学者選抜判定会」ではその方針に従って選抜を 行っている。

入学定員に対する学生受入れ数については、エビデンス (データ編・共通基礎様式 2) に示すとおりである。

大幅な定員割れとなっていた国際人間学部については、平成28(2016)年2月より改革プロジェクトチームを立ち上げ、原因の分析や対応策の検討を行い、平成31(2019)年4月より、国際人間学部ことばと文化学科及びこども学科を、人間教育学部教育・心理学科に改組した。新しい学部学科をPRするべく、多くの手段により周知を図ったが、改組1年目の平成31(2019)年度から直近の令和4(2022)年度入試まで、いずれも定員確保に至っていない。18歳人口の減少や県内他大学との競合など厳しい状況があるが、令和5(2023)年度からの全学的な男女共学化を見据え、広報及び学生募集に一層注力している。

一方、看護栄養学部については、令和 4(2022)年度入試において入学定員充足率 107%、収容定員充足率 110% と、入学者受入れ数の適正化は図られてきている。

大学院研究科においては、大学院進学説明会を対面及びオンラインのハイブリッド方式で開催し、臨床心理士及び公認心理師を中心とした専門性について学内外に周知を図っているが、数年来、定員を下回る結果となっている。定員確保に向けては、教育・心理学科の心理・文化専攻が令和 4(2022)年度に完成年度を迎えるため入学者の増加が期待できる他、学内外への教育内容・特色の更なる PR に取り組むことにしている。また、Web 出願の導入や選抜区分の新設、試験日の前倒し、個別の入学資格審査による入学資格の認定など、入学者選抜における方策を検討し、実施している。

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 3(2021)年度入試における募集結果を受けて、学園本部において 5 年間の「経営改善計画実施工程表」が策定された。具体的な数値目標と、目標を達成するための取組内容を記載したものである。工程表における項目は以下のとおりとなっている。

- 1. オープンキャンパスの参加者数増加及び参加者における入学率を向上させる。
- 2. 本学の認知度を向上させつつ、男女共学化の魅力をアピールする。
- 3. 姉妹校への PR の強化により、姉妹校からの進学率を向上させる。
- 4. 過去の入学者情報を分析し、重点的な高校訪問を実施する。
- 5. 出張講義の広報を行い、要請件数を増やす。

この工程表をもとに、引き続き入学者確保に向けた取組みを行い、各年度における結果を分析して、次年度の改善につなげていく。具体的には、あらゆる広報媒体について、令和 3(2021)年度に策定したタグライン及びビジュアルアイデンティティを用いて、統一したコンセプト・デザインで継続的に広報することで、認知度向上を図る。また、入学実績の多い高校や、近年入学者が増えている専門系高校等への募集を強化するとともに、県内離島や隣県の熊本県・宮崎県の高校への訪問も実施し、志願者の掘り起こしを行う。

教育・心理学科については、開設から直近の令和 4(2022)年度まで充足率は改善されていないが、志願者数が改組前2学科合計の約1.3倍程度を維持していること、教育・心理系の共学大学では男子の割合が約4割であることから、男女共学化の周知・浸透とともに、徐々に入学者数の増加、充足率改善につながることが期待できる。

一方、入学者受入れ数の適正化が図れている看護栄養学部については、引き続き定数管理を行っていくとともに、志願者数が減少傾向にあることから、本学ならではの教育内容・特徴を広く周知し、志願者並びに入学者確保に努める。また、入学者に対しては教育の質の確保の対策を行っていく。

大学院研究科においては、今後も多様な手段による募集活動と研究科の魅力発信を強化 していく。特に、教育・心理学科との教育分野での接続等について検討し募集に繋げてい く。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実
 - (1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学則に定められた大学委員会の中で、学修支援の要となる企画・FD・SD 委員会は、学長・副学長・研究科長・各学部長・各学科長等のほか事務職員から事務局長・総務企画課長・IR 室長が構成委員となっている。【資料 2-2-1】

この委員会では、教職員全体研修会、「学生による授業評価」などを通し学修支援が図られており、教職協働による諸活動の企画、実践が推進されている。【資料 2-2-2】

これと同じく、学生生活委員会、進路支援委員会等において、教員と職員が同等の構成員となっており、教職協働を推進している。

大学院研究科においては、事務職員と教員との協働について、平成 31 (2019) 年度からスタートした公認心理師の科目認定等の読み替え作業など事務手続きも多く、学生支援課教務係の事務職員が担当し、教員との協働で推進している。また、大学院生の学外実習をはじめとする事務関係(公文書起案・発送等)も教員と協働でなされている。

【資料 2-2-1】令和 4 年度 組織・分掌事務一覧 p. 6【資料 1-2-2】と同じ

【資料 2-2-2】令和 3 年度 企画·FD·SD 委員会 第 6 回(10 月) 議事要旨令和 4 年度 企画·FD·SD 委員会 第 1 回(4 月) 議事要旨

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

専任教員についての情報は、学生へのメッセージなども含め「教員紹介」として本学ホームページで公開している。各教員はオフィスアワーを週2回以上設定し、学生支援課で全教員のオフィスアワーを取りまとめ学内に掲示するなど学生への周知に努め、学生の自主的な学修を促す支援を続けている。オフィスアワー以外にも学生の研究室訪問は随時受入れており、メールによる相談にも応じている。【資料2-2-3、資料2-2-4】

教員養成センターにおいては、スタッフが教職を希望する学生へ学習方法、試験対策など様々な指導を行っているほか、教職関連科目の履修に関する助言や単位の確認を行うなどの支援を行っている。【資料 2-2-5】

学生の生活や学修に関する調査としては、関係各部署にて、「学生による授業評価」「学生生活実態調査」「職場アンケート」などが実施され、その結果が教員にも周知されるようになっており、学生の授業への関心、満足度、自宅での学習状況などが把握できる。また、図書館からは学生の図書貸出状況などが資料として教員に提供されており、学生の自主学習の状況を知る一つの手掛かりとなっている。【資料 2-2-6~資料 2-2-8】

また、卒業要件や学生の希望資格に照らし合わせ、授業科目履修登録状況や単位修得状況のチェックなどを学生支援課教務係や各科目担当者が行い、問題がある場合には担任に連絡するなど、連絡体制は整っており、担任と他教員、教務係との協働の元に学生の学修支援を行っている。

退学・休学希望者や復学希望者には原則担任が対応するが、単位修得状況など、教務係から直接、あるいは担任をとおして間接的に学生に情報や助言が提供されている。

学業不振の学生に対する学修支援の基準は学生便覧に明記され、全教職員が共通理解のもと学生の支援にあたれるようになっている。また、学生一人一人の GPA は担任に提供され、担任による学修指導に役立てられている。

障害のある学生への支援については、「障害のある学生への支援に関する基本方針」の制定、「障害のある学生への支援規程」を施行し、組織としても「障害のある学生への支援委員会」を設けて対応している。【資料 2-2-9、資料 2-2-10】

また、学生の心身に関わるケアや発達障害に対する学習支援の必要性の高まりを踏まえ、 臨床心理士でもある教員から情報提供や、教職員全体研修会で全学的な共通理解を図る努力を重ねている。なお、臨床心理学を専門とする学生相談室のスタッフや保健室のスタッフに担任が気軽に相談でき、教職員協働でそうした学生に支援を行える体制にある。一方、発達障害等により学修支援が必要な学生に対しては、上記委員会を中心として、保護者と綿密に連絡を図りながら、必要に応じて医療機関の主治医等に医学的な診断内容や検査結果等を照会し、具体的な学修支援の方法を確認しながら、学年担任、科目担任等と情報を共有し、必要な学修支援を行っている。【資料 2-2-11】

本学は女子大であるため、学生参加型の授業で宿泊研修がある場合、男性担当教員のほかに事務局の女性のスタッフが同行して補佐するなどの支援を行っている。

また、TAではないが、教育・心理学科では留学生のチューター制度を設けており、台湾への交換留学を目指す心理・文化専攻の学生が中心となり留学生の学修支援を行っている。大学院研究科では学部同様、専任教員についての情報は、大学院生へのメッセージなども含め「教員紹介」としてホームページで公開している。週2回以上のオフィスアワーの設定や研究室訪問の随時受入れ、メールによる相談など学部と同様である。また、「特別研究(修士論文指導)」担当教員による個別指導、個別支援体制をとっており、細やかな配慮が行き届いている。

大学院生も「学生生活実態調査」が実施され、その結果や図書貸出状況などが教員にも 周知され、大学院生の授業への関心、満足度、学習状況などが把握できている。

また、学生相談室等の活用も勧めている。これまで、毎年、数人の利用が見られている。 この学生相談室のスタッフや保健室のスタッフに担任が気軽に相談でき、教職員協働で大 学院生の支援を行える体制にある。

退学・休学希望者や復学希望者には「特別研究(修士論文指導)」担当教員が対応するが、

単位修得状況など、教務係から直接、あるいは「特別研究(修士論文指導)」担当教員を通 して間接的に大学院生の情報や助言が提供されている。

また、退学者については、大学院開設以来、4名いたが、そのうち3名は職業を持っている者(鍼灸師、精神保健福祉士、心理士)であり、1名は、結婚による退学である。このような現象に鑑み、平成26(2014)年度に、社会人を対象にした長期履修制度を検討し、平成27(2015)年度以来、3名が長期履修学生として入学した。

大学から大学院生への連絡(証明書発行、奨学金関係、求人情報、休講・補講情報など) は、事務局等から一斉メールが可能であり、同時に、大学院生研究室前の掲示も、随時新 しい情報に更新されている。学部生同様の学修支援体制は整っている。

大学院研究科において、TAは、令和4(2022)年度より実施している。人間教育学部の心理実践演習科目について、実習指導を大学院生にTAとして依頼し、報酬を支出している。学部生と大学院生の交流の場、相互の研鑽の場としてTAの活用は役立つものとなっている。さらに、学部の授業への参加や大学院の授業を隔年開講とすることで、1年次生、2年次生と合同の授業となり、1年次の学習がスムーズにいき、また、2年次にとっても、1年次への指導・助言することによる復習や学修の場となっている。

【資料 2-2-3】本学ホームページ→「教育組織、各教員が有する学位及び実績」

【資料 2-2-4】本学ホームページ→「オフィスアワー」

【資料 2-2-5】本学ホームページ→「さらに充実する教員養成センター」

【資料 2-2-6】学生による授業評価(令和3年度)前期・後期

【資料 2-2-7】第 25 回 学生生活実態報告書 令和 3 年 6 月実施

【資料 2-2-8】令和 2 年度職場アンケート実施報告

【資料 2-2-9】令和 4 年度 教職員全体研修会資料 p. 40~45

【資料 2-2-10】学生相談室、保健室等の状況【表 2-9】と同じ

【資料 2-2-11】「2022 年度 学生便覧」学習支援 p. 40【資料 F-5】と同じ

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

大学院生を含めた在籍学生は 597 名であり、それを支援する教職員は教員 71 名、職員 37 名である。職員は事務局長が管理・運営会議に、課長・職員は大学委員会の委員として大学の教育研究活動に参画し、協働体制による学修支援を行っている。教職員ともに教育課題を共有し、密接な連携のもとにきめ細かな学修支援体制が構築できている。

学内は学生相談室、教員養成センター、進路支援室、保健室が連続して配置され、事務室には総務企画課、入試広報課、学生支援課が入り、これら全てがワンフロアーで学生に対応している状況である。

そして、教員によるオフィスアワーの設定、成績不振の学生への対策、障害のある学生への支援体制などにより、授業外における個別の学修支援にも対応できている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

① 学生の就職支援体制

ア. 進路支援委員会・進路支援課

進路支援委員会が設置されており、学生のキャリア形成教育、就職・進学に対する 支援を担っている。委員会は委員長と3学科の教員、学長指名の教員養成センター所 員1名、進路支援課(課長、職員)2名の合計7名で構成されている。進路支援アド バイザーもオブザーバーとして参加して年間10回の委員会を開催している。

イ. 新入生セミナー

低学年からのキャリア形成支援としては、[表 2-3-1] で示すとおりである。教育・ 心理学科1年次に「新入生セミナー」(2単位)を開講し、そのうち進路支援課で担当 する3コマ、キャリアプランニングⅠ、Ⅱ、Ⅲでキャリアデザインを描かせるととも に、大学4年間を通してのキャリア形成を支援している。

ウ. 進路支援ガイダンス

1年次から参加できる「インターンシップ」や「マナー講座」、「SPI 対策講座」、2年次には「文章講座」、「マナー講座」等を進路支援ガイダンスとして同様の講座を実施し対応している。

エ. キャリアセミナー

3 年次には、学生の勤労観・職業観の涵養、職業に必要な知識・技術の習得及び主体的に進路を選択する能力・態度の育成という3つの要素を促すためのキャリア支援科目として「キャリアセミナー」(2 単位)を開設している。この科目は教育・心理学科と健康栄養学科の選択科目で、自己分析、適性検査、文章表現、就活マナーや面接などの実践に加え、企業人事担当者や卒業生、就職活動を経験した4年次生などにその体験を聞く会など多様なプログラムを実施している。この「キャリアセミナー」においては採用活動形態の変遷に対応するべく講座内容を毎年見直しながら実施している。令和2(2020)年度から、コロナ禍における就職活動に対応し、Web 面接対策を取り入れた。

才. 看護学科対応

看護学科の学生は、3年次後期に半年間の学外実習があるため、3年次前期及び3年次学外実習明けの3月の春休みから4年次の前期に上記ウとエをコンパクトにまとめたガイダンスを準備して対応している。

カ. 公認心理師受験資格取得について

新しい国家資格である公認心理師を目指す学生のため、進路支援委員会及び教育・ 心理学科(心理系)就職支援 PT において、情報収集及び検討を行い、学生に卒業後の 就業施設の情報提供等を行うとともに、本学大学院の質の高さを説明し進学を薦めて いる。

[表 2-3-1 進路支援課主催のキャリア支援講座]

対象	1年	2年	3年	4年
内容	●進路ガイダンス 「MATCH plus」 キャリア形成と新聞 SPI 対策講座 自己表現講座 マナー(メイク)講座 大学生活を充実させ るために 看護職マナー講座 ●新入生セミナー キャリアプランニン グ I 、 II 、 III	●進路ガイダンス マナー(思いやり)講座 業界研究講座 Web 適性検査解法講座 自己表現講座(文章講座)	●個別面談 ●キャリアセミナー 進路技術工工 適性検査講座 自立章表現講座 文人鹿児島で 大鹿に」 を業活をで を業活をで が業生とよる会 就接練で が事担当者による を発して が事担当は がより が事生による を発して が事生による がより がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	●個別面談 ●看護路ガイダンス 一般常識方名会 小解生と語る会 小解生とでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	\$ West 11 &	インターンシップ I 、Ⅱ		N (A)
			4日間) 教員採用試験模誌 ダンス 公務員試験模試	

キ. ハローワークとの連携

ハローワーク就職支援ナビゲーターとの連携においては、就職活動中の4年次生は もちろん、低学年の学生の相談も積極的に受け付け、大学求人のみならず、ハローワ ーク求人の斡旋や、卒業生に対するフォローなど、ハローワークと進路支援課と連携 しながら行っている。

さらに、近年支援体制を整える必要を感じている障害のある学生に対しては個別の 希望に沿うように相談に乗り、従来ハローワークが持っている障害者雇用促進のため の機能も活用しながら支援している。

ク.後援会との連携

本学後援会との連携については、各種検定の受験料補助、管理栄養士国家試験受験対策、保健師・看護師・助産師国家試験受験対策、教員採用試験受験対策としての各種模試、講座の受講料等を進路指導対策費として援助して頂くことで、受験機会を増やし語学力・実務能力向上及び国家試験合格率向上に繋げている。令和 3(2021)年度からは公務員対策模試も追加し支援対策を強化した。

ケ. 産学官連携

令和 2(2020)年度から「大学地域コンソーシアム鹿児島 地域連携・就業部会」に加盟し、鹿児島県内の高等教育機関と連携し、地元就業定着に関する事業に取り組んでいる。また包括連携協定を締結している薩摩川内市企業連携協議会が実施している「学生と企業の情報交換会」への参加や、鹿児島労働局や鹿児島県雇用労政課等と連携した講座等を実施し、鹿児島県地元定着率向上に向けた取組を進路支援ガイダンスで実施している。さらに北薩地域人財確保・育成推進協議会にも加盟し、関係機関と

の情報交換等を行うなど、鹿児島県北薩地域の人財確保・育成に連携して取り組んでいる。

なお、薩摩川内市は新卒・既卒・UI ターン者対象に奨学金返済支援制度を設立し、 本学学生の地元就職支援の後押しとなっている。

コ. インターンシップ

インターンシップでは [表 2-3-2] に示すとおり企業インターンシップより、地元の幼稚園、小学校、中学校での「学校インターンシップ」への参加学生数が多い結果となっている。このことは本学教員養成センターと薩摩川内市教育委員会が連携した「学校インターンシップ」に対する学生の関心が高いといえる。学校教員志望の学生にとってはこれらの就業体験が自らのモチベーションアップに繋がり、教員採用試験にも良い影響を与えている。

「企業インターンシップ」については、例年学生の希望を踏まえ、受入れ先を開拓している。地元薩摩川内市企業連携協議会との連携により、薩摩川内市内のインターンシップ受入れ企業が新たに加わるなど、インターンシップ受入れ体制を拡充してきたが、令和 2(2020)年度からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、受入れ企業数や人数等の減少や、参加予定の学生がコロナ感染リスクを避けるため、参加を取りやめる等で参加者数が減少した。令和 3(2021)年度にいたっては、「学校インターンシップ」自体が中止になった。今後はコロナ禍の中において貴重な就業体験であるため、コロナ後も見据えて感染対策を十分講じながら事業継続を図っていく。

「表 2-3-2 インターンシップ参加学生の推移]

年 度	企業等インターンシップ	学校インターンシップ	合 計
令和元(2019) 年度	34 名	51 名	85 名
令和 2(2020) 年度	11 名	80 名	91名
令和 3(2021) 年度	13 名	83 名(予定) ※コロナ禍により中止	(13)名

サ. 教員採用支援

本学は教員採用実績にも一定の成果を上げている。教員養成センターを中心に教員 養成に効果的な教職フィールドワーク等の実施に加え、学内で教養講座を実施したり、 期限付き教員として採用されている卒業生にも、受講の機会を拡げた教員選考二次試 験対策の取組も実施している。

② 進学支援について

大学院研究科から寄せられる入試要項を閲覧できるように資料コーナーにファイルしている。また、本学大学院の進学説明会を実施し、受験希望学生の大学院研究科での学びや生活について理解を深める機会としている。このほか、就職活動と同様、個別の進学相談、書類添削、面接指導などの受験指導をしている。

③ 大学院 人間科学研究科

大学院研究科では、あえてキャリアガイダンスは設けていないが、大学院生が学内の公開講座等の企画・運営・補助をすることにより、社会的・職業的自立に関する準備が可能である。公開講座への参加者の多くは、援助専門職であり、大学院生が社会人としての姿

勢を学ぶ機会にもなっている。また、臨床心理士会主催の研修会等に参加することにより、 修了後の心理士像を感得する機会を設けている。

今後は、新しい国家資格である「公認心理師」の受験資格取得に向け、教育・心理学科 (心理系) 就職支援 PT においても情報収集を図っていく。【資料 2-3-1】

④ まとめ

本学は学生との距離の近さを小規模大学の強みの一つと捉え、『フェイス・ツー・フェイ ス』の進路相談に心がけキャリアカウンセリングマインドの向上に努めている。

キャリアカウンセラー (CDA) 資格、キャリアコンサルト (国家資格) 等の有資格者によ り、個別面談や個別指導等に加えて、学生の個別の対応をより丁寧に実践しており、毎年 高い就職実績を示している。【資料2-3-2】

進路支援課の支援体制について学生から評価を受けるべく毎年卒業生に対してアンケー ト調査 [表 2-3-3] を行っている。令和3(2021)年度結果からは全学的に「とても良かった」 「まあまあ良かった」と、現在の進路支援体制及び進路支援課職員対応について、概ね高 い評価が得られた。今後もさらに個々に応じた進路支援体制の充実を図り、学生の満足度 を高め、高い就職実績に繋げていく。

		全学科							
質問項目	とても良か った	まあまあ良 かった	普通	あまり良く なかった	良くなか~ た				
①進路支援課職員の対応	010/	1.00/	0.0/	0.0/	0.0/				

[表 2-3-3 令和 3(2021)年度卒業生アンケート集計結果:回収率 64%(昨年 69%)]

0 81% 16% 3% 0% 0% (言葉づかいや熊度含) ②進路支援課職員の指導 81% 16% 3% 0% 0% (面接、相談、書類添削等) ③資料室は利用したか 19% 47% 15% 14% 5% ④キャリアセミナーや進路ガ 37% 45% 18% 0% 0% イダンス内容について ⑤④での学びが現在の仕事に 32% 44%20% 3% 1% いかされているか。

また、新型コロナ対策についても、Web 面接室をいち早く整備し、リモートでの就活相 談、書類添削、面接指導等、就職活動に支障の無いように取り組んだ。

さらに、令和2(2020)年度には過去5年間に卒業生が採用された職場を対象とした、第 4回職場アンケートを実施したところ以下の評価を得た。

「表 2-3-4 本学卒業生の評価の上位 3 位]

	0.1. 小门,然下心里隔点下层。								
年度	備わってい	ると評価で	きる資質	欠けてい	送付数	回答数	回収率		
H19	マナー・礼 儀 作法	協調性	明朗さ	ストレス耐性	n* イタリティ	発想の豊か さ	169	63	37. 3%
H22	マナー・礼 儀 作法	明朗さ	誠実さ	ハ゛イタリティ	発想の豊か さ	コミュニケーション 能力	514	164	31.9%
H27	マナー・礼 儀 作法	誠実さ	協調性	主体性	n" イタリティ	コミュニケーション能力	365	166	45.5%
R2	マナー・礼 儀 作法	協調性	誠実さ	主体性	ストレス耐性	発想の豊か さ	396	147	37.1%

今回の職場アンケート調査は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会活動や経済に 様々な影響を及ぼしている中で実施した。

本学卒業生に「備わっていると評価できる資質」は「マナー・礼儀作法」「協調性」「誠実さ」であった。また「欠けている、備わってほしい資質」は「主体性」「ストレス耐性」「発想の豊かさ」であった。今後は「主体性(物事に進んで取り組む力)」や、「ストレス耐性(ストレスの発生源に対応する力)」などの資質向上に向けた教育内容の改善や、実践的な体験やカリキュラムを通したキャリア教育プログラムの向上を図る必要がある。

さらに、今回は「学士力」や「社会人基礎力」等に基づき、近年求められている社会人として必要と思われる能力・資質が備わっているかについての調査も行った。[表 2-3-5] 全学科の総合評価として、「身についている」の資質で評価が高かったのは「コンプライアンス・倫理観・モラル」「自己管理力」「コミュニケーション力」であったが、「身についていない」との評価も一定数あり、学科によって評価が分かれる結果となった。

なお、学科ごとの調査結果は資料 2-3-3 に示している。【資料 2-3-3】

「表 2-3-5 第4回職場アンケート調査結果(抜粋)]

質問項目	身について いる	どちらとも いえない	身について いない
国際感覚・異文化理解力(異なる価値観や言語・文化を理解する力)	23	70	7
前に踏み出す力(主体性や実行力)	46	45	9
コミュニケーション力(自分の意見を分かりやすく伝える力)	50	32	18
数的処理能力	31	63	6
情報通信技術(ICT)活用力(PCやスマートフォン等を用いて多様な情報を収集・分析して効果的に活用できる力)	41	50	9
論理的思考力(情報や知識を論理的に分析し、表現で きる)	32	55	13
課題解決力(現状分析し目的や課題を明らかにし解決 する力)	35	55	10
自己管理力(自らを律して行動できる力)	65	30	5
チームワーク、リーゲーシップ (他者と協調・協働できる。他者 に方向性を示し目標実現のため動員できる)	50	39	11
コンプライアンス・倫理観・モラル	69	30	1
生涯学習力(卒業後も自律・自立して学習できる力)	50	47	3
創造的思考力(自ら立てた新たな課題にこれまでの知識等を適用し解決する力)	31	60	9
柔軟性(意見の違いや立場の違いを理解する力)	50	44	6
ストレスコントロール力 (ストレスの発生源に対応する力)	38	47	15
一般的知識・幅広い教養	47	51	2
専門的知識力(自らの専門分野の基本的知識を身に付け、問題解決のために応用できる力)	39	60	1

【資料 2-3-1】「EMPLOYMENT GUIDANCE 進路支援 2023」

【資料 2-3-2】就職の状況(過去3年間)【表 2-5】と同じ

【資料 2-3-3】令和 2 年度職場アンケート実施報告【資料 2-2-8】と同じ

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

就職の状況はエビデンス集 (データ編、表 2-5) で示しているように、令和元(2019)年度卒業生で就職率 95.3% (5月1日現在)、令和2(2020)年度で就職率 96.9%、令和3(2021)

年度で就職率 98.4%とコロナ禍の雇用環境が悪化する中で、この実績は評価されるに値する。この結果は薩摩川内市や薩摩川内市企業連携協議会を始めとした産官学連携の成果でもある。また、本学大学院修了生も毎年高い評価を受けており、就職率は令和 2(2020)年度以降 100%で推移している。

例年実施しているキャリアセミナーであるが、[表 2-3-6]でも示すように、令和元(2019)年度のキャリアセミナー履修登録者数が大幅に減少した。原因は「自分たちの専門性を活かした就職に必要性を感じにくい」「必要な講座のみ選択して受講したい」等の学生意見であった。

さらに教員からも、「学生が興味を持ち必要と感じる内容の講座の開講及びキャリアセミナーの単位修得方法を学科の学生に合わせた形式に見直してもらいたい」等の要望もあった。これらの意見等を踏まえ、進路支援課では、例年キャリアセミナー受講後に行っているアンケート調査を基に、満足度の低い講座等を中心に抜本的に見直し、令和 2(2020)年度に向けて、学生のニーズに合ったキャリアセミナーの在り方を検討したところ、[表 2-3-6] のとおり履修登録者数も改善された。

	ノ こく ノ ・シ/仮じ日	◎万1年19 ○ 1工作日 9人(○	V1) .2 H1 L1]
年 度	単位修得者	履修登録者	3年次在籍者数
令和元(2019)年度	56 (56.6%)	58 (58.6%)	99
令和 2(2020)年度	77 (87. 5%)	80 (90. 9%)	88
令和 3(2021)年度	65 (60, 197)	65 (60, 19/)	94

[表 2-3-6 キャリアセミナーの履修者の推移と在籍者数に対する割合]

キャリア支援においては、今後とも、建学の精神に基づく豊かな人間性に裏打ちされた 高い知性と専門性を備える、社会に必要とされる人材の育成をキャリア教育の目標として いきたい。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

① 学生サービス組織

学生生活全般の支援は学生部の学生支援課が業務を行っている。学生部は学生部長、学生支援課長、学生生活係長及び学生生活係1名と保健室の養護担当1名で構成されている。

主な業務内容として学生生活・課外活動の支援、表彰・懲戒のほか、学生証・通学証明書・学割・健康診断証明書などの発行、授業料納入延期への対応、奨学金(日本学生支援機構など)・福利厚生、健康管理、各種相談、厚生補導、留学生の受入れ・派遣や国際交流業務を行っている。

また様々起こる諸問題に対処するための協議の場として学生生活委員会がある。委員は

学生部、学生相談室、学生会(自治会)顧問及び各学科からの代表の教員、事務職員によって構成されている。【資料 2-4-1】

② 健康相談、心理的支援、生活相談

本学の保健室には養護教諭の資格を持った職員1名が常駐している。緊急時に職員が不 在の時は看護師の資格をもった教員等で対応している。

保健室には緊急時の対応として、担架、車椅子、AED を置いている。また、学生が気軽に利用できるよう、体脂肪計、自動血圧測定器や健康(心のケア、トラウマ・ケア等)に関するパンフレットを置き、様々な相談に応じている。

健康相談、心理的支援、生活相談等の対応については、保健室以外にも学生相談室や、 学生支援課事務職員、各学科担任等でも行っている。

近年、発達障害を疑う学生・大学院生の相談が増加傾向にあることから、全教職員、全学生に、「発達障害について」のガイドラインを配布し、啓発した。発達障害を疑う学生の就労支援についても、定期的に来校するジョブサポーターとの連携を図っている。

また、令和3(2021)年度には「障害のある学生への支援委員会」が設立され、「障害のある学生への支援に関する基本方針」「障害のある学生への支援規程」のもと、障害のある学生への支援の充実を図ることとなった。【資料2-4-2、資料2-4-3】

③ 学生相談室

保健室と同フロアに、学生相談室を設置している。臨床心理学を専門とする教員が「学生相談室担当」となり、全体のコーディネートを行っている。学生相談員は、多重関係を避けるために、外部の相談員(臨床心理士)、保健室担当の2名で担当している。その他、精神科病院・クリニック等への紹介、人間関係や自分の性格等に悩む学生に関することなどは、学生相談室のみならず、全教職員協働で守秘を遵守しつつ共通理解と連携を図っている。

④ 経済的支援

学生に対する経済的な支援としては、外部機関(日本学生支援機構等)による奨学金のほかに平成21(2009)年度に設立した本学独自の「白百合奨学金」を設けている。令和3(2021)年度は20人の学生に月額2万円を1年間給付している。【資料2-4-4~資料2-4-6】

また、令和 3(2021)年度は、日本学生支援機構が実施した「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の周知を行い、新型コロナウイルス感染拡大でアルバイト収入等が減少して生活に困窮している学生を支援した。

留学生に対しても、本学より「鹿児島純心女子大学外国人留学生特別奨学金」として月額3万円、薩摩川内市居住者に対しては、同市から「薩摩川内市外国人留学生奨学金」月額1万円の奨学金が支給されている。令和3(2021)年度は1名に対し本学より月額3万円、同市から月額1万円の奨学金が支給された。住居環境については本学が委託管理している指定寮への入寮が可能である。

⑤ 課外活動支援

約2割の学生がクラブ・同好会に加入し活動している。例年入学式オリエンテーションの中でクラブ紹介の時間を設け、新入生に課外活動に参加するよう促しているが、ここ2 年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて実施できていない。

代わりに各クラブ・同好会の部長に協力を得て、学内にクラブ・同好会紹介のポスター

を展示し、新入生、在学生に周知を図った。

学生の活動に関しては、学内の施設(体育館、礼法室など)を20時まで開放し、利用しやすい環境を整えている。資金面では学生会(自治会)の会費として毎年新入生から4年間分を一括で徴収し、その内の2/3を課外活動費に充てている。【資料2-4-7、資料2-4-8】ボランティアについては学生部に「鹿児島純心女子大学ボランティア支援の会」を設け、外部からのボランティアの情報、斡旋、相談に応じている。【資料2-4-9】

また、東日本大震災翌年から被災地復興支援ボランティア活動に参加する学生に対しては、後援会と学生会からボランティア派遣支援として経済的支援をしている。

大学は、学生と薩摩川内市及び地域コミュニティ協議会(自治会)との橋渡し役を担い、 祭などの地域行事、花壇の植替えなどの清掃整備、ボランティア活動などを通して、学生 が薩摩川内市の住民との交流を図り、地域に生きる社会人としての自覚を持つよう推進し ている。

⑥ 編入生への支援

入学式オリエンテーションで編入生には本学に順応できるようガイダンスを組み、細かくカリキュラム等を教え、相談に応じている。

⑦ 社会人教育·情操教育

火曜の3限は全学科・全学年「アセンブリー」という時間に充てている。各学科独自の企画のほかに、全学向けに、避難訓練や防犯教室を実施するほか、学生生活・社会人生活に役立つ講演会(税、年金、法律、性、薬物などについて)や情操教育の一環としてコンサートなどを開催している。ここ2年ほどは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、オンラインで実施した。【資料2-4-10】

【資料 2-4-1】「令和 4 年度 組織・分掌事務一覧」【資料 1-2-2】と同じ 令和 4 年度大学委員会等 p. 6、分掌事務の内容 p. 9、事務局 p. 10

【資料 2-4-2】「学生生活 ガイドブック」

【資料 2-4-3】「学生相談のご案内」

【資料 2-4-4】「2022 年度 学生便覧」p. 113~p. 115【資料 F-5】と同じ

【資料 2-4-5】大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業減免制度) (前年度実績) 【表 2-7】と同じ

【資料 2-4-6】令和 4 年度白百合奨学金応募者·採用者 鹿児島純心女子大学 白百合奨学金大綱 鹿児島純心女子大学 白百合奨学金規程

【資料 2-4-7】「令和 4 年度学生会総会資料」

【資料 2-4-8】「第 25 回 学生生活実態報告書 令和 3 年 6 月実施」【資料 2-2-7】と同じ

【資料 2-4-9】「ボランティア支援の会」

【資料 2-4-10】令和 4 年度 アセンブリー・進路ガイダンス計画(前期・後期)

(3) 2-4 の改善・向上方策 (将来計画)

常に学生のニーズを把握し、学生の満足度を向上させる。

小規模大学のメリットを活かし、教職員と学生が交流する行事や、様々な社会問題をテーマにした講演会等を更に充実させ、学生がより良い学生生活を送り、社会人にふさわしい資質を身につけて卒業できるように、学生部や各学科、学生相談室、学生会の連携をより密にして、学生の諸問題に全教職員が一丸となって取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理
- (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、鹿児島県の薩摩半島北西部に位置する薩摩川内市にあり、県都の鹿児島市から 新幹線で最寄り駅の川内駅まで約10分、更に駅よりバスで約10分の市街部を流れる一級 河川「川内川」を一望できる小高い丘に位置している。

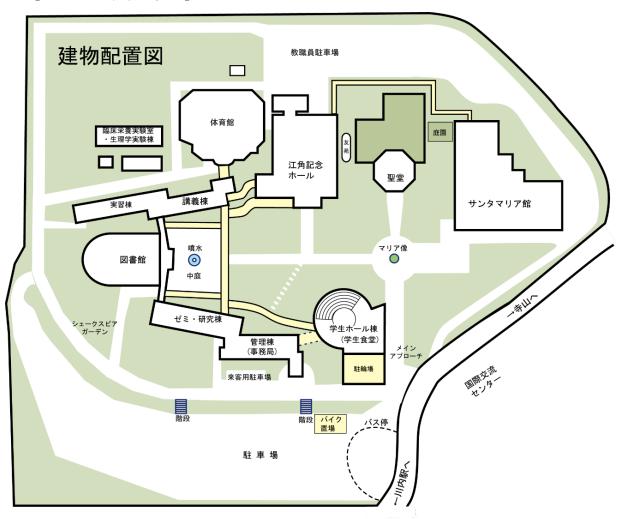
本学の校地面積は、12,344 ㎡で校舎面積は 22,393 ㎡となっており、大学設置基準上必要な面積はいずれも大きく上回っている。 [表 2-5-1]

[表 2-5-1 校地・校舎の面積]

	校地面積(㎡)	設置基準上必要な 面積(㎡)	校舎面積(㎡)	設置基準上必要な 面積(㎡)
合計	12, 344	6, 960	22, 393	6, 888

また、キャンパス内の校舎配置は、「図 2-5-2] のとおりである。

[図 2-5-2 校舎配置図]



本学の校舎は、スパニッシュスタイルの外観で統一され、正門から入った正面に、聖書的に「新しい出発」を意味する数に因んで八角形に設計された聖堂セント・メアリーチャペルが静けさと安らぎを漂わせ、訪れる人を温かく迎える。このチャペル手前の広場中央にはマリア像が建てられ、ここを中心に大学構内の全域を平面的な十字架で表現している。中庭正面には図書館があり、広々とした吹き抜けの空間を持つ静かな閲覧室や、学園の創立者江角ヤス先生の心に触れることのできる「創立のこころを知る」のコーナーが設置されている。そして、東側の敷地に、平成20(2008)年、サンタマリア館が竣工したことで大学と大学院がすべて同一敷地内に整備され、ゼミ・研究棟や講義棟に加え実習棟など、より効果的で高度の教育機能を備えることとなった。

また、このほかに「動」の空間としての体育館と多目的広場、一般市民にも開放されたくつろぎの場としての学生食堂、各棟との動線をまとめる位置にある管理棟など、キャンパス全体が、精神性を基にした知性と感性の調和の雰囲気を作り出すように配慮されている。学園の創立者シスター江角ヤス生誕100年を記念して建設された江角記念ホールは、中心に位置し、800名を収容する江角講堂、オーディオルーム、ラウンジ、セミナー室等を配し、女子大学らしい柔らかな雰囲気を漂わせている。

これらの施設は、本学における教育研究の促進、キャンパスライフの充実、学術の進展、 地域振興に寄与している。

さらに、人間教育学部教育・心理学科の初等・中等(英語)教育専攻は、教員養成に関する学科として教職課程認定を受けているが、その附属施設として幼保連携型認定こども園鹿児島純心女子大学附属純心幼稚園(鹿児島県薩摩川内市隈之城町 1001)があり、教育・研究の効果を高めている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

① 図書館

図書館は、講義棟と研究棟を繋ぐ好位置にあり、延床面積 2,151 ㎡専有 2 階建ての独立棟で施設規模は充分といえる。閲覧座席は 140 席、視聴覚資料閲覧席 12 席である。図書収容能力は約 160,000 冊。これは隈之城キャンパスの図書館書庫の約 54,000 冊を含めている。

情報サービス設備は利用者用情報検索 PC が 9 台、タブレット 6 台、DVD・VTR 機器を 12 台設置している。また、平成 30 (2018) 年度に新たに設置した入館管理システムにより、学生、教職員、および入館許可を得た利用者のみ入館が可能となったことから、安全で安心して滞在できる環境が整っている。また資料は退館管理システムが作用することで無断帯出や誤帯出を防止し管理されている。蔵書は、本学を含めた学園全体のシステムとして図書館情報システム「NALIS」で運用・管理している。保守管理は(株)NTT データ九州への委託である。学園として一つのシステムを利用することにより、大学、短期大学、中学高校の資料を相互利用できサービスの充実に繋がっている。

職員は司書資格を持つ3名と非常勤職員1名で利用者サービス業務に当たっている。 令和3(2021)年度末現在の分類別蔵書冊数は次のとおりである。

「表 2-5-3 分類別蔵書冊数]

	総記	哲学	歴史	社会	自然	技術	産業	芸術	言語	文学	その他	合計
和書	4, 215	16, 449	9, 184	25, 697	34, 480	6, 113	2, 247	7, 671	8, 943	16, 762	6,712	138, 473
洋書	5, 482	2, 623	1,779	3, 133	2, 028	134	116	632	3, 803	4, 634	2, 456	26, 820
合計	9, 697	19, 072	10, 963	28, 830	36, 508	6, 247	2, 363	8, 303	12, 746	21, 396	9, 168	165, 293

なお、雑誌は2,723タイトルを所蔵している。

令和3(2021)年度分類別貸出状況は次のとおりである。

「表 2-5-4 分類別貸出状況]

	総記	哲学	歴史	社会	自然	技術	工業	芸術	言語	文学	小	盂	その他	総計
大学生	59	282	91	1,662	6, 277	285	50	626	691	733	10,	756	896	11, 65
大学院生	0	155	2	107	53	2	0	0	0	3		322	32	35
教職員	27	112	55	463	711	72	35	305	106	132	2,	018	349	2, 36
総計	86	549	148	2, 232	7,041	359	85	931	797	868	13,	096	1, 277	14, 37

貸出冊数や貸出条件は次のとおりである。

貸出冊数 学生 15 冊 教職員 50 冊 学外者 図書のみ 3 冊

貸出期間 学生14日 教職員 180日 学外者 1週間

開館時間 平日 8:40~18:30 土曜日 10:00~17:00 日曜・祝日 閉館 学生への年間貸出冊数の推移は次のとおりである。

[表 2-5-5 年間貸出冊数の推移]

年 度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
学生への貸出冊数	14, 146	12, 287	9, 998	12, 006
学生1人当たり	23.0	20.5	17. 4	20. 3

平成30(2018)年度から令和3(2021)年度までの私立大学図書館の学生への貸出冊数の全国平均が年間1人当たり2.9 冊に対し、本学の貸出冊数は20.3 冊と全国平均を大きく上回っている。図書館資料の利用を促す指導による成果が現れたものと考えられる。また毎年、文献検索指導を行い、図書館に所蔵のない文献を他大学図書館等から取り寄せるなど幅広いサービスも可能であることを周知している。また蔵書は自然科学分野の資料が最も多く、貸出冊数についても自然科学分野が多い。自然科学分野には医学・看護学や栄養学が含まれる。次いで社会科学分野が多い。ここには教育学が含まれていることから、学科の構成に基づく資料の充実と利用が多いことがわかる。

令和2(2020)年度の入館者数は1日平均64.2人と新型コロナウイルス禍における影響を受け例年より減少したが、令和3(2021)年度の入館者数は1日平均101人となり回復傾向が見られる。ILL(図書館相互協力)については、文献複写依頼659件、受付222件、貸借依頼5冊、受付30冊である。学術情報のオープンアクセス化により、文献複写の依頼と受付は減少傾向にあったが、令和3(2021)年度は複写依頼が増加している。本学においても平成24(2012)年に機関リポジトリの運用を開始し、学術情報の提供を行っている。

また、電子情報としては、医中誌 Web、最新看護索引 Web、CiNii Research、新聞・雑誌記事横断索引@nifty、国立国会図書館デジタルコレクションを契約している。また新型コロナウイルス禍において来館が困難な状況があり、未導入だった電子書籍を導入し非来館型図書館としても活用できるよう環境を整えつつある。今般の新型コロナウイルス感染症の流行により図書館サービスに変化をもたらした。また図書館を安全に利用するために、使用する机等の消毒を行えるよう各机、各室に消毒液等の設置を行った。

図書館の状況として、受入図書冊数(平成30年度~令和3年度)と蔵書冊数の推移を次の表に示す。

[表 2-5-6 蔵書冊数の推移]

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	平均
受入冊数	3, 325	3, 386	3, 367	2, 964	3, 260. 5
蔵書冊数	155, 576	158, 962	162, 329	165, 293	
学生1人当たり 受入冊数	5	6	6	5	5. 5
学生1人当たり 蔵書冊数	234	271	285	280	

これは過去4年間の受入図書冊数と蔵書冊数の推移を示したものである。私立大学の学生1人当たりの平均受入冊数は0.6冊、蔵書冊数が45.6冊であることからすると本学の蔵書冊数はかなり多いことがわかる。

図書館運営委員を中心とした教員選書とシラバスの活用で、各学科の特性に応じた資料が順調に増加している。

② 博物館

博物館は、開学以来、図書館の一隅に「日本郷土玩具館」として郷土玩具資料を展示していたが、平成20(2008)年度に竣工したサンタマリア館の1階に「鹿児島純心女子大学附属博物館」として、移設・開館した。常設展として「郷土玩具の世界」を展示している。また、大学祭にあわせて企画展を行っている。これらの展示はすべて学生が企画し、展示作業も行っている。博物館、収蔵室、準備室、学芸実習室、作業実習室、屋外作業場、館長室を備えており、総面積は492㎡である。【資料2-5-1】

収蔵資料は、開学時に伊藤好男氏より寄贈された郷土玩具約 2,500 点を基礎に、その 後寄贈されたものを含め現在約 5,000 点の資料を収蔵している。

③ 情報ネットワーク

情報処理教育設備は PC 教室に 50 台、ICT 講義室に 54 台、情報ゼミ室 1 に 20 台、情報ゼミ室 2 に 20 台、イングリッシュラウンジに 8 台、計 152 台のコンピュータを 5 教室に設置している。授業は主に PC 教室及び ICT 講義室で、研究ゼミは情報ゼミ室 1、2 で行われ、授業や研究ゼミの行われていない時間は学生が自由に使用できるようになっている。また、開放時間は平日 8:20~19:00 まで、土曜日は 8:20~17:00 まで使用できるようにしているため、学生のニーズに合わせた設備環境となっている。

学内ネットワーク及び各教室の整備・維持は情報処理担当の教員 2 名が対応にあたっている。運営に関しては各学科からの選出者及び事務職員から構成されている情報管理運営委員会が組織されており、教育研究に関する審議事項等を諮り、大学全体の教育に反映させている。

④ 心理臨床相談センター

大学院の附属機関として開設している「心理臨床相談センター」は、相談室4室、プレイルーム4室、モニタールーム4室、心理査定室1室、ケースカンファランス室1室、スーパーヴィジョン室1室の他、資料室、遊具収納室、研修員室等22室を備え、心の問題を抱える様々な外来者を多く受入れている。この規模は、全国でも有数の施設として評価されている。大学院生にとっては臨床心理士・公認心理師としての資質をより高める実践の場となっている。【資料2-5-2】

【資料 2-5-1】博物館パンフレット

【資料 2-5-2】「心理臨床相談センター」パンフレット

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では、車いす利用者のスムーズな移動を可能とするため、出入口のスロープや建物の階層移動用のエレベーターを完備している。トイレも男性トイレ、女性トイレのほかに各棟に多目的トイレがあり、車いすでもそのまま利用できる。また、雨天時であっても濡れずに移動可能な動線があり、利便性の高い構造となっている。

このように本学では、施設・設備において、身体に不自由のある人でも利用しやすい、 人にやさしいキャンパスとなるよう配慮している。

令和 2(2020)年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についても、学

生の健康面の安全の配慮と学びの保証を最優先に、教職員が一丸となって学内行事や授業の在り方について検討を重ね対応してきた。感染症対策委員会を中心とした「新型コロナウイルス感染症対策会議」により、本学における感染対策の方向性を定め、令和2(2020)年度4月の開講予定当初から、3密とならないための対応として、オリエンテーションを学科・学年別に分散実施を行ってきた。また、学生の通学中における感染リスクが本学における大きな課題となっているため、学内にてオンライン授業の実施について、オンライン授業検討委員会を発足させ、同時双方向型授業で使用するソフトウェア候補の選考、選定をした(ソフトウェアとして「Teams(無料版)」とオンデマンド型(課題研究)授業のソフトウェア「moodle」)。

全教職員(非常勤講師も含む)向けに講習会を3回開催し、「Teams (無料版)」「moodle」の設定手順や使い方(チャットや課題提出の方法・出席確認)等について習得してもらい、随時オンライン授業の実施を進めていった。また国の「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」補助事業を受け、有料版ソフトウェア「Office365」を契約し、対面授業と同様またはそれ以上の効果を得られるようなオンライン授業の対応を進めてきた。なお、同時双方向型を含むオンライン授業を有効的に取り入れ、実技・実験・実習のように対面授業が必須となる科目は、学生が登校し授業を受ける科目として分散登校とした。令和3(2021)年度には「遠隔授業実施におけるWi-fi環境整備事業」により、授業を行う教室等のWi-fi環境を整備し、学生個人がオンラインを利用した学修ができる環境も整えた。オンライン授業の導入にあたっては、オンライン授業検討委員会の学科教員と事務職員を中心に授業実施の補助や教室の環境整備等サポート体制を取りながら進められ、本学のDX化を加速させた。現在、国・県ともに「まん延防止重点措置」が発令されていないため対面授業を行い、感染対策に配慮しながら部分的にオンラン授業(教員の感染防止に因るテレワークや県外の教員・医療従事者の授業等)を行っている。

なお、大学(学内)で実施する対面授業については、感染防止対策の基準に対応した学生の座席数を確保するとともに、職員による学内の消毒を毎日行っている。

また、学生への感染防止に関する周知を徹底し、感染者・濃厚接触者や症状等に関する情報をいち早く収集することにより、クラスターの発生を抑えるよう感染対策に万全を期している。【資料 2-5-3~資料 2-5-6】

【資料2-5-3】新型コロナウイルス感染症対策会議

【資料 2-5-4】オンライン授業対策会議

【資料 2-5-5】「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」補助事業

【資料 2-5-6】「遠隔授業実施における Wi-fi 環境整備事業」

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学における講義室や演習室、実験・実習室、自習室等の状況は、エビデンス集(データ編、共通基礎様式 1) に示すとおりである。

講義室は学部間の共用としているが、200人収容の大講義室から小講義室、セミナー室と少人数指導など多様な指導形態がとれるよういろいろな教室サイズを用意しており、 履修者数に応じた教室配置の確保ができている。演習室も一部共用としているものの、

特に、専門的で多様な実習を必要とする看護栄養学部の 2 学科に関する実習には、それ ぞれの資格法令基準に則った授業ができるよう専門の実習室を配置している。また、そ れぞれの学科において実験・実習等では少人数のグループに分けて、授業内容の項目編 成に考慮しながら効率的に運営できるようにしている。

大学院専用に教育研究に必要な施設・設備は、ほぼ充足している。データ管理(臨床、研究)も二重三重に管理されている。【資料2-5-7】

【資料2-5-7】令和4年度 前期 教室使用状況

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

小規模な大学ではあるが、学生や教職員数に比し広い敷地を有しており、快適な環境を維持している。学生生活を支援するための施設として、駐車場、図書館、ラウンジ、学生食堂、チャペル、PC 教室は学生の満足度を得ていると考えている。特に図書館の利用度が高いことはデータにも示されている。

建物の耐震性も充分満たしており、大きな問題はないが、開学から 28 年経過し、経年 劣化が進んでいるものもあり、機器の不調など日常のトラブルが生じやすくなってきてい る。その予防措置や対応が必要となる回数が増えつつあるため、学修環境の維持・改善や 安全確保の観点、緊急度などを勘案して、必要な整備を計画していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の 意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
 - (1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

① 学生生活実態調査

毎年「学生生活実態調査」を実施し、学生の生活実態の把握に努めているほか、学生から本学に対しての要望等を知る機会ともなっている。【資料 2-6-1】

学生からの意見・要望等に対しては、各学科や関係部署へ引継ぎ対応している。

② 学生の意見・要望

「学生生活実態調査」のほか、例年5月に開催される学生会主催の学生総会に合わせ、各クラスで取りまとめた意見・要望書を学生会が学生支援課に提出し、学生支援課や関係部署で回答書を作成して総会で「大学からの回答」として発表している。【資料2-6-2】

また、「学長への意見箱」を設置し、学生の意見や要望を随時受け付けてもいる。

「学生生活実態調査」や学生総会、学長への意見箱等で出た学生からの意見・要望に対しては、小規模大学としてのメリットを活かして、個々の事例に対して細かに対応し、各学科や関係部署へ引継ぎ対応している。

③ 学生による授業評価

学修支援に関する学生の意見をくみ上げるシステムとして、毎学期、「学生による授業評価」としてアンケートを実施している。各教員は学修支援システム (moodle) を活用し、学生はパソコンやスマートフォンから回答している。この結果については、各学部・学科長以上の管理者に全資料データが配布され、企画・FD・SD 委員会で授業改善に向けた検討を行い、授業改善へのフィードバックがされている。また、経年比較できるアンケートの全体平均値の一覧を本学ホームページで公表している。【資料 2-6-3】

4 オンライン授業に関する調査

コロナ禍における遠隔授業の導入が必須となり、オンライン授業開始前の通信環境の調査をはじめ、令和 2(2020)年度前期終了時にオンライン授業に特化したアンケート調査を実施した。集計結果の概要は全教職員に周知するとともに、その詳細はオンライン授業検討委員会により検討を重ねて次学期以降に反映させる対応をとった。【資料 2-6-4】

【資料 2-6-1】「第 25 回 学生生活実態報告書 令和 3 年 6 月実施」【資料 2-2-7】と同じ

【資料 2-6-2】「令和 4 年度学生会総会資料」【資料 2-4-8】と同じ

【資料 2-6-3】「学生による授業評価(令和 3 年度)」【資料 2-2-6】と同じ

【資料 2-6-4】「令和 2 年度 教職員全体研修 分科会資料」 遠隔授業に関するアンケート結果 p. 2~10

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意 見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の健康相談に関する問題は、学生相談室、保健室や学生支援課、クラス担任への相談、オフィスアワー等の利用での相談で出されることが多いが、それが学科や大学全体に関わる問題である場合には、学生の個人情報や感情に配慮しつつ関係部署で対処するよう努めている。経済的支援としては、各種奨学金や本学独自の白百合奨学金制度の周知及び手続の支援を行っている。【資料 2-6-5】

上記以外にも、学生と教職員で組織された各種委員会(大学祭実行委員会、卒業アルバム委員会、卒業記念品策定委員会、謝恩会実行委員会)で出た意見・要望もくみ上げている。

【資料 2-6-5】大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業減免制度)(前年度実績)【表 2-7】と同じ

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生生活実態調査」や学生総会、学長への意見箱等で出た学生からの意見・要望に対しては、各学科や関係部署へ引継ぎ対応している。

令和3 (2021)年度は、学内のWi-fi エリア拡大の要望が挙がったことから、情報担当の 教員と相談して、エリアの拡大を行った。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

「学生生活実態調査」や学長への意見箱等、学生の意見・要望をくみ上げる体制は整っているので、学生の利用を促進し、学生の意見・要望を有効活用していく。

学生の学生生活の満足度が更に向上するよう、常に学生のニーズを把握し、学生の意見・

要望に対して学生部や各学科、学生相談室、学生会と連携して、実現できるところは改善していく。

[基準2の自己評価]

教育目的を踏まえた学部・学科・研究科ごとのアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像について広く周知している。入学者選抜もアドミッション・ポリシーに沿って多様な入試で適切に実施している。入試問題は独自に作成し、入試ミスを生じさせない体制で厳正に実施している。入学定員や収容定員において教育・心理学科と研究科が定員割れとなっているが、学部改組や入試制度改革を行うとともに、学生募集結果の分析や改善を学園・大学で取り組んでいる。令和 5(2023)年度の男女共学化に向けた募集活動はこれまで以上の熱量で教職員一丸となって取り組んでいるところである。

今後も恵まれた学修環境を整備維持しつつ、学修支援はもとより、学生サービス、キャリア支援についても教職協働の体制により効果的な機能を果たすよう取り組んでいく。 このことから基準2の「学生」の基準を満たしている。

基準 3. 教育課程

- 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、 修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
 - (1) 3-1 の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

- (2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【人間教育学部 教育·心理学科】

学則第3条の2に定められた教育目的を踏まえ、人間教育学部教育・心理学科のディプロマ・ポリシーを定めている。教育・心理学科は1学科であるが、その下に「初等・中等(英語)教育専攻」「心理・文化専攻」の2つの専攻を設置し、初等・中等(英語)教育専攻には「児童生徒教育コース」「こども発達コース」の2つのコースを設置している。

学科の教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーは明確にされ学内外に公表し周知を図っている。【資料 3-1-1、資料 3-1-2】

【看護栄養学部 看護学科】

教育目的を考慮したディプロマ・ポリシーが策定されており、これらは学生便覧等で提示されている。また、各種オリエンテーション時に説明がなされるなど周知が適切に行われている。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

本学の教育目的を踏まえて健康栄養学科では、ディプロマ・ポリシーを策定している。 このディプロマ・ポリシーは、学生便覧、本学ホームページ等に掲載するとともに、大 学説明会、キャンパス見学会、高校訪問、高校への出前講座等を通して、周知している。

【大学院 人間科学研究科】

教育の理念及び建学の精神を踏まえ、修了認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーを策定し、大学院学生便覧、ホームページ等で公表・周知している。

- 【資料 3-1-1】本学ホームページ→「教育理念・建学の精神及び 3 つのポリシー」【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-1-2】本学の3つのポリシー(「2023 鹿児島純心大学 大学案内」p.6)【資料 F-2】と同じ 学部・学科の3つのポリシー(「2022 年度 学生便覧」p.2~p.6)【資料 F-5】と同 じ

看護学科の3つのポリシー(「2022 年度 学生便覧 看護学科別冊 p. 3」【資料 F-5】 と同じ

大学院の3つのポリシー(「2022 大学院学生便覧」p. 2)【資料 F-5】と同じ

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了 認定基準等の策定と周知

【学部・学科】

学則第26条及び第30条に基づく単位認定基準は「単位認定規程」で定められ、履修要項で具体的に説明されている。各学部・学科の進級基準及び卒業認定基準は「履修規程」で定められている。なお、これらについては、学生便覧に掲載するとともに、オリエンテーション等を利用し学生に説明し周知している。

【人間教育学部 教育·心理学科】

教育・心理学科の卒業要件については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、基礎教育科目については、人間的成長を促す領域 10 単位、情報の活用と表現力を高める領域 4 単位を含む 24 単位以上、共通科目を含む専門教育科目については 100 単位以上、合計 124 単位以上を修得しなければならない。【資料 3-1-3】

単位認定基準は単位認定規程に則り、1年次のオリエンテーションで履修方法と合わせて周知を図っている。1年後期から学生は希望の専攻・コースに分かれ、各専攻・コースの必修科目を修得することも卒業要件となる。また、進級については心理・文化専攻は3年次に、児童生徒教育コースとこども発達コースは2年次に、いずれも標準修得単位数の5割以上を満たすことが要件となる。

これらの単位認定基準と卒業要件、進級基準については1年次のオリエンテーションだけでなく、年次初めのオリエンテーションや必要に応じてアセンブリーで学生に周知を図っている。

【看護栄養学部 看護学科】

看護学科では看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格、助産師国家試験受験資格取得や養護教諭一種免許状取得、高等学校教諭一種免許状(看護)取得(令和3(2021)年度入学生まで)のために必要な科目をディプロマ・ポリシーを考慮して配置しており、資格取得までの流れをカリキュラム・ツリーで提示している。具体的には、卒業要件を看護師国家試験受験資格取得に設定しており、基礎教育科目25単位以上、専門教育科目100単位以上の合計125単位を修得しなければならない。令和4(2022)年度入学生の場合、基礎教育科目21単位以上、専門教育科目107単位以上の合計128単位を修得しなければならない。各科目の学修面における到達目標及び評価方法については、シラバスに明記した上で、学生に周知している。【資料3-1-4】

保健師・助産師国家試験受験資格取得、高等学校教諭一種免許状(看護)(※令和 4(2022)年度入学生からは取り下げ)、養護教諭一種免許状の取得については、それぞれ選択基準を設け、学生便覧、学生便覧・看護学科別冊に明記した上で、各学年の新年度オリエンテーション、アセンブリーの学科企画等で学生に周知している。

進級基準は、看護栄養学部履修規程に明記しており、各学年の新年度オリエンテーション時に学生に周知すると共に、学生便覧・看護学科別冊を使用して、学生各自が修得単位の状況確認をする機会を設けている。その際、単位未修得科目についても確認し、学生自

身が履修計画を立案できるよう書式を整えている。記入後の書式を用い、学生と共に履修 計画を確認している。

実習科目については、科目毎に実習履修条件を設けており、臨地実習要項に明記した上で、各学年の新年度オリエンテーション、アセンブリーの学科企画、個別面談時等、必要に応じて繰り返し学生に周知している。実習履修条件を満たしていることを確認した上で実習科目の履修を認めている。

卒業要件、助産師等の資格の選択基準、進級基準、実習履修条件については、学生生活 懇談会及び個別面談時等に保護者にも繰り返し説明・周知している。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

単位認定については、学則第 26 条により単位認定規程として定められており、学生便覧等にて学生や保護者らに周知されている。また、科目ごとの学修面における到達目標及び評価方法については、シラバスにて記載・公表されている。進級基準について、令和 2 (2020)年度より学則第 31 条に基づいて定められた履修規程の中に、標準的な修得単位数 (1 年次31 単位、2 年次 62 単位、3 年次 93 単位)及び 3 年次への進級要件(40 単位以上)が新たに定められており、学生便覧等にて学生や保護者らに周知されている。また、本学科の重要な科目である 3 年次の臨地実習 (臨地実習 I (病院)及び臨地実習 II (事業所等))においては内規を定め、学修レベルがある一定以上の条件(履修済み科目の平均点及び実習関連科目の単位修得)を満たして初めて学外実習に参加できることとしている。その内規は入学時、学生生活懇談会及び個別面談時等にて学生及び保護者に繰り返し説明・周知している。卒業認定基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえ所定の在学期間(4 年間)を満たし、所定の授業科目を履修してその単位を修得することであり、本学科では、卒業要件として、基礎教育科目は 32 単位以上、専門教育科目は 92 単位以上の合計 124 単位以上としている。学生便覧に掲載し、周知されている。【資料 3-1-5】

【大学院 人間科学研究科】

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準等を策定し、大学院学生 便覧で周知している。シラバスにおいても、授業計画及び成績評価基準等が全ての科目に ついて示されている。

単位認定基準として学則第26条(単位の授与)において、履修した各授業科目の成績評価は、試験又は研究報告等によって行い、これに合格した者に所定の単位を与えている。また、奨学金返還免除等の推薦者選抜や修了判定等の参考資料としてGPAを内部で利用している。

進級基準に関しては、年次別履修科目の上限について特に定めていないが、実習に関しては、原則として1年次に「臨床心理基礎実習」(必修)を履修していることが条件になっている。

学位論文に係る評価については、学位論文審査基準を設定し、学生便覧に記載するとともに、入学式オリエンテーション及び「特別研究 I 」で、大学院生に周知している。

修了要件については、大学院学則第39条に基づき、修士課程に2年以上在学し、履修要項に定めた、必修科目10単位と選択科目20単位以上の合計30単位以上を修得すること

に加え、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することを条件にしている。【資料 3-1-6】

【資料 3-1-3】「2022 年度 学生便覧」p. 20~21, p. 22~24、p. 48~70【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-4】「2022 年度 学生便覧」p. 20~21, p. 25~26, p. 71~83【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-5】「2022 年度 学生便覧」p. 20~21, p. 26~27、p. 84~97【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-6】「2022 大学院学生便覧」p. 13~17, p. 31~35【資料 F-5】と同じ

3-1-③ **単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用** 【人間教育学部 教育・心理学科】

単位認定に関しては、単位認定規程、履修規程、履修要項に基づいて、厳正に行っている。進級要件は、学科履修規程第8条に示しており、要件の単位数を満たさない者は現年次に留めおく。本学科は令和4(2022)年度が完成年度となるが、卒業認定に関しても、今後厳正に適用していく方針である。

なお、これらについては、学生便覧に掲載するとともに、毎学年初めのオリエンテーション等を利用し周知を図っている。

【看護栄養学部 看護学科】

単位認定基準、実習履修条件、進級基準、卒業認定基準は厳正に適用している。実習履修については実習前に単位修得状況を基に学科会で審議され決定される。進級に関しては、年度末に看護学科会にて基礎教育科目及び専門教育科目の単位修得状況を基に審議され決定される。卒業認定に関しては年度末に卒業判定会で在学期間、修得単位数及び卒業必修科目の単位修得状況を基に審議した後、教授会の承認を得た上で学長が認定している。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

単位認定については、学則の単位認定規程等を厳正に適用している。進級判定については、履修規程に定められた進級要件を厳正に適用している。卒業認定については、学科の卒業判定会にて在学期間、単位数及び卒業必修科目の単位修得状況を基に審議し、教授会の議を経て学長が卒業を認定しており、卒業認定基準が厳正に適用されている。

【大学院 人間科学研究科】

単位認定基準、進級基準、修了認定基準については、履修規程、学位授与規程、履修要項に定め、厳正に適用している。進級基準については 3-1-②で述べた通りであるが、修士論文の審査は、「学位論文審査基準」として学生便覧等で公表している。最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行い、その合否は、研究科委員会の議を経て学長が決定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

【人間教育学部 教育·心理学科】

単位認定、進級判定、卒業認定については、学則や履修規定に基づき厳正に行っている。 専攻・コースによって必修科目が進級判定の時期が変わるため、それぞれの専攻・コース

での単位修得の確認を年度初めのオリエンテーションやアセンブリーで行うことを徹底している。今後もディプロマ・ポリシーを踏まえ、適切な学生支援や教育の質向上に努め、 単位認定、進級、卒業認定に関し、厳正に実施していく。

【看護栄養学部 看護学科】

成績評価や単位認定については、学則や履修規程に基づいて厳正に行っている。

社会人基礎力及び看護職の養成という観点から規則を遵守するという姿勢を身につけるためにも出席を必ず確認することや欠席による履修時間の不足に対する注意、履修登録や追試験・再試験手続きについては科目担当、学年担当、学科教務委員が注意を促している。今後も指導を行っていく。併せて学生自身が自律的に計画的に単位を修得できるよう修得単位数の状況確認の機会を持つことを継続していく。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

これまでに規定がなかった進級基準及び標準修得単位数に関する規定を新たに設け、令和 2(2020)年度より適用を開始するとともに、学生便覧等に記載し周知を行ってきた。今後も必要に応じて協議を重ね、改善策を作成していく。

【大学院 人間科学研究科】

単位認定、進級及び修了認定、学位論文審査等の基準を明確化し、大学院学生便覧で公表し、厳正に適用している。大学院学則第3条(目的)に添い、心理臨床学を修得した者として、単に、数値での評価のみならず、「人としての資質」を重視するため、質の評価については継続して審議する。さらに、本学研究科の目的を達していると評価された者に対する表彰制度なども検討する。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施
- (1) 3-2の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

- (2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【人間教育学部 教育・心理学科】

学則第3条の2に定められた教育目的を踏まえ、学科のカリキュラム・ポリシーは次のように定められている。

教育・心理学科は、学科共通の「基礎教育科目」と「専門教育科目」をカリキュラムの 大きな柱としている。「専門教育科目」は、「学科共通専門科目」及び専攻・コースごとに

定められた「専門教育科目」に分けられ、専攻やコースにより異なる編成でそれぞれの専門性を高め、また同時に「チーム学校」という学科コンセプトの下、教育と心理の領域を有機的に連携させ、学校教育を内外から支える人材の育成を目指した教育課程を編成している。

- 1. 基礎教育では、初年次教育として大学における学びの姿勢や方法を身につけるとともに、豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、よりよく生きるための力の基礎をつくる教育課程を編成する。
- 2.1年次から4年次まで少人数教育を基本に、学年を追うごとに基礎的内容から発展的内容へと学びを深めていけるように、段階的かつ体系的に教育課程を編成する。
- 3. 専門教育の基盤をつくるとともに、幅広い領域の科目履修を通して多角的視野や統合的判断力を培うことを目的として、専門教育に「学科共通専門教育科目」を設ける。
- 4. 専門教育では、それぞれの専門に応じて教育、保育、心理、言語、文化科目をバランス良く配置し、学修することで、専門的知識と高度な技術を身につけることができるようにする。
- 5. 各専攻及びコースの専門性を充実させる一方で、教育と心理の領域を有機的に連携させ、学校教育を内外から支える知識・技術の修得ができる教育課程編成を行う。
- 6. 授業内外で領域と連携した体験的学習を積極的に取り入れ、知識・技能の向上はもとより、コミュニケーション能力、柔軟性、社会性、問題解決力等の向上・育成を図る。カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧に掲載し周知している。

【看護栄養学部 看護学科】

学則第3条の2に定められた教育目的を踏まえ、学科のカリキュラム・ポリシーは次のように定められている(令和4(2022)年度入学生まで)。

本学科の教育課程はディプロマ・ポリシーに基づき、以下の5つの領域で編成する。

<人間的成長を促す領域>

この領域は、「看護の精神」「女性発達学」「プロジェクトJ」の3つの分類からなり、個人としての成長と生涯学習の基盤づくりとなるものである。

<情報を活用し表現力を高める領域>

この領域は、「情報技術」「表現技術」の2分類からなり情報化と国際化が進む社会の中で人とコミュニケートできる力を育成するものである。

<看護の軸となる領域>

この領域は、「人間の発達」「健康の科学」「生活の支援」の3つの分類を絡みあわせながら看護の軸を形成していくものである。

<看護の基盤となる領域>

この領域は「ヒューマンケアリング」「社会・倫理・制度」「看護論」「看護技術」の4つの分類からなり、看護学の基盤となる考え方や態度を育成するものである。

<実践力を発揮する領域>

この領域は「実践看護学」「看取りの看護」「看護トピック」の3つの分類からなり、看護職者として、健康の回復だけではなく人生の最期をも視野に入れた看護が実践できる力を養うものである。また、卒業後も自ら研鑽しながら看護実践力を高めていく素地を養う

ものである。

なお、令和 4(2022) 年度の新カリキュラム施行に伴い、カリキュラム・ポリシーの確認、 見直しを行い、あらたに<看護の発展となる領域>を新設した。この中に保健師選択、助 産師選択、養護教諭一種免許状に関する科目を位置づけるとともに、看護師を選択する学 生が将来を展望したうえで、より発展的な学びができるようにした。令和 4(2022) 年度入 学生からのカリキュラム・ポリシーは次のように定められている。

- 1. ディプロマ・ポリシーの達成のために、基礎教育科目、専門教育科目の2つの系列からカリキュラムを構成する。
- 2. 基礎教育科目では、個人としての成長や生涯学習の基礎づくりとなることを目指すと 共に、カトリックの人間観に基づいて看護学を学ぶ基礎づくり、情報を活用しながら 表現力を高めるための基礎的力を養う。
- 3. 専門教育科目は、「看護の基盤となる領域」「看護の軸となる領域」「実践力を発揮する領域」「看護の発展となる領域」から成り、領域間の関連性や順序性を考慮して構成している。
 - ①「看護の基盤となる領域」で看護学の基礎となる考え方や態度を育成し、「看護の軸となる領域」において「看護の基盤となる領域」での学びも生かしながら看護の軸を形成していく。
 - ②「実践力を発揮する領域」では、「看護の基盤となる領域」及び「看護の軸となる領域」での学びを統合し、看護実践力を高めるための素地を養う。
 - ③「看護の発展となる領域」では、看護学の基礎を踏まえた上で、看護師、保健師、助産師、養護教諭として、より発展的な学びができるよう科目を配置している。
- 4. 看護の実践力を養うため、講義、演習、実習等を適切に組み合わせ、主体的・能動的な学びや協調性を養うことができるよう小グループでの演習などを取り入れた学習の機会を提供する。
- 5. 各科目では、科目の目標に応じて設定された評価方法を事前に提示した上で、その評価方法に基づき、知識・態度・技術等を総合的に評価する。

学科のカリキュラム・ポリシーを上記のように策定し、本学ホームページ及び学生募集 要項、学生便覧、学生便覧・看護学科別冊等に、記載・周知している。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

健康栄養学科では、次の通り、カリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧、本学ホームページ及び学生募集要項等に記載・周知している。

- 1. 初年次教育として、本学科に必要な基礎化学、生命科学、生物有機化学の科目を配置している。
- 2. 専門教育は、基礎科目から専門科目へ学年を追って体系的に配置されている。専門教育科目は、講義を先に、実験・実習をその後に配置して、理論を基にして実践力を養成する。
- 3. 栄養教諭、家庭科教諭の受験資格及びフードサイエンティストの資格取得に必要な科目は、学科の学びの中で修得できる。
- 4. 教養科目に関しては、4年間をとおして教養科目を選択必修として卒業までの間に修

得できるように配置している。

- 5. 学外実習として、臨地実習やインターンシップ及び海外研修をとおして、管理栄養士 業務の実際を学び、実践力やコミュニケーション力を養う。
- 6. 基礎教育科目として、「純心講座」「キリスト教概論」及び「人間の探求」を必須科目としてカトリック精神を伝え、豊かな人間性を育むための教育の一環としている。

【大学院 人間科学研究科】

大学院研究科のカリキュラム・ポリシーは、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会第1種指定大学院及び公認心理師対応のカリキュラムに則っており、大学院学生便覧、ホームページ等に次のとおり記載、周知している。

研究力、臨床力、社会的責任・倫理観の絶妙なバランス感覚をもった、社会に求められる心理臨床家を養成するために、以下のようなカリキュラムを提供する。

- 1. 社会的責任・倫理観: 一人の人間としてのアイデンティティを確立し、研究倫理に加え、社会に貢献できる資質を涵養できるよう研究指導、臨床指導を行う。
- 2. 研究力: 心理臨床学をベースに、学際的に学ぶ態度(リベラルアーツ)を培えるような「専門領域」科目を開講する。また、修士論文作成を通し、創造的に研究する力を養い、自らの心理臨床的関心を深めるようにする。少人数制により、独創的で社会に貢献しうる研究力を涵養し、その成果を修士論文としてまとめられるよう「特別研究」の科目を開講する。
- 3. 臨床力: 地域貢献を踏まえた臨床心理実習を充実させた「課題研究」科目を提供する。心理専門職としての基本姿勢や倫理観、社会人としてのマナー、コミュニケーション力を育む「臨床心理基礎実習」を基礎とする。 $1 \cdot 2$ 年次の「心理実践実習 I 」「臨床心理実習 I (心理実践実習 I)」により、学内実習及び、医療施設・福祉施設等での臨床実習を提供する。また、2 年次の「臨床心理実習 I 」では、学内実習の事例検討を実施し、事例研究としてまとめていく力を養う。これらの臨床実習を通して、他者の苦悩を想像する力、アセスメントする能力、創造的な支援(臨床心理面接)のありようを感得できるよう、スーパーヴィジョン、ケースカンファレンスを重視する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 【学部・学科】

本学では、各学部・学科において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定しており、この繋がりを可視化するためのツールとしてカリキュラム・ツリー及び履修モデルの策定に取り組んでいる。【資料 3-2-1、資料 3-2-2】

具体として、各授業科目が卒業までに身につけるディプロマ・ポリシーのどの項目に関連するのかを示すこと、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するのかを検討している。 令和元(2019)年度はこれらの検討結果をまとめ、各学科・コースが養成する具体的な人材像に対応する履修モデルを各々PDFで作成することができた。

令和 2 (2020) 年度版は moodle に登載し、公表した。カリキュラム・ツリー及び履修モデルに併せて、学生便覧では授業科目配当表にディプロマ・ポリシーのどの項目に関連するかを示すなどして、学生が各自のキャリア形成を意識して履修登録を行うことができるよ

うにし、一貫性の可視化を行っている。

【大学院 人間科学研究科】

心理臨床家として必要な5つの力をディプロマ・ポリシーに掲げ、カリキュラム・ポリシーではそれらを研究力、臨床力、社会的責任・倫理観という3つの柱に分け、教育の目的を明確化している。

【資料 3-2-1】カリキュラム・ツリー 教育・心理学科、看護学科、健康栄養学科、大学院 【資料 3-2-2】履修モデル(教育・心理学科)

「2022 年度 学生便覧 看護学科別冊」p. 13~16 看護【資料 F-5】と同じ

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 【人間教育学部 教育・心理学科】

本学科では、学科共通の「基礎教育科目」と「専門教育科目」をカリキュラムの大きな柱とし、その上で「専門教育科目」は、「学科共通専門教育科目」及び専攻・コースごとに定められた「専門教育科目」の2つに分けられている。基礎教育科目は本学の建学の精神を学んだ上で、初年次教育として大学における学びの姿勢や方法を身につけるとともに、豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、よりよく生きるための力の基礎をつくることを目的としている。学科共通専門教育科目は、専門教育の基盤をつくるとともに幅広い領域の科目履修を通して多角的視野や統合的判断力を培うことを目的としている。

専攻・コースごとに定められた専門教育科目は、専門に応じて教育、保育、心理、言語・文化科目をバランスよく配置し、学修することで、専門的知識と高度な技能を身につけることを目的としている。基礎教育科目については、「建学の精神」「人文科学」「社会科学」「自然科学」「芸術」「健康」「基礎教養」「就業力育成」「情報技術」「外国語」の10の分類を設定している。そして、その下に55科目を設定することで、幅広い学問を学び豊かな人間性と幅広い教養を身につけられるようになっている。学科共通専門教育科目については、「教育学」「心理学」「福祉」「英語」「日本語」「文学」「文化」「こども学」「海外研修」の9つの分類を設定している。

教育学の科目及び心理学の科目を通して専門教育の基盤をつくるとともに、幅広い領域 を通して視野を広げ、多角的思考力や統合的判断力を培えるようになっている。

専攻・コースごとに定められた専門教育科目については、初等・中等(英語)教育専攻の児童生徒教育コースは、「小学校教育科目」「特別支援学校教育科目」「英語力養成科目」「トピックスタディ」「中高英語教育科目」「卒業研究」「学校図書館」の7つの分類を設定している。こうした分類構成の中で、小学校教諭、中学校教諭(英語)、高等学校教諭(英語)、特別支援学校教諭、学校図書館司書の養成に対応できる形になっている。

初等・中等(英語)教育専攻のこども発達コースは「幼稚園教育科目」「保育の内容」「表現」「健康管理」「心理学」「小学校科目」「特別支援学校教育科目」「実践力を高める領域」「(こども学の実践) 幼稚園」「(こども学の実践)保育士」「卒業研究」の11の分類を設定している。こうした分類構成の中で、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、特別支援学校教諭の養成に対応できる形になっている。

心理・文化専攻は「心理学基礎科目」「基礎心理学」「実践心理学」「心理学関連科目」「実

習演習科目」「研究の実践」「異文化理解」「日本文学・文化」「地域研究トピックスタディ」「外国語基礎スキル」「日本語教育」「卒業研究」「学芸員」「留学生向けの科目」の 14 の分類を設定している。こうした分類構成の中で、心理専門職の養成に対応するとともに、言語や文化に関する学びを深め、日本語教員や学芸員を目指す学生にも対応できる形になっている。

「チーム学校」の理念に基づいた教員養成及び心理専門職養成は、人間教育学部教育・心理学科の最も重要な柱であり、大きな特色でもある。教員養成と心理専門職養成は別々に行われるものではなく、教育学の学位プログラム(児童生徒教育コース、こども発達コース)と心理学の学位プログラム(心理・文化専攻)をつなぎ、チーム学校という同じ理念のもとで教員養成と心理専門職養成を行うために、共通科目に卒業必修である「チームとしての学校論」を設定している。この科目はチーム学校の意義などを理論的に学ぶとともに、「学校インターンシップ I 」などを通して、チーム学校の一員として働く教員や心理専門職を観察することで、チーム学校を実践する力を身につけることが可能となる。

授業科目の履修順序(配当年次)については、幅広い知識に触れ、学びの基礎となる基礎教育科目や専門科目でも入門的なものは1年次を中心に設定する。学生がコース・専攻に分かれるのが1年後期であるため、1年次後期以降に専門教育の基盤をつくるための科目を設定している。

その上で、初等・中等(英語)教育専攻の児童生徒教育コースでは、1 年次では教職に対する理解を深めるとともに、教員に求められる教養を高めるために、「教職論」や「教職原理」を設定している。また、学校体験活動である「学校インターンシップ I 」を通して、教師の仕事や児童生徒との関わりを体験的に学ぶ。2 年次では、「理科概論」などで教科教育の基礎を学ぶことに加えて、「チームとしての学校論」を通してチーム学校の重要性を学ぶとともに、「教職フィールドワーク」(長期インターンシップ)を通して、教師の仕事を補助し教育実習の準備をする。また、「障害者・障害児心理学」などを通して特別支援教育の基礎知識を学び、障害のある子どもの理解を深める。さらに、教科教育法の授業(「算数科教育法」など)を通して教科の指導法を学ぶ。3 年次では、教科教育法の授業(「家庭科教育法」など)を通して教科教育力をさらに高めるとともに、小学校教育実習(「教育実習 II (小学校)」)を通して授業実践や生徒指導実践を積み重ね、実践的指導力を高める。4 年次では、中学校教育実習(または高校教育実習)に取り組み、教科指導力を高め、あるいは、特別支援学校教育実習に取り組み、障害のある子どもの個々のニーズを理解し、支援の方法を修得する。4 年間で学んできた理論と実践を融合し、教員としての総合的な力量の形成を図る。

また、初等・中等(英語)教育専攻のこども発達コースは1年次ではこども理解の基礎を築いた上で、教職に対する理解を深めるとともに保育の理論と実践の基礎を学ぶ。また、学校(園)体験活動である「学校インターンシップ I」を通して、保育者の仕事や子どもたちとの関わりを体験的に学ぶ。2年次では、「チームとしての学校論」を通してチーム学校の重要性を学ぶ。また、「教職フィールドワーク」と「こども学フィールドワーク」を通して定期的に幼稚園での補助的業務を積み重ね、保育の実践力を身につける。さらに、特別支援教育の基礎知識を学び、障害のある子どもの理解を深める。3年次では、幼稚園教育実習を通して主活動などの保育実践を積み重ね、実践的指導力を高める。4年次では、

保育実習に取り組み、保育の実践力をさらに高めるとともに、4年間で学んできた理論と 実践を融合し、保育者としての総合的な力量の形成を図る。

また、心理・文化専攻では1年次では、「心理学概論」や「臨床心理学概論」を通して、心理学に関する基礎を身につける。2年次では、「心理学実験 I」や「心理学的支援法」を通して心理学の方法を修得する。3年次では、「心理演習」などを通して本格的な実習・演習を通して、専門的な学びをさらに深める。4年次では、「心理実習」で心理専門職としての実践力を磨くとともに、卒業論文を執筆し(「卒業研究」)、4年間の学修の総仕上げを行う。

これらの体系的な教育課程編成に従い、シラバスも適切に整備がなされている。また、履修登録単位数の上限については、本学科の履修規程第7条に示すとおりである。1年間の履修登録単位数の上限を49単位とし、この上限には、原則として各学期に開講される科目のうち、教育・心理学科において卒業に必要な単位に算入されるすべての科目が含まれる。ただし、前年度のGPAが3.5以上である学生は49単位を超えて履修することができる。また、資格・免許関連科目、授業期間以外の時期に開講された科目などについては上限を超えて履修登録ができるとし、単位制度の実質を保つようにしている。

初等・中等(英語)教育専攻及び心理・文化専攻の履修モデルについては、大学案内パンフレットに掲載している。

【看護栄養学部 看護学科】

看護学科の教育課程は、「カトリック精神に基づく人格教育を行い、有為な人材を育成する」という大学の教育理念を基盤とし、「他者の真の幸せのために」と考え行動できる豊かな人間性を培うための「基礎教育科目」と、社会に貢献するために必要な「専門教育科目」の二つの柱で編成されている。カトリック精神とは、他者の幸せのためにという隣人愛の精神をもって行動することを意味し、「自分ではない他者のために業をなす」という看護学の根本原理とも一致するものである。保健師助産師看護師養成所指定規則(文部科学省、厚生労働省令)の基準を満たすだけに留まらず、生命と人格の尊厳の意識を深め、自己を知り、他の人々の個性を尊重する人間性を有した人材の育成を目指して教育目的、目標を以下のように定めている。

<教育目的>

「カトリック精神に基づく人間愛を基盤とし、人間関係が調整できる資質を備え、看護に携わる専門職者として必要な基礎的知識・技術及び態度を修得し、社会に貢献しうる有為な人材を育成する」

<教育目標>

- 1. カトリック精神の人間観に基づき、人間の尊厳や倫理の意味を理解し、行動できる能力を養う。
- 2. 看護の専門職者として科学的根拠に基づいた看護を実践しうる能力を養う。
- 3. 修得した知識や技術を統合し特定の健康課題に対応して看護を実践する能力を養う。
- 4. 保健・医療・福祉・教育の領域において多職種の人々と連携、協働しながら看護を発展、充実させる能力を養う。
- 5. 自己啓発能力と研究的態度を身につけ、社会の動向に関心をもち、看護の専門性を発

展させる能力を養う。

平成 23(2011)年保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い従来の看護師と保健師の統合カリキュラムから、看護師国家試験受験資格取得を卒業要件とした。それに伴い、保健師は選択制へ変更した。助産師はこれまで通り選択制である。また、教育職員免許法による高等学校教諭一種免許状(看護)と養護教諭一種免許状の取得についてもこれまで通り選択制である。看護師国家試験受験資格取得を卒業要件とし、看護学を基盤とした上で、それぞれの選択が可能となるようカリキュラムを構成している。

なお、令和 2(2020)年保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴いカリキュラムの見直しを行ったことを機に、令和 4(2022)年度入学生より高等学校教諭一種免許状(看護)の選択は取り下げた。看護師国家試験受験資格の要件として大学が一般的となり、高等学校衛生看護科の定員は減少していること、選択を希望する学生が減少し、平成30(2018)年度以降希望者がいないことなどが理由である。養護教諭一種免許状については、看護師資格を持った養護教諭のニーズがあることから継続とした。

看護師・保健師・助産師・養護教諭に関する選択の方法・カリキュラムに関しては、従来の便覧とは別に、「学生便覧・看護学科別冊」として準備し、説明を行っている。在学生については学期のはじめやアセンブリーの学科企画時、新入生については入学時に説明を行うなど学生自身が目標に達するまでの経過が明確になるようにしている。また、1年生の必修科目「建学の精神と看護」でカリキュラムの構造について学ぶ時間を設けている。加えて、moodle上にカリキュラム・ツリーを掲載し周知を図っている。

 $<2 \cdot 3 \cdot 4$ 年生のカリキュラムにおける編成方針に沿った教育課程の体系的編成>(『 』領域、〔 〕分類をあらわす)

人間の成長発達を軸に、看護の主要概念である人間・環境・健康・看護を組み込んでいる。基礎教育科目は『人間的成長を促す領域』『情報を活用し表現力を高める領域』で、専門教育科目は『看護の基盤となる領域』『看護の軸になる領域』『実践力を発揮する領域』で編成されている。

『人間的成長を促す領域』は個人としての成長と生涯学習の基盤作りをねらいとしている。〔看護の精神〕〔女性発達学〕〔プロジェクト J 〕に分類され、「看護研究法」「看護科学」を除いては主に 1 年次に開講される。特に〔看護の精神〕の「キリスト教論」「建学の精神と看護」で人間愛や全人的理解の動機づけになっていると考える。〔女性発達学〕は 4 科目が 1 年次の必修科目であり、女性としての使命や自立する指導的な役割を担う女性となる基盤を育成するために時代に即したものになっている。〔プロジェクト J 〕は自分の興味や関心のあるテーマをとりあげて生活に密着した探求心を培う科目であり、教育目標 5 の動機づけになっている。

『情報を活用し表現力を高める領域』は〔情報技術〕と〔表現技術〕に分類される。「情報処理」や「看護統計学」「論理的思考法」「プレゼンテーション技法」「英会話」を 1、2 年次の必修科目として開講し、情報処理に加え、得た情報に関する倫理的配慮、論理的思考の基礎や自己表現能力を学んでいる。

『看護の基盤となる領域』は〔ヒューマンケアリング〕〔社会・倫理・制度〕〔看護論〕、 〔看護技術〕の4分野からなる。1、2年次に必修科目として開講する。「人間関係論」「こ

ころとからだの科学」「グループダイナミクス」という科目で人間理解や自己と他者、人間と環境との連関、こころとからだのつながりというヒューマンケアの基本を学ぶ。〔社会・倫理・制度〕では憲法や法、社会保障制度など人々の生活を守る社会のしくみや制度的環境について学び、その中での看護者の役割を理解する。〔看護論〕では、看護の基礎的な考え方及び看護の対象を理解する。〔看護技術〕には、教育目標2を達成するための基盤となる科学的問題解決過程や適切な看護を展開するために必要な基本技術を学び、看護学の基盤となる考え方や態度の基礎を理解する。

『看護の軸になる領域』は〔人間の発達〕〔健康の科学〕〔生活の支援〕〔公衆衛生看護〕 〔母子看護〕に分類される。〔人間の発達〕では発達総論、老年、こども、母性に分けて発達段階や課題を学ぶ。〔健康の科学〕では、健康とは何か、人体の構造と機能、生体防御、感染症、感染看護、病態栄養について学び、看護の対象となる人間の健康やその脅かしについて学んでいる。〔生活の支援〕では病態や薬物療法についての学びを2、3年次に必修科目として配置した。従来の成人看護学、精神看護学、母性看護学、小児看護学に関する科目を主に2年次後期から3年次前期に配置した。対象の発達段階、健康状態生活過程に応じた看護を科学的根拠に基づいて援助できるような知識、技術を学ぶ。3年次前期までに各領域別看護を修得して、3年次後期からの臨地実習に入る。

〔公衆衛生看護〕は主に保健師養成の分野の科目である。3年次前期から公衆衛生看護 関連科目を6科目配置している。〔母子看護〕は主に助産師養成の分野の科目である。3年 次前期から母子看護関連科目5科目を配置している。

『実践力を発揮する領域』は〔実践看護学〕〔看とりの看護〕〔看護トピック〕の3分野からなる。〔実践看護学〕では、まず2年次後期に「地域看護実践」「こども保健実習」を配置し、地域住民の健康を守る看護活動やこどもの健康を支援する保育や療育を通してこどもの人権や関わりについて理解できるようにしている。

臨地実習が始まる前に「実践看護学演習」という科目を配置している。これまでに修得した知識・技術・態度を統合して目の前の看護の対象に援助場面の模擬演習を実施している。臨地実習を想定した看護過程の一連の展開を行うことで、グループメンバーとのコミュニケーションやグループダイナミクスの足掛かりができ、臨地実習の準備に効果をあげている。

3年次後期には成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学の5領域、統合分野を配置している。これまでに修得した知識、技術、姿勢を統合させる力や多職種と連携しながら適切な看護の独自機能を発揮した援助ができるようになることを目指す。領域別実習前に様々な領域の教員がチーム・ティーチング方式で指導にあたり、授業評価アンケートや振り返りレポート、研究結果から学習効果はあがっている。

「看とりの看護」では、「死生学」や「緩和ケア学」「緩和ケア実践」を開講している。 学生は多くの講義や臨地実習を通していのちを脅かす疾患を抱える対象や家族の思い、QOL の意味、自己の死生観等について考える機会となっている。これらの学びを教育学的に観 ると、本学の教育理念にあるカトリック精神に基づく人間愛を学生の学びから実感するこ とができ意義は大きい。〔看護トピック〕には「看護探検」と「看護リフレクション」を 4 年次に開講している。「看護リフレクション」では、臨地における看護実践を発展させて看 護の社会的価値を顕彰する思考活動を期待している。「看護探検」では、災害看護や他の科

目で触れられなかったトピック、および看護研究論文のクリティークを主な柱として展開 し、卒業後の看護活動に活かすことをねらいとし、看護の発展に寄与できる能力を培う。 <履修上の条件と制限>

『看護の軸となる領域』の〔公衆衛生看護〕は前述したように保健師養成カリキュラムに該当する。カリキュラム変更当初は「保健統計学 I」、「疫学」を選択者以外も履修可能科目としたが、地域看護に関する教育を充実させたいと考え、新たに平成 28(2016)年度から「公衆衛生看護学概論」「保健医療福祉行政論」の 2 科目を追加した。〔母子看護〕は助産師養成カリキュラムに該当する。「母子の心理と社会」という科目を同じく選択者以外も履修可能科目としている。このことは学生便覧に記述し説明を行い、周知を図っている。<登録履修単位数の上限>

学修の効果を考慮し、通常の授業期間に行われている科目について1年間の履修登録単位数の上限を、原則として48単位としている。ただし、この単位は保健師、助産師、教職に関する科目、また集中講義を除いたものとしている。学生便覧に明記し周知している。

令和4(2022)年度からの新カリキュラムに関する主な変更点に関して記載する。

『看護の軸になる領域』は〔人間の発達〕〔健康の科学〕〔生活の支援〕に分類される。 〔人間の発達〕では発達総論、老年、小児、母性に分けて発達段階や課題を学ぶ。〔健康の 科学〕では、フィジカルアセスメント、生体防御、感染症、感染看護、病態栄養について 学び、看護の対象となる人間の健康やその脅かしについて学習する。〔生活の支援〕では病 態や薬物療法についての学びを 2、3 年次に必修科目として配置した。従来の成人看護学、 精神看護学、母性看護学、小児看護学に関する科目を主に 2 年次後期から 3 年次前期に配 置した。対象の発達段階、健康状態生活過程に応じた看護を科学的根拠に基づいて援助で きるような知識、技術を学ぶ。3 年次前期までに各領域別看護を修得して、3 年次後期から の臨地実習に入る。

『実践力を発揮する領域』は〔実践看護学〕〔エンド・オブ・ライフケア〕〔看護の統合〕の 3 分野からなる。〔実践看護学〕では、まず 2 年次後期に「小児看護保健実践」を配置し、小児の健康を支援する保育や療育を通してこどもの人権や関わりについて理解できるようにしている。3 年次前期に「実践看護学演習 I 」という科目を配置している。この科目は現行の「実践看護学演習」を踏襲するものである。3 年次後期には成人看護学・老年看護学・小児看護学・母性看護学・精神看護学の 5 領域に関する臨地実習を配置している。〔エンド・オブ・ライフケア〕では、「E・O・L 総論」や「緩和ケア論」を開講予定である。加えて「緩和ケア実践」を配置し、カトリックの人間観を基盤にしながら、人生の最期を生きる人々にとっての生きる意味、尊厳ある死を迎えるための看護のありようを学ぶこととしている。〔看護の統合〕には「看護研究法」や「看護科学」などの科目があり、自己啓発能力と研究的態度を身につけることを目標にしている。また、「災害看護論」や「包括・災害看護実践」を新設する。災害時の地域住民や被災者の生命の安全確保に対応した救急医療体制や避難所運営等を体験することにより、地域共生社会の実現に向けた、子どもから高齢者、病気や障害を抱えた人々への平常時からの支援の在り方と看護職の役割を

学ぶことを目的として開講される予定である。

『看護の発展となる領域』は〔発展看護学〕〔公衆衛生看護学〕〔助産看護学〕〔学校看護学〕の4分野からなる。専門教育科目としての『看護の基盤となる領域』『看護の軸となる領域』『実践力を発揮する領域』での学びを踏まえ、カトリック精神に基づく人間愛を基盤とした上で、看護師、保健師、助産師、養護教諭として、より発展的な学習へとつなげるものである。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

本学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って3つの系列として体系的に編成されている。一番目は主に初年次に履修する「基礎教育科目」、次は管理栄養士養成施設の指定基準で求められている「専門教育科目(専門基礎分野及び専門分野)」、最後は家庭科教諭・栄養教諭を目指す学生のための「教職に関する専門教育科目」である。卒業要件として、基礎教育科目は32単位以上、専門教育科目は92単位以上の合計124単位以上としている。

基礎教育科目は「人間的成長を促す領域」と「情報を活用し視野を広める領域」とから構成されている。前者の領域ではカトリック精神を培うための教科(純心講座、キリスト教概論 I、人間の探求)を「建学の精神」という分野にまとめて必修とし、かつ、女子大学としての特色を生かして女性の心身に関する講座(人間関係論、家族論、ジェンダー論)を開設している。また、自然科学の知識を滋養し、専門教育の理解を助けるために、初年次前期に化学系、生物系の科目(基礎化学、生物有機化学、生命科学)を配当している。さらに、職業意識の早期の確立のためにインターンシップの単位化(インターンシップ I・II)や地域との共生を認識するために「地域貢献活動 I・II」という講座を開講している。本学には人間科学研究科・心理臨床学専攻(修士課程)があり、学部教育においても心理学分野の学習(心理学概論、臨床心理学概論)に重点をおいている。そのことにより、管理栄養士、教員など人とかかわる職業においてのコミュニケーション力の育成に配慮されている。

専門教育科目は管理栄養士養成施設の指定基準を満たす内容となっており、専門基礎分野で基礎的な知識・技術を身に付けたうえで、専門分野により、さらに深める編成となっている。また、授業科目の構成と流れについては、必ず講義を行った後に関連する実験・実習を行う流れとなっている。また、平成30(2018)年度に発表された「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」の中で、管理栄養士に求められる基本的な資質・能力の獲得に関わる教育の内容の1つとして「栄養学研究」が挙げられている。この「栄養学研究」の学修目標を達成するには、卒業研究をカリキュラムに位置づけることが必須であるため、選択科目であった卒業研究を令和元(2019)年度より全学生に履修を推奨するとともに、令和2(2020)年度入学生から卒業研究を必修科目へと変更を行った。また、生命の尊厳や人権の尊重等への配慮を持って栄養学研究を行うためには、倫理の必要性、研究者倫理、及び人や動物における具体的配慮とその理由を理解することが必須である。このため、これまで研究室単位で行っていた研究倫理の教育を令和2年(2020)度より学科全体で統一的に実施(卒業研究の履修開始時に研究倫理に関する講義を開講)している。

学外実習は、実習成果をより高めるために学生の指導にあたる管理栄養士のレベルの確保と実習施設の選定は、鹿児島県栄養士会の協力を得て行っている。更に実践力強化のために特別な実習を希望する在学生や卒業生を対象とした「自主研修制度」を設け、長期休暇期間に病院・事業所等での実習を行っている。これらの教育活動を通して、管理栄養士としての実践能力の育成に注力している。

なお、平成 30(2018)年度より各科目のシラバスについて、第三者チェックが開始され、シラバスは適切に整備されている。健康栄養学科では、この第三者チェックに授業を担当しているすべての教員で行っており、他の教員のシラバスをチェックすることで自分のシラバスの見直し・改善に役立っている。シラバスは本学ホームページ等で、学生及び一般に公開されている。

また、学修の効果を考慮し、平成28(2016)年度より1年間の履修登録単位数の上限枠を設けている。原則として48単位を上限とするが、教職に関する科目、集中講義科目、他学科及び他大学履修科目は除くとともに、編入生については上限を超えて履修登録できるものとしている。履修登録単位数の上限については、学生便覧に掲載し、周知されている。

【大学院 人間科学研究科】

研究科入学後は、カリキュラム・ポリシーの3つの項目に沿った教育課程を臨床心理士の4つの業務内容に準拠した「臨床心理学各論・関連科目」「臨床心理面接」「臨床心理査定」「調査研究」に分け、それを縦軸に「基礎」「発展・応用」「課題研究(実習)」「特別研究(修士論文)」、修了へと体系的に編成し、ディプロマ・ポリシーを達成できるよう、カリキュラム・ツリー及びカリキュラム・マップを作成している。【資料3-2-3】

なお、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程は次のように構築している。

1. 社会的責任・倫理観

研究科入学後、臨床心理学の基礎として、「臨床心理学特論」「臨床心理面接特論」「臨床 心理査定演習」「臨床心理学研究法特論「心理統計法特論」を履修し、選択必修科目群(医 学、教育、福祉、産業、心理療法各論等)を履修するように構成している。

2. 研究力

1年次に「特別研究 I」を履修し、修士論文作成にあたる。修士論文作成にあたっては、 1年次8月に「デザイン発表会」で発表し、研究の方向性が確定した時点で、学内の研究 倫理審査を受ける。

1年次2月に「修士論文中間発表会」で、修士論文研究の進捗状況等について中間発表をし、副査2名(1名は臨床心理士教員、1名は臨床心理士以外の教員)を決定し、多面的指導を受けることにより、リベラルアーツを培うことができる。

3. 臨床力

「臨床心理基礎実習」を履修し、「臨床心理実習 I (心理実践実習 II)」「臨床心理実習 II」「心理実践実習 I」を開講し、学内の心理臨床相談センターの実習、学外実習(精神科病院、福祉施設、教育委員会・教育支援センター、県児童相談所、県こども総合療育センター、県警察本部、県産業保健総合支援センター、犯罪被害者支援センター等)の実習を通して、幅広い分野で活躍できる「臨床力」を感得している。

【資料 3-2-3】人間科学研究科 カリキュラム・マップ

3-2-4 教養教育の実施

【人間教育学部 教育・心理学科】

教養教育については、教育・心理学科では基礎教育科目を通して行う。教養教育の実施方針はカリキュラム・ポリシーの1に示した内容である。教養教育では、先ず本学の建学の精神について「純心講座」などで学ぶ。その上で初年次教育である「新入生セミナー」などを通して、大学における学びの姿勢や方法を身につける。また、「哲学I」、「日本国憲法」、「基礎化学」、「音楽概論」などの幅広い教養科目を通して、豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、よりよく生きるための力の基礎をつくる。さらに、基礎教育科目として「薩摩学」を設定することで、大学が所在する鹿児島県の歴史や文化についての理解を深めることができるとともに、「時事問題演習I・II」を設定することで、日本及び世界の政治経済等の動向を深めることができるようになっている。

【看護栄養学部 看護学科】

看護学科における教養教育は主に基礎教育科目を通して行う。基礎教育科目は主に〔看護の精神〕〔女性発達学〕〔プロジェクト J 〕 [情報技術〕〔表現技術〕の 5 分類で構成されており基本的に初年次に実施されるものが多い。各分類の概要と配置される科目は [表 3-2-1] の通りである。また、平成 31 (2019) 年度より、「時事問題演習 I 」・「薩摩学」・「数学再発見(数と形の不思議)」の 3 科目、令和 4 (2022) 年度より「時事問題演習 II」が追加され、より幅広い分野での教養修得への貢献が期待される。

「表 3-2-1 看護学科の基礎教育科目の概要」(令和 3(2021)年度入学生まで)

八本	₩ 	ナシがロ
分類	概要	主な科目
看護の精神	文化や歴史に育まれた人としての生き	看護入門
	方や社会のあり方について理解すると	キリスト教論
	ともにカトリックの人間観にもとづい	建学の精神と看護
	て看護学を学ぶ位置づけや動機づけを	心理学
	明確にする。	臨床心理学
女性発達学	女性としての使命や専門職としての自	女性の健康
	律性を理解し、自分の特性を生かしなが	家族論
	ら指導的な役割を担う女性となる基盤	女性と日本文化
	を育成する。	女性学
プロジェクトJ	自分の興味や関心のあるテーマをとり	認知症援助論
	あげて生活に密着した探求心を培う。	環境学習論
		民俗学 I
情報技術	情報活用力を高め、事実と根拠に基づい	基礎情報処理
	た看護 (Evidence Based Nursing;EBN)	情報処理
	が展開できるための基礎づくりを行う。	看護統計学
表現技術	考える力や自己表現力を育成する。	論理的思考法
		プレゼンテーション技法
		英会話

なお、令和4(2022)年度からの新カリキュラムでは次のとおりである。

[表 3-2-2 看護学科の基礎教育科目の概要] (令和 4(2022)年度入学生から)

分類	概要	主な科目
看護の精神	文化や歴史に育まれた人としての生き	看護入門
	方や社会のあり方について理解すると	キリスト教論
	ともにカトリックの人間観にもとづい	建学の精神と看護
	て看護学を学ぶ位置づけや動機づけを	心理学概論
	明確にする。	
看護と社会	日本における文化や家族など社会の現	家族論
	状を理解した上で、これらに対応した看	日本文化
	護を提供するための基本的力を養う。	ジェンダー論
プロジェクトJ	自分の興味や関心のあるテーマをとり	認知症援助論
	あげて生活に密着した探求心を培う。	時事問題演習 I
		時事問題演習Ⅱ
情報技術	情報活用力を高め、事実と根拠に基づい	基礎情報処理
	た看護 (Evidence Based Nursing;EBN)	情報処理
	が展開できるための基礎づくりを行う。	看護統計学
表現技術	考える力や自己表現力を育成する。	論理的思考法
		プレゼンテーション技法
		英会話

【看護栄養学部 健康栄養学科】

3 つの系列からなる本学科の教育課程の 1 番目の「基礎教育科目」として教養教育を実施している。基礎教育科目は 2 つの領域(「人間的成長を促す領域」と「情報を活用し視野を広める領域」)からなり、「人間的成長を促す領域」は 5 つの分類(「建学の精神」、「人間教養」、「自然科学」、「人間発達」、「保健体育」)から、「情報を活用し視野を広める領域」は 3 つの分類(「情報活用」、「国際教養」、「外国語」)から構成されている。この「基礎教育科目」では、文系・理系の垣根を超えた多くの科目(53 授業科目)が開講されており、本学の教育目的にも記載されている豊かな人間性を養うことに貢献している。なお、このうち、11 科目(「純心講座」、「キリスト教概論 I」、「人間の探求」、「人間関係論」、「家族論」、「健康スポーツ I・Ⅱ」、「情報処理 I・Ⅱ」、「英語 I・Ⅱ」)が必修科目となっている。また、この「基礎教育科目」に令和元(2019)年度より、「時事問題演習 I・Ⅲ」・「薩摩学」・「数学再発見(数と形の不思議)」の 4 科目が追加され、より幅広い分野での教養修得への貢献が期待される。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【人間教育学部 教育·心理学科】

各科目の特徴に合わせて、講義、演習、実習、実技のすべての授業形態を活用して授業 を実施する。

1. 基礎教育科目及び学科共通専門科目については、基本的には85名までは対応できる クラス編成とする。実技科目はおおむね40名程度で、外国語科目は約25名以下でク ラス編成を行う。

専攻・コースごとに定められた専門教育科目については、初等・中等(英語)教育

- 専攻の専門教育科目は、基本的には受講生が 50 名までは対応できるクラス編成とする。心理・文化専攻の専門教育科目は、基本的には 35 名までの受講生に対応できるクラス編成とする。
- 2. 全体的にアクティブ・ラーニングの手法を取り入れ、学生の深い学びを促進する。特に教職科目は授業の組み立て、授業方法の工夫、教材の選択などにおいてアクティブ・ラーニングを意識し、主体的・対話的で深い学びになるように努めている。
- 3. 授業科目の配当年次については、広い知識に触れるために基礎教育科目はその多くを 1年次から開講し、専門教育の基礎をつくるための学科共通教育科目は1年次前期に その領域への導入として開講し、1年後期以降にコース・専攻に合った科目を受講で きるようにしている。専攻・コースごとに定められた専門教育科目のほとんどは、コ ース・専攻を選択後の1年次後期以降を中心に設定している。
- 4. きめ細かな学生指導・学習指導の実施については、複数担任制で、個人面談やアセンブリーの時間を通して学生への助言や指導を行う。問題の早期発見・早期対策のために、学生の授業欠席回数が3回以上になった時点で教科担当教員は担任に連絡を入れることにしている。連絡を受けた担任は、当該学生に連絡を取り、その理由を把握し必要な指導を行う。学業や生活に問題を抱える学生の早期発見及び支援体制を学生便覧(P40、111)に明示するなど、学生指導や学習指導の一層の充実を図っている。
- 5. 初年次教育としては、1年次前期に必修科目「新入生セミナー」を設置している。「新 入生セミナー」では研究倫理、ノートテイキング、読解、図書検索、プレゼンテーション、キャリア教育、文章作成法などを扱う。こうした学習スキルに関する内容は「基 礎情報処理」、「情報科学概論」などの初年次教育科目で補完・発展させ、進路指導に 関してはアセンブリーを利用した進路ガイダンスで補完し、初年次教育に体系を与えている。また、学習態度の育成や人格的な成長を促すために「純心講座」や「キリスト教概論I」を1年次の必修科目としている。
- 6. 「インターンシップ I・Ⅲ」(企業)と「学校インターンシップ I・Ⅲ」においては、受入先との連携体制を図り、この期間本学教員が受入先を巡回し、学生指導や受入先との面談を行う。また、成績評価体制及び単位認定方法として受入先からの評価報告書、事前事後指導の受講状況、日誌の記入状況を総合的に評価し、1単位を認定する。「学校インターンシップ」の受入先は薩摩川内市教育委員会との連携協定(平成18(2006)年調印)をもとに薩摩川内市立の幼稚園、小学校、中学校となっている。「教職フィールドワーク I・Ⅲ」は2年次以降に通年で実施し2単位とする。連携体制、成績評価体制及び単位認定方法は「学校インターンシップ」と同様である。
- 7. 海外語学研修については、授業科目の「海外語学事前研修」と「海外語学研修」を実施する。研修先はオーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、アメリカ合衆 国、カナダなどの語学学校や教育施設を予定している。
- 8. 教育内容等の改善を図るための組織的な FD 研修として、本学では全学を対象とした 教職員全体研修会を年間 2 回実施している。また、教育・心理学科においても、令和 4(2022)年度は完成年度を見据えて、カリキュラムの見直しを中心に、各コース・専攻 において 5~6 回の FD 研修会を計画している。さらに、毎月の教育・心理学科の学科 会及びコース・専攻会議において教育内容等の改善を図っていく。

【看護栄養学部 看護学科】

看護学科では座学を中心の講義だけではなく、学生自らが能動的に学習プロセスに参加することを目的にグループ・ディスカッションやグループワーク等を取り入れたアクティブ・ラーニングを実施している科目が多数ありシラバスで周知している。シラバスは学生が実際の授業のイメージを掴むことができるように、到達目標、授業の展開計画、履修上の注意事項、準備学習(予習・復習等)、評価方法、テキスト、参考文献、ディプロマ・ポリシーとの関連が示されている。また、平成30(2018)年度から各科目のシラバスについて第三者チェックが開始された。この第三者チェックは看護学科全ての教員で行っており、他教員のシラバスをチェックすることで自分のシラバスの見直し・改善に役立っている。また、科目間の繋がりの再確認や教授法の見直しにつながっている。

教育内容・方法の工夫・開発に関しては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で学内での科目及び学外の実習においても大きな変化を余儀なくされている。

学内での科目においては隔週登校に伴うオンライン授業の導入などが行われた。オンライン授業導入初期は学内のネットワーク環境の問題や教員、学生自体がオンライン授業に慣れていないこともあり、一方向からの授業構成がメインであったが、時間の経過とともにオンライン上でのグループ・ディスカッションや学生からプレゼンテーションを実施してもらうなどの工夫がみられる。また、看護学科の授業の中で重要な位置を占める学内演習に関しては学生の登校する曜日を調整し、可能な限り対面授業が実施されるよう配慮している。また、一部の科目においては実習が制限されることにより看護の対象者と触れ合う機会が少なくなっている事を考慮し、外部から演習補助者として模擬患者を依頼している。

学外での臨地実習に関しては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨地実習の期間 短縮や受入れ学生人数制限要請、受入れ自体が停止された実習科目がある。このような実 習科目に関しては学内での事例展開ならびに学生主体のロールプレイを実施して対応した り、外部から関係者を依頼し交流を図る機会を設けるなど実習目的の達成に重点を置いて 実施されている。

教員体制に関してはこれまで領域別に運営してきたものを見直し、令和 4(2022)年度より基盤看護学 A、基盤看護学 B、成育看護学、地域看護学の 4 つの分野に区分した体制を試行的に行うこととした。分野の構成領域は以下のとおりである。分野統括者ならびに領域リーダーを配置し、分野統括者を中心にシラバス作成、教授法の検討、教材備品の確保・保守点検、研究等の情報共有を行う。また領域リーダーは必要な情報提供をするとともに、看護学科会や FD 研修等で課題や解決策を協議し、臨地実習体制の強化を図っている。

[表 3-2-3 看護学科 教員体制]

分 野	領 域
基盤看護学 A	基礎、老年(旧カリキュラム)、エンド・オブ・ライフケア
基盤看護学B	成人、老年
成育看護学	小児、母性、助産(選択)
地域看護学	精神、養教(選択)、在宅・公衆衛生(選択)

【看護栄養学部 健康栄養学科】

本学の教授方法の特徴としては、小規模校としてのメリットを活かした、学生の勉学だけでなく生活全般の指導体制にあることが挙げられる。健康栄養学科では各学年について、教員の講師以上が担任として、助教・助手が副担任となり学生指導に当たっている。 さらに管理栄養士国家試験対策として、3年次後期から卒業までチューター制を導入し、講師以上の教員が、数名から8名までの学生を担当して学習面をサポートしている。演習及び実験実習の科目を中心に、グループワーク、ロールプレイング、プレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを取り入れており、患者とのコミュニケーション・スキルが求められる管理栄養士としての資質の向上に積極的に取り組んでいる。また、「日本人の食事摂取基準」・「管理栄養士・栄養士の栄養学教育モデル・コアカリキュラム」及び「管理栄養士国家試験出題基準」が平成30(2018)年度に改定され、学科長及び教務委員を中心に学科の全教員で協議し、授業内容及び教授方法の改善に取り組んでいる。

新たに学生の実践力強化の一環として、平成 28(2016)年度より「食日誌プロジェクト」 を開始した。これは授業外(単位認定外)で、1 年生全員の毎月 5 日間の食日誌を点検・ 栄養指導することにより、食に対する関心を深め、栄養指導のあり方を自然に体得してい くプロジェクトである。このプロジェクトには全教員が参加しており、教員は管理栄養士 資格保有者と 2 名一組となり学生 10 名を毎月担当して指導を行っている。さらに、学期 ごとにプロジェクトに関わる全教員が集まり、学生の学修状況の確認を行い、その情報を 授業及び本プロジェクトにフィードバックしており、授業内容及び教授方法の改善に役立 てている。さらに、平成29(2017)年度より鹿児島大学医学部口腔外科教室の協力のもと 口腔ケアに関する講義が定期的に開催されており、医療現場で求められる口腔ケアについ て指導を受け、臨床現場での実践力の向上へと繋げている。 また、1 年生を対象とした 「調 理技術コンテスト」を毎年前期に開催している。このコンテストは1年生全員が参加しグ ループ単位で包丁技術を競い、審査員・スタッフとして学科の全教員も参加する催しもの であり、調理技術に対する学生の意識を高めるとともに、学生と教員との親睦を深める意 図もある。なお、本学科の学科会には学科の全教員が参加しており、学習面・生活面で問 題がある学生についての報告が逐次行われており、学科の全教員が情報を共有することで 学生の指導に役立てられている。

【大学院 人間科学研究科】

学部での講義とは異なり、より専門的で、質の高い授業を提供できるよう、教員自身の 自己研鑽(査読付き論文の作成、科学研究費等の取得等)を勧めている。

また、大学院研究科は、教育内容・方法において、全国でも有数のオリジナリティを有している。「被害者臨床援助特論(凄惨な事件・事故・災害への臨床心理査定と臨床援助)」を開講しているのが特色ある教育内容である。この科目では、心理アセスメントとカウンセリングの技法を生かし、専門教員による院生教育により、トラウマ・ケア、障害や病気を抱えている人への心理的ケア、支援者支援(メンタルヘルス・ケア)への貢献を目指している。

さらに大学院研究科での実習は、「心理実践実習Ⅰ」「臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅱ)」

「臨床心理実習Ⅱ」において、個人スーパーヴィジョン、集団スーパーヴィジョンを受けている。スーパーヴァイザーは、心理臨床、発達臨床、教育臨床、家族臨床の分野に長けている本学研究科の教員(相談員)と、客員相談員(精神科医師、小児科医師、臨床心理士、公認心理師)であり、多様な視点から指導を受けることが可能である。

学外実習では、1年次から見学実習と臨床実習を実施している。

本学の実習の独自の特色として、まず発達障害に関する専門性を育むことができる。県児童相談所・県こども総合療育センター→療育施設→「障害児(者)心理学特論」(特別支援学校見学)→障害者支援施設の実習があり、乳幼児期から高齢に至るまでの支援を学ぶことができる。さらに、トラウマに関する専門性を育むことができる。犯罪被害者支援センター・県警被害者支援室、緊急支援(大規模事件・事故、災害等)のノウハウ、裁判にかかわること、職員(支援する側)のメンタルヘルス(二次受傷など)などを感得している。

また、学内外の実習に関する事前・事後指導、カンファレンス(「臨床心理実習 I (心理 実践実習 II)(2年次開講)」)を隔週2コマ開講している。1年次生は「臨床心理基礎実習」 として参加し、2年次の実習の模擬体験の場となっている。

1年次前期 1 ヶ月間は、実習の事前指導として、倫理綱領や社会人としてのマナーの再確認、テスター体験(心理検査施行者としての体験)を行っている。また、1 年次生はテスティー体験(心理検査受検者としての体験)等を実施し、「自分を知る」ことからスタートしている。また、学外実習中の 6 ヶ月間は、実習報告を兼ねた、集団スーパーヴィジョンを行っている。学外実習終了後 2 ヶ月は、「臨床心理実習 II」として学内の附属心理臨床相談センターで担当したケースについての事例検討会を実施し、個別指導をすることで、教育目的の達成状況の評価とフィードバックを行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策(将来計画)

【人間教育学部 教育·心理学科】

これまでにも、教育効果や学びの充実を図るために、従来の開講科目の年次配当の変更等を実施してきた。さらに完成年度を迎えた令和 4(2022)年度は、学部で開講される全カリキュラムの実際の運用を検証しながら、令和 5(2023)年度からのカリキュラム変更の可能性も視野に入れて、学部全体のカリキュラムの見直しを行い、学生の学びをより充実させるためのカリキュラム構成をめざす。そのために今年度は、各コース・専攻において 5~6回のFD研修会を計画している。コース・専攻から出された内容については、各コース・専攻等の代表者で構成されるワーキンググループで更に検討し、再度各コース・専攻に還元して、学科全体のカリキュラムの再構築を行っていく予定である。学生の学びを系統立てて深めるために、開講時期や演習科目の単位の見直しを検討する。また、幼稚園教諭の教職新課程に準拠した、科目構成や担当者を検討する。さらに、各コース・専攻で取得可能な資格の組合せの再検討を行うとともに、コース・専攻変更希望の学生に対応するためにカリキュラムに柔軟性を持たせる方策を検討していく。

【看護栄養学部 看護学科】

今後、平成29(2017)年10月に提示された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」、平

成30(2018)年6月の日本看護系大学協議会による「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」等を活用し、本学科独自の教養教育のさらなる実施を目指す。また、本学科のFD研修等において教授方法等についての意見交換や効果的な実施方法について学ぶ機会を設けたり、PDCAサイクルを推進することにより教育の質の向上を図る。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による弊害を補うと共に看護の実践力向上を目指し、シミュレーション教育の導入のための機材の整備、教員の意識改革に努めていく。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

教育課程及び教授方法については、前述の通り「日本人の食事摂取基準」・「管理栄養士・栄養士の栄養学教育モデル・コアカリキュラム」及び「管理栄養士国家試験出題基準」の改定時など様々な機会にて、学科の全教員で協議し、授業内容及び教授方法の改善等に取り組んできた。今後も必要に応じて協議を重ね、改善策を作成及び実行していく。

【大学院 人間科学研究科】

教育課程及び教授方法について、今後は、教育課程の体系的編成をさらに充実させるため、カリキュラム・マップに基づき、カリキュラム・ツリーを検討していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
 - (1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

- (2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用 【人間教育学部 教育・心理学科】

学生の学習参加度、満足度の把握を目的に、学期ごとに、「学生による授業評価」を実施している。教員は、担当科目のうち所属学科の学生を対象に、かつ受講者数の多い科目から1科目を選択し、学期末の最終授業時に授業アンケートを実施する。15項目の質問に対し学生は5段階評価で回答し、その他自由記述欄を記入する。【資料3-3-1】

また毎年5月には、「学生生活実態調査」を学部生、大学院生全てに対して実施し、学生生活に関わる様々な事項、学習状況、アルバイト、通学状況、生活費、大学生活への不満、悩みなどを調査している。【資料3-3-2】

専攻・コース決定時期を1年前期末とし、資格取得についても、学生が希望する専攻・コースの選択とともに積極的な支援体制を構築している。

【看護栄養学部 看護学科】

① 3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検と評価方法の確立については、シラバス作成時、科目担当者がそれぞれに努力はしており、平成30(2018)年度から各科目のシラバ

スについて第三者チェックが開始され点検については確立されているが、評価方法の確立に向けて検討中である。

- ② 学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については、2、3、4 年次のオリエンテーション時に学生自身が単位修得状況をチェックできるよう学生便覧・看護学科別冊に書式を設けており、学科教務委員が中心になって学生と共に内容を確認し、修得した単位を確認し履修漏れがないように配慮している。その結果、ほとんどの学生が4年間で単位を修得し卒業している。各学生の学修状態は学期毎、学年毎に担当教員が確認し、学習サポートが必要な学生の早期発見と早期対応に努めている。
- < 「学生による授業評価」による教育目的の学修成果の点検・評価>

教員が担当している各科目の教育目的の達成状況の検証は、全学的に学期末に実施される「学生による授業評価」によるところが大きい。教員によっては毎回の授業後に振り返りを提出させて、その都度フィードバックをしながら講義を進めている者もいる。学期末に行われる授業評価については、各担当教員にフィードバックされている。

<資格取得状況の調査による教育目的の学修成果の点検・評価>

本学科では、2年次終了時に「看護師」「保健師」「助産師」「教職」の選択を行っている。「保健師」「助産師」「教職」の選択希望者は別に定める選考基準に則って選考が行われる。そのため、学生の希望を1年次、2年次の個人面談時に確認し、希望の選択ができるように支援を行っている。

資格取得のための試験対策は看護師選択者に対しては看護学科の国家試験対策委員会が中心となり、学生とともに模擬試験の計画・実施、対策講義などを実施している。最終的に試験3ヶ月前からの10数名に対する個別指導を行い、現在の合格率が維持されている。保健師選択、助産師選択については担当教員が、教職選択者に対しては教員養成センターが中心となり行っている。資格取得状況は以下のとおりである。

		ま師 試験 資格	,	至師 試験 資格	看護師 国家試験 受験資格		国家試験		高等学校教諭 一種免許状 (看護)	養護教諭 一種免許状
年度	受験 者数	合格率	受験 者数	合格率	受験 者数	合格率	取得者数	取得者数		
2017	28	78.6	2	100	45	93. 2	0	1		
2018	24	87.5	6	100	46	97.8	1	3		
2019	35	94. 3	5	80	64	93.8	0	6		
2020	20	100	4	100	36	97. 2	0	4		
2021	35	88.6	4	100	54	100	0	3		

「表 3-3-1 看護学科年度別資格取得割合ならびに取得者数(各年度 4 年次生)]

令和 3(2021)年度の卒業生の国家試験合格率は、保健師 88.6%、助産師 100%、看護師 100%である。不合格学生に対しては、卒業後も精神的な支援を中心とした指導を継続して行っている。

「教職」選択者に対しては「教員養成センター」が主体となって教員採用試験対策と受験結果の収集・分析を行っている。令和 3(2021)年度の教員免許は選択者全員が養護教諭一種免許状を取得することができた。

<就職状況の調査による教育目的の学修成果の点検・評価>

就職状況の調査は「進路支援課」、教員採用試験の調査は「教員養成センター」が主体となって行い、各学科へ結果が報告されている。看護学科の卒業生は常に就職率 100%を達成している。実習した施設に就職する卒業生は多いため、実習時に卒業生の評価を直接聞ける機会も多く、その中で「対象に対するやさしさ」「素直さ」等を伝えられることが多く、卒業時に達成してほしい像が一致していると感じることが多い。また専任教員のほとんどが実習を担当するため、卒業生の成長を直接見る機会も多い。また施設からの推薦枠の増加は、本学科卒業生が評価されていると考えられ、本学科教育目的の達成状況の点検・評価のデータとすることができる。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

本学科の教員は前述の教育目的及び3つのポリシーを常に踏まえて、日々の教育を行っている。管理栄養士国家試験の合格率は明確な学修成果の点検・評価方法となっている。本学科では、各年度初回の学科会にて、過年度の管理栄養士国家試験対策の活動の評価検討を全教員で実施している。この評価検討では、チューターが担当した学生一人一人について、国家試験の結果とともに担当した1年半の学修状況の報告を行い、指導の成功例・失敗例の情報を共有するとともに、新年度での国家試験対策の活動計画の見直しなどを検討している。また、模擬試験の結果(3年次は2回、4年次は9回)は、学科の全教員で情報を共有し、各科目担当者はその都度、授業内容を見直し改善している。

また、毎学期行われる「学生による授業評価」や毎年度行われる「学生生活実態調査」はその結果が全教員に公開されており、学生の学習成果の点検・評価にも利用されている。

さらに、各学年の担任は、毎学期の開始時に前学期の成績(単位の履修状況、GPA 及び科目平均点)について各学生と面談を行っており、成績不振の学生の早期発見及び成績不振者への早期支援に繋げている。この他にも、毎年開催されている学生生活懇談会では、成績不振学生の保護者との面談を2年次から実施しており、家庭での支援を含めた早期からの学修支援に取り組んでいる。

【大学院 人間科学研究科】

大学院研究科では、人間のいのちと真に向き合い、豊かな感性と知性、そして高い倫理 観をもって支援を行うことができる心理臨床家を養成することを基本としている。単に数 値での評価だけでなく、人として、臨床心理士・公認心理師としての美質を重視し、毎年、 点検・評価を行っている。

3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法については、授業科目ごとにシラバスに明示し、講義終了時に単位認定試験やレポート、指示された提出物等で点検・評価している。

授業評価については、これまで大学院運営委員会、研究科委員会において検討、審議されたが、受講生が少ないこと(定員 10 名)、科目数が少なく、評価 1 点の差が大きいことから、点数化するかどうか等も含め、今後も継続の検討課題となっている。対策としては、教員個人が授業終了時のレポート等を通して評価し、無記名によるレポート等利用するなど、教員の質の向上を図っている。

【資料 3-3-1】「学生による授業評価(令和 3 年度)」【資料 2-2-6】と同じ

【資料 3-3-2】「第 25 回 学生生活実態報告書 令和 3 年 6 月実施」【資料 2-2-7】と同じ

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【人間教育学部 教育·心理学科】

「学生による授業評価」の結果は、すべての教員に配付され、各教員が全学・学科・本人のアンケート対象科目それぞれの結果を把握することができるようになっている。各教員はその結果を参考に講義の内容・方法の改善に努める。各科目担当者の授業評価結果に大きな問題点がある場合、学科長あるいは学部長との面談が行われ、問題点や改善点についての検討が行われる。複数教員の担当科目の評価結果に関しても、オムニバスやティーム・ティーチング科目担当者間で情報が共有され、教育内容・方法及び学習指導等の改善へ向けて活用する。

「学生生活実態調査」については、問題点の把握と解決策について学生生活委員会を中心に検討が行われるが、教育・心理学科でも学科会等の機会で学生生活の実態把握と検討を行なう。

「学生による授業評価」の結果及び「学生生活実態報告書」により、学生の授業への関心、満足度、自宅での学習状況などが把握できる。図書館からは学生の図書貸出状況などが資料提供される。

少人数での授業であるため、学生の学習状況と理解度については科目担当者が最も把握 しているが、学科ごと、大学全体での状況を把握するために、これらの調査が有効である と考える。

【看護栄養学部 看護学科】

学年全体の特徴や単位修得状況、欠席や実習等で課題のある学生の学修状況については、科目担当者や教務委員、学年担任より学科会にフィードバックされ、指導等の改善を図っている。「学生による授業評価」については、本学科の科目のうち、学科全体で関わる科目、例えば「実践看護学演習」や「看護科学」については、結果の概要を受け次年度の講義の改善策を学科会で審議している。また「学生生活実態調査」はカリキュラムの枠組だけでは測れない学修環境を知ることができる。昨今、経済状況が厳しい中、アルバイトと大学との両立に課題を抱える学生も出てきている。意識的に学生全体の生活を把握し、個別面談や指導等に活用している。また、科目毎の提出課題の量は適度であっても、それらが重なった結果、全体の提出課題が過重な負荷となっている可能性もある。そのような可能性が見られる場合は、学科全体で各科目の状況を確認し、時期をずらすなど改善策をとるようにしている。

<免許取得状況や就職状況の調査結果のフィードバック>

日常的に教員の共有スペースでの情報交換や学科会等での報告により結果はフィードバックされ、改善に役立てられている。中でも本学科の場合、卒業生の訪問が多く、その中で在学時の国家試験対策や就職活動、仕事に対する意識などを把握することができる。その結果を国家試験対策や就職活動に活用するよう意識している。時には、直接卒業生の話

を聴ける場を設けている。

平均

【看護栄養学部 健康栄養学科】

本学の管理栄養士国家試験合格率は、以前は全国の管理栄養士養成施設校の平均値より常時下回っていた。しかし、チューター制度導入により改善され、[表 3-3-2] のとおり、令和 3(2021)年を除けば全国平均を上回る成果が得られている。なお、前述の通り、毎年度管理栄養士国家試験対策の活動の評価検討を全教員で実施しており、指導の成功例・失敗例の情報を共有するとともに、新年度での国家試験対策の活動計画の見直しなどを検討している。

実施	第 31 回	第 32 回	第 33 回	第 34 回	第 35 回	第 36 回
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)
本学	0 /	/	0 /		0/	0/
合格率	94. 2%	97.9%	100%	96. 1%	98. 2%	91.3%
全国	92. 4%	95.8%	95.5%	92.4%	91.3%	92. 9%

[表 3-3-2 管理栄養士国家試験合格率推移]

健康栄養学科の教員は前述の教育目的を常に踏まえて、日々の教育を行っており、突き詰めた教育目標は実践力を備えた管理栄養士の養成である。臨地実習時には本学科教員が実習施設を訪問し、担当指導員と面談を行っている。実習施設訪問時の面談内容については、学科会にて報告がなされ、本学科の全教員で情報を共有している。実習施設側の管理栄養士からは、主に学生の社会における態度や実践での献立作成力について指導を要望されている。学生のコミュニケーションや礼儀などの基本的マナーなどの面については、学科の全教員で常日頃から指導しており、学生の人間力の向上にも努めている。さらに実践力の強化については、平成28(2016)年度より1年次生を対象に「食日誌プロジェクト」を開始しており、教員による栄養指導を受けながら、日常的に食に関心を持ち、献立作成力の強化を目指している。さらに、平成29(2017)年度より鹿児島大学医学部口腔外科の協力のもと口腔ケアに関する講義が定期的に開催されており、医療現場で求められる口腔ケアについて指導を受け、臨床現場での実践力の向上へと繋げている。

また、「学生による授業評価」を毎学期実施している。その結果をまとめて各教員に提示し、企画・FD・SD 委員会において今後の改善に向けた取り組みの検討などを行うとともに、各教員の学修指導の改善に向けた資料となっている。

【大学院 人間科学研究科】

教育内容・方法が教育目的、3 つのポリシーに添って適切であるか、現代社会の病理現象に即しているか、大学院生のニーズに応えた内容であるかという点について、社会、特に教育分野における病理現象(いじめ自殺等の学校現場における病理現象)に鑑みつつ、心理臨床の専門家として求められていることを正確に把握し、適切な教育課程を随時検討している。

令和 4(2022)年度より、「臨床心理士」のみの取得を希望する者、「公認心理師」のみの

取得を希望する者、そのいずれも取得を希望する者、いずれの資格も取得せず、専門性を研鑽したい者など、自分の進路について選択可能な学修指導をしている。さらに、「隔年開講」科目を増やし、時間割上のゆとりにより、それぞれの興味関心に根ざした学びの促進と、1、2年生合同の受講による切磋琢磨を目指すことができている。

また、大学院研究科は臨床心理士養成指定大学院であり、公益財団法人日本臨床心理士 資格認定協会の厳正な審査のもとに6年間の指定を受けている。その3年目に実地視察に よる中間評価を受け、指定期間が満了する6年目には指定継続審査を受けることになって いる。この実地視察や指定継続審査は、大学院の名称や指定領域の組織構成、担当教員の 適正な数と内容、臨床心理実習及び有料附属臨床心理相談室等の施設と運営実態、学外実 習施設の整備状況、適正な教育カリキュラムに基づく授業の実施状況等におよんでいる。 令和3(2021)年度には、継続申請をし、令和4年4月1日より向う6年間の指定継続が承 認された。

また、学内実習のための心理臨床相談センターは、定期的に運営委員会を開催し、センターにかかわる規程その他の一切の決定権を有している。そのため、院生の実習にかかわる体制は、相談者や運営において自由で柔軟であり、充実したものとなっている。

令和 3(2021)年度において、「大学院人間科学研究科紀要第 17 号」には、研究成果や修士論文要旨を、「心理臨床相談センター紀要第 17 号」には実習の成果を掲載し、広く成果を公表し、改善に向けてのフィードバックをもらっている。

臨床心理士及び公認心理師受験対策については、授業・演習の折に、受験対策と出題傾向を随時教授し、さらに実習を充実させることで、臨床心理士資格試験(面接試験)にも対応でき、就職にも繋がるよう配慮している。

学習成果の点検・評価は、修了生の活躍でみることができる。大学や短期大学、専修学校等で講師として活躍している者(9名)、博士課程進学(2名)、鹿児島県臨床心理士会での役員を担っている者等、臨床現場で活躍している修了生が多い。さらに、年2回開催される修了後研修等で、在学中の学修が修了後にどのように生かされるのか、あるいは改善が必要なのかを院生にフィードバックしつつ、絶えず、教育内容・方法等について、点検・評価している。

学内の実習施設である心理臨床相談センターでの実習ケースにおいても、不登校のみならず、虐待や犯罪被害児(者)や発達障害児、人間関係の悩みをかかえる者の来談が多く、その分野でのより高い専門的知識、心理療法的接近のありようについては、地域からも信頼を得ている現状も評価に値する。また、新聞資料等で大きくとりあげられている相談ケース(被害者等)の依頼があることも社会的評価の成果である。これらの成果が、大学院生の学修へのフィードバックとなっている。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

【人間教育学部 教育・心理学科】

「学生による授業評価」に関しては、回収率は比較的高いが、自由記述の記載が昨年度は少なかった。新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響によるオンライン授業が実施され、授業アンケートもオンラインを用いて実施したためと考えられる。回収率を上げ、自由記載の量を多くするための方策については、企画・FD・SD 委員会で改善策を提案し、学科と

しても学生にしっかりと周知を徹底していく。

【看護栄養学部 看護学科】

学修成果の点検・評価結果を受けて、学科FD研修のテーマを決めるなど、研修内容等を 充実させ、教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげ、学修成果の向上を図る。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

学修成果の点検・評価については、前述の通り毎年度定期的に様々な機会にて、学科の全教員で学生の成績情報の共有を行うともに、必要に応じて改善策の検討を継続的に行っている。今後もこれらの活動を継続し、早期から多くの教員による学修支援に繋げ、学修成果の向上を図る。

【大学院 人間科学研究科】

大学院研究科では、少子化、高齢化、教育現場での様々な問題(不登校・登校拒否、いじめ、特別支援教育等)、企業のメンタルヘルス(自殺対策等)、被害者支援等の他、法制度改革の動向をみきわめつつ、今後も教育目的・目標を実現すべく改革をする。特に研究科には、虐待、犯罪等の事件、事故、自然災害後のトラウマ・ケアの専門スタッフがおり、特色ある大学院カリキュラム(被害者支援に対応すべく即戦力)を構築していく。平成30(2018)年度より、3年計画で、事件・事故・災害に対する事前、事後支援策等を計画し、公開講座等を通して取り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響により、3年目(令和2(2020年度、令和3(2021)年度)は中断しているため、感染収束をみながら開催をする。

それらが、教育目的、3つのポリシーの達成に繋がっているか、毎年、研究科委員会、研究科運営委員会で審議し、点検・評価を行う。平成31(2019)年度より研究科でもFD研修会を開催することになった。さらに、教育方針については、心理臨床の専門家としての倫理、マネジメント力等を考慮しつつ、今後もさらなる検討を図り、教員全員の共通認識のもと、確固とした方針を確立し、大学院生にフィードバックしていく。

さらに、公認心理師認定科目により、実習時間が充実し、14 単位 630 時間を確保し、内容の濃い実習をしている。学外実習先の開拓については、他大学大学院と競合することにならないよう、地域の学会、連絡協議会等に参加し、ネットワークづくりを継続する。学外実習施設の開拓、連携・協働については、学会や公開講座等の場で交流を深め、本学研究科の学修指導法等についての評価をもらい、改善しつつフィードバックする。

また、臨床心理士合格率については、例年、全国平均を下回ってきており、FD 研修会において、臨床心理士・公認心理師受験対策講座、OB・OG によるチューター制の導入、時間割に組む等検討し、点検・評価を、研究科委員会、研究科運営委員会で行う。

[基準3の自己評価]

【人間教育学部 教育·心理学科】

教育・心理学科のカリキュラムはチーム学校の構想の下、学校や園を内外から支援する 人材育成という教育目的に適した教育課程の編成であり、ディプロマ・ポリシーもカリキュラム・ポリシーも学科の教育の特徴を可視化したものとなっている。幼・小・中・高・ 特支の教員養成については教職課程コアカリキュラムに沿ったシラバス作成や授業展開に 努めている。令和 4(2022)年の完成年度を見据え、学生の学びをより深めることのできる 充実したカリキュラムを再構築し、その教育の質向上に努めていきたい。

学生の学修状況は、各年次の担任が各学期に出される GPA を把握し、必要な指導を行っている。資格取得状況・就職状況の調査や学生の意識調査は全学レベルあるいは学科で実施し、そうしたデータを基にディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーが達成されているかの点検を行い、改善につなげている。

【看護栄養学部 看護学科】

看護学科のディプロマ・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的で提示された内容を考慮して策定されており、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準においてもディプロマ・ポリシーを踏まえたものになっている。また、各授業科目のシラバスに「評価方法」が設けられるなど、諸基準が厳正に適用されている。

教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーで周知され、カリキュラム・ ツリーにより教育課程の体系的編成が提示されている。また、シラバスにより、それぞれ の科目における学習内容等が学生に示されている。

学修成果の達成状況の評価とフィードバックに関しては、科目担当者や教務委員、学年担任より学科会にフィードバックされたり、「学生による授業評価」の結果を受け、次年度の教授方法等の改善に有効活用している。

【看護栄養学部 健康栄養学科】

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーが策定及び周知されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準が策定及び周知されているとともに、厳正に適用されている。また、ディプロマ・ポリシーとの一貫性がとれたカリキュラム・ポリシーが策定及び周知されている。カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が体系的に編成されており、教養教育も実施されている。「日本人の食事摂取基準」・「管理栄養士・栄養士の栄養学教育モデル・コアカリキュラム」及び「管理栄養士国家試験出題基準」の改定時など様々な機会にて、学科の全教員で協議し、授業内容及び教授方法の改善及び効果的な実施に継続的に取り組んでいる。学修成果の点検・評価については、管理栄養士国家試験の合格率を用いて、毎年度定期的に様々な機会にて、学科の全教員で学生の成績情報の共有を行うともに、必要に応じて改善策の検討を継続的に行い、早期からの学修支援に繋げ、学修成果の向上を図っている。

【大学院 人間科学研究科】

研究者として、臨床家としての資質を求めるディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定 基準、修了認定基準、学位論文審査基準等、諸基準が厳正に適用されている。それらの基 準をカリキュラム・ポリシーならびにディプロマ・ポリシーとの一貫性を可視化し、オリ エンテーション、便覧等で示し、周知している。

また、毎年、カリキュラム等の検討を行い、それぞれのポリシーを基盤に、より適切に 改善し、学修支援、学修成果の向上と進路選択、就職後の支援(フォローアップ)に取り

組んでいる。

以上のことから、基準3「教育課程」について基準を満たしている。

基準 4. 教員・職員

- 4-1. 教学マネジメントの機能性
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
 - (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

- (2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、理事会業務委任規則第4条に基づき法人理事会から委任された教育研究等の事項に関する大学の管理運営責任者として、学則第6条において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と位置づけられている。【資料4-1-1】

学長は、迅速で適切な意思決定を行うため、学長・副学長・研究科長・学部長・事務局長等で構成する学長の意思決定補佐機関として「管理・運営会議」を設置し、毎週1回開催することで、教学をはじめ大学運営全般に関する事項の審議及びその円滑な執行が図られ、リーダーシップを発揮している。【資料4-1-2】

学部・大学院の組織との関係では、学則第7条に大学評議会、第9条に学部教授会、大学院学則第9条に研究科委員会があり、大学評議会、教授会及び研究科委員会は、学長の諮問事項等の審議機関として定期的に開催され、学長、学部長等の諮問を受け教学に関する重要事項等を審議し意見の申出を行うなど適切に運営されている。

学長は意思決定をするに際し、学部教授会からは、学則第 10 条で「(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了(2) 学位の授与(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育及び研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、また大学院研究科委員会においても学校教育法に規定される教授会として学部教授会と同様の役割が規定されていることから、それぞれ審議され意見を述べた結果を受けることとなっている。

なお、大学評議会は、その構成員等から学校教育法上の教授会には該当せず、議長は学長が当たり会務を処理し、大学及び大学院全体にわたる教育及び研究に関する重要事項等を審議し学長に意見を述べる審議機関としての機能を果たしている。更に、大学評議会には大学委員会が置かれ、学長の委嘱を受けた事項について、企画・立案・調査等を行い、その内容は学長に報告するとともに、重要事項については大学評議会の議を経て学長の承認後に実施している。

教職員に対しては、教職員全体研修会や管理・運営会議、教授会等を通じ法改正の趣旨が詳細に説明されており、教学マネジメントの在り方、ガバナンスの改革については周知が図られている。ガバナンス関連の規程の見直しに当たっては、教授会等において事前の意見聴取が行われる。

また、令和3(2021)年10月には、「ガバナンス・コード」を策定した。学長は、大学の

管理運営責任者として、組織倫理、研究倫理の確保を図るため、関連規程・検査指導監督体制の整備を図るなどガバナンスを発揮し、大学全体の教学や経営管理に関する事項を適切に執行している。【資料 4-1-3】

【資料 4-1-1】理事会業務委任規則

【資料 4-1-2】大学 管理・運営会議規程 【資料 1-2-3】と同じ

【資料 4-1-3】 鹿児島純心女子大学ガバナンス・コード

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学では副学長が置かれており、学則第6条で「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定され、その位置づけ及び役割が明確にされている。副学長は、入試委員会の委員長や教育課程など教学分野の総括的な立場であって、日常的に学長を助け教学分野の中心的な役割と責務を担っている。

本学の事務組織は、事務局に学生部を置くとともに、総務企画課、学生支援課、入試広報課、進路支援課、会計課の5課となっている。

教務に関わることと学生支援等の業務は学生支援課が、入試関係業務と広報業務は、入 試広報課が、それぞれ一体的に担当している。

また、就職と進学を含めた業務も一体化し、進路支援課として学生に利用しやすく信頼される進路支援を行うこととしている。

職員は、事務局長、学生部に学生部長及び図書館に図書館長を置き、事務局及び図書館に各課長のほか所要の事務職員を置いている。必要に応じ、課長補佐や係長、又は主任を置くことができるようにして、職員の士気の高揚を図っている。

事務局は、事務局長以下、兼任の学生部長と各課専任職員及び進路指導補助員等の非常 勤職員等を含んだ体制である。各課はそれぞれ大学事務組織規程に規定する分掌事務を所 掌するとともに、入試に関する業務など、集中的に遂行しなければならない重要な業務に ついては、課を超えて特別体制で柔軟に円滑に業務に当たることとしている。【資料 4-1-4】

また、学生部長は教員が兼務して、事務局と教員が緊密に連携・協力して学生生活が有機的に支援できる態勢をとっている。

以上の組織において、本学の教学マネジメントは、学長の統督の下、副学長により総括され、各部長、研究科長、事務局長が所属職員を指導監督して掌理する体制となっている。

また、学長は、月1回企画・FD・SD 委員会(大学管理・運営会議メンバーと学科長・専攻長等で構成)を開催し、大学・大学院の将来計画、認証評価結果の改善事項や自己点検による改善事項及びFD・SD 等の実績等を基に教学に関する方針等を決めており、職員の意見を積極的に傾聴しリーダーシップを発揮している。【資料 4-1-5~資料 4-1-7】

【資料 4-1-4】大学 事務組織規程

【資料 4-1-5】大学 教授会運営規程

【資料 4-1-6】大学 大学院人間科学研究科委員会規程

【資料 4-1-7】大学 大学委員会規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の資質・能力向上については、年度当初行う教職員全体研修会や月初めに開催の定

例課長会、毎週開催の事務局課長会、毎朝の職員朝礼等をとおして学園、大学内の情報の 共有を図るとともに、大学の運営や課題解決のために必要な体制を構築し機能化が図られ ている。【資料 4-1-8】

職員の人事評価については、人事評価規則に基づき、業務執行体制の改善や処遇改善に 取り組んでいる。【資料 4-1-9】

異動については、教務事務の円滑化を図り、あわせて事務職員の資質の向上と士気の高 揚を図るため、適材適所を考慮した人事異動を行っている。

【資料 4-1-8】令和 4 年度 教職員全体研修会資料【資料 2-2-9】と同じ 令和 4 年度大学運営方針等について p. 2~6、R4 年度 SD·FD 研修計画 p. 21 【資料 4-1-9】学園 職員の人事評価規則

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学長は、大学の管理運営責任者として、教学をはじめ大学運営全般に関する事項やその 円滑な執行においてリーダーシップを発揮できる体制となっている。管理・運営会議は学 長の意思決定補佐機関に、大学評議会、教授会及び研究科委員会は、学長の諮問事項等の 審議機関として位置づけられている。

本学の教学マネジメントは、学長の統督の下、副学長により総括され、各部長、研究科 長、事務局長が所属職員を指導監督して掌理する体制となっている。

職員においては、事務組織及び事務分掌は随時見直してきており、それぞれの課が円滑に機能してきているが、男女共学化の新しい大学づくりや教育活動の一層の活性化のために、今後も事務の効率的・効果的な組織体制づくりの工夫を進めていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
 - (1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

学園の人事は、建学の精神と教育理念に基づき、大学の目標及び中・長期計画を遂行するため、有為な人材を確保し、その能力を十分発揮できるよう人事の運用(採用・配置・ 昇任等)に努めている。

具体的には、教員適格審査において、国の認可申請の承認が得られ、学部学科のカリキュラム・ポリシーに則った教育実践と専門的教育研究のできる教員を選考採用し、大学設置基準を上回る配置をしている。【資料 4-2-1】

なお、令和元(2019)年度からは、学園を取り巻く現状と財政状況から学園の人事政策が 策定され、年齢構成の是正を図り、教育目的、資格取得の在り方を見直しながら教育課程 に即した教員採用を、法人本部と連携を図りながら進めている。【資料 4-2-2、資料 4-2-3】

- 【資料 4-2-1】認証評価共通基礎データ様式 【共通基礎】と同じ
- 【資料 4-2-2】「令和 4 年度 教職員全体研修会資料」【資料 2-2-9】と同じ 学園の人事基本方針 p. 16~17
- 【資料 4-2-3】大学 人間教育学部教員選考規程、大学 看護栄養学部教員選考規程、 大学 大学院教員選考規程、大学 教員選考基準、 大学 大学院人間科学研究科研究指導教員資格審査基準

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

学園の人事基本方針の中に「人材育成策として年間計画に基づく研修内容の体系化を図り、職員の資質向上が具体的に確認できるよう工夫する」とあることから、これまで課題とされてきた学習する FD の段階から実践の工夫改善に結びつく研修への転換を試みている。

企画・FD・SD 委員会において、学部、学科ごとの FD 計画を検討し進捗管理を行い、結果の検証を学生による授業評価等で実施し、教員の指導力向上及び学科の満足度向上につなげている。【資料 4-2-4】

また、専門教育研究、教育方法改善を行う教育研究活動に対し、研究費として課題に応じて30万円を上限として配分している。

【資料 4-2-4】令和 3 年度 企画・FD・SD 委員会 第 6 回(10 月) 議事要旨【資料 2-2-2】と同じ 令和 4 年度 企画・FD・SD 委員会 第 1 回(4 月) 議事要旨

(3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教育目的及び教育課程に即したカリキュラムを精選構築して、必要な教員組織は確保・ 配置されている。

教員の採用・昇任においては、年齢構成、特に人件費比率の是正を考慮しながら、今後も定年退職者とその補充計画をあらかじめシュミレーションしながら適切に運用していく。 FD 研修は組織的に実施されているが、オンライン授業などの ICT 活用の際の工夫や改善について取り組んでいく。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み
 - (1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

- (2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上 への取組み

SD研修の年間計画に基づき職員の資質・能力の向上に努めている。

令和 3(2021)年 4 月に開催した教職員全体研修会においては、学長の運営方針、学園及

び大学の当面する課題、学園の中長期計画、ハラスメントの防止についてなど、教職員として共通理解し実践すべき基本的なことの周知徹底を図った。【資料 4-3-1】

9月の教職員全体研修会は、令和5(2023)年度からの「男女共学化」に向けて、学長から「創立の精神をはじめとする純心大学の方針」等が改めて示され、方針を具現化するための共通理解の確認がなされた。また、男女共学化に向けてタグラインの決定、課題や対応等の諸準備について意見交換がなされ、有意義な研修となった。【資料4-3-2】

また、例年 8 月には姉妹校の長崎純心大学と相互開催による合同 SD 研修会を実施している。鹿児島純心女子学園も含めた研修会であり、職員としての視野を広げ資質向上を図る目的であり、姉妹校間の結びつきを深める機会にもなっている。令和 3(2021)年度は都合により長崎純心大学は不参加となった。【資料 4-3-3】

これまで2泊3日など、学外で実施されていた教務関係や学生生活関係、進路支援関係などの大学職員研修会等のほとんどが新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止やオンライン開催となっている。他大学の職員と直接情報交換を兼ねて研鑽する貴重な機会が減っているので、早く元の状態に戻ることを期待している。

【資料 4-3-1】令和 3 年度 教職員全体研修会資料

【資料 4-3-2】令和 3 年度 教職員全体研修会資料 (9 月)

【資料 4-3-3】令和 3 年度 SD 研修会資料

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

職員の資質・能力の向上のための SD 研修は、学内においては年 2 回の教職員全体研修会を中心に実施し、毎年計画を見直しながら、本学の経営上や定員確保上の課題にも向きあっている。この制度が有効活用できるよう今後も見直しを含め、組織的に取り組んでいく方針である。

職員の人事評価規則に基づき、能力評価と業績評価に取り組んでいるが、職員の資質・能力の向上や組織の業務執行体制に有効であるという段階にはない。職員が自らの資質・能力について考えるという点、上司が部下の業務遂行状態を把握するという点において有益であるので、本来の人事評価の目的が達成できるよう、工夫を加えながら今後も進めていく。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分
 - (1) 4-4の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究費は、鹿児島純心女子大学研究費規程に基づき、本学教員の研究活動を促進するため、学術研究の経費として、専任教員を対象に30万円を上限として助成されている。

助成を申請する教員は、申請年度の前年度の9月末日までに課題研究の「計画書」を学長に申請し、認可を受けることとしている。また認可を受け研究費の助成を受けた研究者は、毎年度終了後3か月以内(6月末)のその研究経過に関する報告書を学長に提出することになる。この制度によって、教員の計画的な研究活動を財政面から支援する体制は整えられている。【資料4-4-1】

教員の研究室など研究環境は、講師以上は一人一室確保され、助教及び助手の研究スペースも確保されている。各室には、机、いす、パソコン等の備品や設備を整備している。 競争的資金の確保については、学内に特別委員会として設けられた外部資金獲得委員会 (学長を委員長に各学部等の代表委員及び事務局関係課長等で構成)で、科学研究費、文 部科学省公募の支援事業などについて、教育研究の充実を図るため採択に向けた説明を行っている。

科学研究費の申請数は、年度別にみると令和元(2019)年度 3 件、令和 2(2020)年度 5 件、令和 3(2021)年度 0 件、令和 4(2022)年度 6 件であり、その新規採択件数は令和元(2019)年度 2 件、令和 2(2020)年度 2 件、令和 3(2021)年度 0 件、令和 4(2022)年度 1 件であった。

なお、教員の研究環境の満足度把握は今後の課題であるが、学部生については毎年度実施している「学生生活実態調査」において、いずれの学科でも講義の満足度が高いことを 把握している。

【資料 4-4-1】大学 研究費規程

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、「鹿児島純心女子大学科学研究費使用に関する規程」を制定し、補助金を適正に管理し使用するための基準を定め、研究機関として高い倫理性を保持できるよう適切に運営している。

また、「鹿児島純心女子大学における研究活動行動規範」、「鹿児島純心女子大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程」、「鹿児島純心女子学園の公的研究費等の管理・監査に関する規程」、「鹿児島純心女子大学学園公的研究費等共通マニュアル」、「鹿児島純心女子学園公的研究費内部監査内規」及び「鹿児島純心女子大学公的研究費の不正使用防止計画策定について」を制定または改定した。このように適正な研究活動が行われるよう組織として取組んでいる。【資料 4-4-2】

「研究倫理委員会」は、教員の申請に応じて開催している。また、委員には事前に関係 資料を配布し、質問、改善事項を申請者に伝えている。申請者は、事前に研究の要旨、回 答及び改善内容を準備した上で委員会に臨むことができる。これにより審査の効率化が図 られ、あわせて審査にかかわる十分な時間が確保されている。

次に、科学研究費を獲得した教員は、研究活動、倫理にかかわる規程を熟読するとともに、日本学術振興会のホームページから受講できる『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』をもとにした「研究倫理 e ラーニングコース」を受講し、修了証書を提出している。

大学院生についても1年次開講の必修科目において、研究倫理に関する講義で理解を深めさせている。

【資料 4-4-2】本学ホームページ→「公的研究費の管理・監査体制の公表」

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費は、課題研究を有する者とそうでない者で差はあるが、年額一律、教授、准教授、 講師を5万円とし、助教、助手に対して2.5万円とされている。課題研究の申請が認可さ れた者には、25万円を限度に助成がなされている。使途の範囲は、備品費、消耗品費、書 籍、研究出張旅費等である。

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

研究費については、個人研究費の配分額を毎年度見直しており、教員の計画的な研究活動を財政面から支援している。また、科学研究費の積極的な申請を奨励している。

[基準4の自己評価]

本学は、学長のリーダーシップのもと管理・運営会議の補佐機能を強化し、各教授会等の関与権限を明確に規定するなどして、各種委員会など教職員の配置、権限の分散化と意見集約プロセスの迅速化簡素化することで、教学マネジメントを構築している。

教員の採用昇任、配置については学園の人事基本方針及び人事政策によって実施され教育目標、教育課程の実現が図られている。

職能開発については、FD·SDの効果的な実施がなされている。

研究支援については、関係規定の整備がなされ、研究環境の整備、研究倫理の確保等が 適切になされている。

以上のことから本学は基準4「教員・職員」を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

- 5-1. 経営の規律と誠実性
- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮
 - (1) 5-1 の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為第3条において、「この学校法人は、カトリック精神に基づき人格教育を施し、もって有為な人材を育成するため、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と明示されている。

学園の経営は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法等関連法規に従って、寄附行為に基づき運営されている。また、学校教育法施行規則で規定されている教育情報9項目及び教育免許法施行規則で規定されている教員養成の状況に関する情報6項目は、本学ホームページで公表している。さらに、私立学校法で指定されている事項については学園ホームページで公表するとともに、寄附行為、財務情報、役員報酬支給基準等は、法人本部総務部に常時備え付けており、申し出に応じて閲覧に供している。【資料5-1-1、資料5-1-2】

経営の規律と誠実性を維持するため、寄附行為第15条第2項で「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、理事会を最高意思決定機関としている。諮問機関として評議員会を設置しており、寄附行為第21条で「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定めている。また、理事の業務執行等を監査する機関として監事を置いており、令和2(2020)年の私学法改正の趣旨に則り教学監査の実地監査を行うなどその権限の強化が図られている。

理事長は、理事会業務委任規則第3条に基づき委任された学園業務の決定事項について、 法人本部業務を統括し、管理・運営協議会、局長・課長合同会議には直接出席の上、意見 の聴取、方針の伝達、指導監督等を行い学園全体の経営規律と誠実性の維持を図っている。

大学は、経営の規律と誠実性の維持を図るため、関係法令と学園の定めた規則規程等を 遵守し、学則に掲げる目的の達成に努め、社会的責任と公共的使命の重要性を認識して、 倫理、コンプライアンスを確立する行動基準として「大学倫理綱領」を定めている。

また、令和 3(2021)年 10 月には、「ガバナンス・コード」を策定した。【資料 5-1-3~資料 5-1-6】

学長は、理事会から委任された教育研究等の事項に関する大学の管理運営責任者として、 組織倫理、研究倫理の確保を図るため関連規定、検査指導監督体制の整備を図るなどガバナンスを発揮し大学全体の教学や経営管理に関する事項を適切に執行している。

【資料 5-1-1】 学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為 【資料 F-1-1】と同じ

【資料 5-1-2】 学園ホームページ→「情報の公開」【表 5-1】関連

【資料 5-1-3】 理事会業務委任規則

【資料 5-1-4】 学園 管理・運営協議会規程

【資料 5-1-5】 大学倫理綱領

【資料 5-1-6】 鹿児島純心女子大学ガバナンス・コード【資料 4-1-3】と同じ

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人本部は、大学をはじめ各所属教育機関の使命・目的及び教育目的を達成するため、法人全体の中長期計画を平成 29 (2017) 年に策定した。この計画の実施に必要な環境・条件を整えるため、大学等の個別の中長期計画を参照しながら、各年度の事業計画を策定し、これにもとづき予算の編成、執行管理を行っている。中長期計画は、毎年度中間期に、前年度計画以降の進捗状況や課題等を点検評価し、PDCA サイクルによる計画の改善を図ることとしており、自己点検結果は、評議員会の意見聴取の上理事会の決定を経て、アクションプランとして次年度の事業計画に反映されている。【資料 5-1-7~資料 5-1-10】

学長は、大学を取り巻く厳しい現状等を踏まえ、建学の精神とその使命に則り迅速で適切な大学運営に資するため、学長・副学長・研究科長・学部長・事務局長等で構成する学長の意思決定補佐機関として「管理・運営会議」を設置し、毎週1回開催して学事等に関する事項の審議及びその執行にリーダーシップを発揮している。更に、大学委員会は、学長の委嘱を受けた事項について、企画・立案・調査等を行い、その内容は学長に報告するとともに、重要事項については大学評議会の議を経て学長の承認後に実施している。

また、毎月1回企画・FD・SD 委員会(管理・運営会議メンバーと各学科長で構成)を開催し、大学・大学院の将来計画、自己点検による改善事項及び FD・SD 等の企画・立案・実施に機能を発揮している。【資料 5-1-11~資料 5-1-14】

さらに、大学における教育研究活動等の実績について、情報公開の方法としてはホームページで公表しているほか、地域連携推進懇話会を開催し地元自治体や学校、地域各種団体への報告をするとともに大学の教育の在り方全般について意見交換をしている。

建学の精神に基づき、経営方針等が毎年度理事長から示され、学長はこれを踏まえて教職員へ大学としての経営方針を示すなどして経営、管理がガバナンスコードに則り適切に行われている。【資料 5-1-15】

中長期計画の実施とその検証、計画の改善の取り組みの継続と、学園の組織、大学の管理運営体制のガバナンスによって、大学の経営の規律と誠実性は維持され、使命・目的の実現への継続的努力がなされている。

- 【資料 5-1-7】 学園 中長期計画 (平成 29 年度~平成 38 年度) 【資料 F-6】と同じ
- 【資料 5-1-8】 大学・大学院 中・長期計画 (平成 29~38 年度) 【資料 F-6】と同じ
- 【資料 5-1-9】 令和 3 年度 事業計画
- 【資料 5-1-10】学園 中長期計画の点検評価(令和2年度事業)
- 【資料 5-1-11】大学 管理・運営会議規程【資料 1-2-3】と同じ
- 【資料 5-1-12】大学 委員会規程【資料 4-1-7】と同じ
- 【資料 5-1-13】大学 評議会運営細則
- 【資料 5-1-14】「令和 3 年度 教職員全体研修会資料」SD·FD 研究計画 p. 19【資料 4-3-1】 と同じ
- 【資料 5-1-15】地域連携推進懇話会要項

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

地域とともにある大学として、地域コミュニティの一員として積極的に薩摩川内市当局 や地元自治会との情報交換、諸実践活動に参加し、日常的に環境保全に取り組んでいる。 平成23(2011)年度からは毎年度節電行動計画を策定し、教職員、学生の意識啓発に効果を 上げている。計画の実施状況は、法人本部の開催する学園事務部局長・課長合同会議の資料として提出され学園全体で共有されている。【資料5-1-16】

人権については、年4回の人権委員会を開催している。また、年に2回学内人権週間を設定し、期間中、学生、教職員合同の人権問題研修会等を実施している。これまでは、情報モラル、拉致被害者家族、同和問題、女性の人権など取り上げてきたが、コロナ禍中にあって差別、誹謗中傷など新たな人権問題が起こる恐れがあることから、令和2(2020)年度は人権週間に校内放送による学生からの呼びかけ、啓発ポスターの掲示をするなど、今日的課題となっている人権侵害について広い視野から考える機会を提供し啓発を行った。

【資料 5-1-17】

また、学園においては、セクシュアル・ハラスメント等の防止を図るため、規則を定め、 学園のすべての学生、教職員に、公正で安全かつ快適な環境の下に、学習、教育、研究及 び就業機会を保障している。特にパワー・ハラスメント等の法制化に伴い、令和 3(2021) 年1月理事会において、学園としての対処方針・対処の内容を見直し、関連規則の改正を 行い所属長の講ずべき措置など等を通知し、教職員及び関係者への周知・啓発に取り組ん だ。【資料 5-1-18、資料 5-1-19】

安全については、免震構造のホールをはじめキャンパス内の全ての建物は耐震化が図られている。平成30(2018)年度は各種危機対応マニュアルを見直したほか、新1年次学生への防災カードの配付や防災避難訓練等を行った。そのほかアセンブリーの時間に警察から担当者を招へいしての防犯対策啓発講座の開催や消防局と連携した防災訓練を通して、教職員及び学生の危機、安全意識の啓発に努めた。

特に、大学から 13km 地点に川内原子力発電所があることから、原発事故に関しては、大学危機管理規程及び薩摩川内市の原子力防災計画に基づいて、原子力災害に備え、学生及び教職員の安全が確保できるように、原子力防災体制(「原子力防災マニュアル(学生版)」「原子力防災マニュアル(教職員版)」)を整備している。また、災害時の非常食の備蓄や飲料水等は、後援会や関係機関団体の協力で必要量の確保がなされている。【資料 5-1-20~資料 5-1-22】

なお、新型コロナウイルス感染症対策は、法人本部に設置されている「新型コロナウイルス対策本部」と連携して、学内に「新型コロナウイルス感染症対策会議」を設け、医師資格を有する教員等各学部教職員を構成員とし、情報の共有、感染拡大防止対策、教育活動・学校行事等の在り方など一元的に迅速に判断ができるような体制を整え、学生と教職員の命を守り、学校生活の安全に最大の配慮を続けた。【資料5-1-23、資料5-1-24】

これらの取り組みを通して、環境保全、人権、安全への配慮は規程の整備や各種体制が整備されており、現状でできる配慮は十分行われている。

【資料 5-1-16】節電行動計画

【資料 5-1-17】人権問題研修会

【資料 5-1-18】学園ハラスメント防止等に関する規則

- 【資料 5-1-19】ハラスメント規程改正通知
- 【資料 5-1-20】「危機管理マニュアル」
- 【資料 5-1-21】防災避難訓練実施要項
- 【資料 5-1-22】原子力防災マニュアル
- 【資料 5-1-23】新型コロナウイルス対策本部関連(令和3年度)
- 【資料 5-1-24】新型コロナウイルス感染症対策会議【資料 2-5-3】と同じ

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

経営の規律と誠実性は十分保たれ円滑な管理運営が行われているが、安全については、 新型コロナの今後の状況がまだ見通せない中であるので、学園本部とも連携して情報共有 を行い、学生の命を守る実効ある対策となるよう引き続き改善に取り組む。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-(1) 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園の教学を含む管理・運営に関しては「学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為」及び「学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為施行細則」に基づき、理事・監事及び評議員の選任等が適切に行われている。【資料 5-2-1、資料 5-2-2】

法人は、令和 3(2021)年度においては、議決機関として「理事会」を年 6 回、常任理事会を 8 回、諮問機関として「評議員会」を 3 回開催している。また、学園及び各所属の管理運営の主要事項や理事会付議事項等を審議するために、理事長の諮問機関として「学園管理・運営協議会」を設置している。【資料 5-2-3】

各年度の予算及び事業計画等については、寄附行為の定めに基づきあらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会において決定し理事長が具体的な執行を行っている。また、理事会は中間期において中長期計画の進捗状況を把握するなどして事業計画等の確実な執行を促し、理事長は理事会の意を体し業務執行を行っている。【資料 5-2-4】

法人本部は、理事長のもとに事務局を置き、総務担当理事と財務担当理事及び各部長が 日常的に理事長を補佐し、学園全体の人事・財務・会計・施設管理などを統括し大学等と 連携しながら法人全体の管理運営を行っている。なお、理事長直轄の組織として平成 27(2015)年度から経営方針などの政策立案を行う「経営強化推進本部」を置いてきたが、 令和3(2021)年7月「経営改善戦略本部」として組織替えし、事務局体制の更なる強化を 図っている。【資料5-2-5】

各所属の運営にあたっては、法人、各所属から人事方針、予算編成、決算、規則の制定 改廃、中長期計画の実施状況、事業計画や実績報告、監査などが、随時議案や報告案件と して、理事会や評議員会に提出され、法人としての意思決定の最終判断として理事会の審 議・決定がなされている。ここでの決定事項は、理事長の主導の下実施に移されるが、各

所属長に規則で委任された事項は各所属長の責任と権限で円滑に執行している。

学園の日常の管理運営に関しては、常任理事が業務を分担し理事長を支え、令和 3 (2021) 年度からは月1回の定例常任理事会を開催している。また各所属の管理職を構成メンバーとする「学園管理・運営協議会」、「学園事務部局長会議」及び「学園課長会議」を定期的に開催し各部署の重要事項の協議、連絡・調整、研修などを一体的に行っている。【資料 5-2-6、資料 5-2-7】

学園はこの会議を通して、理事会で方向の出される戦略的意思決定事項から具体的業務に至るまで全体で検討することによって内部の意思疎通はもとより学園本部の方針等の徹底を図り、適正で合理的な管理運営を行っている。このことから理事会の機能は具現化されており、適正に運営されている。

- 【資料 5-2-1】学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-2-2】学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為施行細則【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-2-3】学園 管理・運営協議会規程 【資料 5-1-4】と同じ
- 【資料 5-2-4】中長期計画の進捗状況(令和3年度理事会)
- 【資料 5-2-5】学園 経営改善戦略本部設置要綱
- 【資料 5-2-6】学園 事務部局長会議規程
- 【資料 5-2-7】学園 課長会議規程

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

体制整備は図られているので、理事の人選については役員等の交代時期等において適材を得られるよう努める。私学法等の改正により理事等役員の職務と責任が明確化されたことなどから、更に所属の業務の透明化、理事会、評議員会の審議の充実を図る。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
- (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-(1) 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会は業務委任事項に基づき、大学の教学の責任と権限を学長に委任している。学長 は理事でもあり、教育研究に関する運営を統括する責任を負っている。

また、学長・副学長・事務局長は「学園管理・運営協議会」の構成員として参画し、学園と大学の重要事項の検討や連携・調整に当たっている。【資料 5-3-1】

大学の教育研究、運営に関する事項は、学科会議、教授会、研究科委員会、大学評議会において審議し、学長が決定後に理事長に報告されるとともに、重要事項は学園管理・運営協議会の議を経て、理事長が議案として提出し理事会で審議・決定される。

また、大学評議会には法人事務局長が評議員として参画するとともに、その議事に関わることなどがその都度理事長に報告され、大学運営等について法人が把握できる体制がと

られている。【資料5-3-2】

学長は理事会から委任された事項について、理事会との機能分担を明確にし、適切に管 理運営を行っている。

学長は、理事として学園の意思決定に参加しており、管理・教学両部門の連携にその役割と機能を発揮している。

また、学長、副学長、事務局長が参画している理事長の諮問機関である「学園管理・運営協議会」は、教学及び管理運営の重要事項等について審議し、理事長が決議している。

特に、大学評議会に法人事務局長が構成員となって、大学と法人の一体感の醸成に努めており、管理・教学両部門の連携・強化が図られるようシステムが整備されている。

職員、学生との対話も多く確保されており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

【資料 5-3-1】学園 管理・運営協議会構成員

【資料 5-3-2】「令和 4 年度 組織・分掌事務一覧」【資料 1-2-2】と同じ 大学評議会構成員 p. 5

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は、2 名を外部から弁護士、企業経営者を非常勤職として選任しており、選任にあたっては、規程に則り適正に選任手続きがなされている。両監事は、常時理事会及び評議員会に出席し、法人の業務、財産及び役員の業務執行状況等を掌握している。なお、文部科学省課長通知により令和 3(2021)年 6 月以降の理事会、評議員会の議事録には、署名人に監事を含め、真正性及び非改変性を図った。年度当初の監事監査計画の立案時等においては、事務局内部監査室と連携するなど意思疎通を図っており、この監査計画に基づき平成 30(2018)年度は、大学を対象に業務(教務関係含む)監査の実地調査がなされ、監査結果については令和元(2019)年度の第1回評議員会・理事会に報告されるなど、チェック機能が適切に発揮されている。【資料 5-3-5】

評議員会は、理事定数の2倍を超える19人で構成され、寄附行為に定められた選任手続きがとられている。また、私立学校法第42条で掲げている事項については、寄附行為第20条に評議員会の諮問事項として規定されており、理事会決定前にあらかじめ評議員会の意見が聴取されている。また理事長は、毎年5月開催の定例評議員会に前年度決算及び事業の実績を報告し、意見を求めている。【資料5-3-6、資料5-3-7】

学長は、学事の執行にあたっては、管理・運営会議を通し学長の運営方針等を示し、大 学評議会、教授会、学科会等の意見を聴くなどしてリーダーシップを発揮している。

また、大学教職員全体研修会や入試業務など全教職員の集まる機会をとらえ、学長としての思いを直接教職員に伝える一方、週2回教職員対象のオフィスアワーとして学長室を開放、職員からの生の意見や提案を聴くことに努めている。また、学生にも学長への意見箱を校内に設けており、提案や訴えには、迅速かつ適切な対応がなされている。【資料5-3-8】

【資料 5-3-3】学園 役員監事名簿【資料 F-10】と同じ

【資料 5-3-4】令和3年度 学園監事監査計画書

【資料 5-3-5】令和3年度監事監査報告書、平成30年度臨時監査報告書

【資料 5-3-6】学園 評議員会名簿【資料 F-10】と同じ

【資料 5-3-7】学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【資料 5-3-8】「令和3年度 教職員全体研修会資料」【資料 4-3-1】と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

法人と大学の連携を一層緊密にするため、経営改善関連 PT への教職員の参加を促し、情報の共有や学園経営参画などによって学園の一体化を一層進めていく。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
 - (1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学園本部は、平成29(2017)年度に策定した学園の中長期計画に於いて経営基盤の安定を図るため「学園の園児、生徒、学生の定員充足と財政基盤の健全化を達成するため、戦略的広報とともに、ガバナンスの強化を図り、学園が永続的に存続発展する土台作りを行う」としており、長期的には財政基盤の安定的な確立、中期的には財務の安定化を掲げている。

【資料5-4-1】

各所属は、学園の中長期計画に沿ってそれぞれ所属の中長期計画を立案し、年度当初事業計画と予算申請等が行われ、学園予算委員会の審議、理事長決定を経て予算書案が作成されている。予算書案は、評議員会の意見を聴取した後、理事会に提案され決定を行っており、予算の変更(補正予算)も同様の手続きを経て決定、執行がなされている。【資料 5-4-2】

学園全体として、人件費を削減できるよう各年度の事業計画に、人件費の抑制や適正規模の人員配置に是正するための計画を策定し、所属長の理解を得ながら人件費比率の削減を進めてきた。しかしながら、財務計画前期5カ年の数値目標は達成できなかったことから、令和3(2021)年度決算実績を基に、これまでの数値推計の方法や実施体制・取組の見直し、執行管理の在り方の改善を図るため、令和4(2022)年5月理事会で中長期計画の後期財務計画を令和3(2021)年6月策定された「学園経営改善計画」により執行管理することとされた。【資料5-4-3、資料5-4-4】

学園経営改善計画期間(令和3年度~7年度)中は、中長期計画に追記された後期財務計画において学園経営改善計画を用いることにより、理事会の統括の下、中長期計画に基づく適切な財務運営の確立を図っている。

【資料 5-4-1】学園 中長期計画(平成 29 年度~平成 38 年度)【資料 F-6】と同じ

【資料 5-4-2】学園予算委員会

【資料 5-4-3】「令和 4 年度 学園・大学事業計画 」【資料 F-6】と同じ 財務の健全化への取組 p. 1~2 【資料 5-4-4】学園経営改善計画 令和3年度~7年度(5ヵ年)

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

学校法人全体としては、入学定員割れを主因に基本金組入れ前当年度収支差額が過去 5年間、平成 29(2017)年度 4億 400 万円、平成 30(2018)年度約 4億 1,700 万円、令和元 (2019)年度約 6億 6,500 万円、令和 2(2020)年度 7億 200 万円、令和 3(2021)年度 5億 3,800 万円と支出超過が続いている。【資料 5-4-5】

本学園の収入は、平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度まで学生生徒納付金比率は 60%を超える状況で、学生数の増減によって経常収入が大きく影響する。【資料 5-4-6】

これまでは、認定こども園及び短期大学と大学看護栄養学部は比較的安定して定員を確保してきたが、令和 2(2020)年度と 3(2021)年度に短期大学が定員未充足となり、収支悪化を加速する事態を招いている。【資料 5-4-7】

支出の面では、人件費抑制に努めてきたが、令和 3(2021)年度の人件費比率 (人件費/経常収入) は約 83%となり目標を大きく上回る状況になった。

これは平成29(2017)年度に比較して令和3(2021)年度では、人件費の総額は約94%(6%減)になっているにもかかわらず、経常収入が約84%(16%減)と落ち込んでいる事の影響が大きく、経常収入の中でも特に、学生生徒等納付金収入が約84%と落ち込んだことによる影響が大きい。

このように、生徒・学生の定員確保の厳しい中、定年退職者の補充等については適正な 人員管理による人件費抑制を実施し、収支バランスの改善に努めたが目標値には及ばなかった。

日本私立学校振興・共済事業団が取りまとめた「私学の経営分析と経営改善計画(平成29年3月改訂版)」にある経営判断指標に照らすと、本学園の現状は「B3」段階に相当する。これは「本業で資金流出が生じているが、手持ちの運用資産で外部負債が返済可能な状態であり、約定の返済期限では10年以上資金がもつ状態」である。【資料5-4-8】

これまでも、経営の健全化を図るために様々な取組を行っており、支出面の抑制に関しては一定の成果が表れているが、学納金等の収入減との開きが大きく、収入に見合う削減は図られていない。特に定員確保のための学生募集においては、募集活動や広報戦略が結果に結び付いてこなかった。

このため、令和 3(2021)年 7 月経営改善戦略本部会議で損益分岐点分析を行い、キャッシュベースで収支が回る学生生徒数を推定、年度ごとに所属の確保人員を経営改善計画実施工程表(令和 3 年 9 月決定)に目標値として明記し学生募集や広報戦略の見直しに取り組んだ。【資料 5-4-9】

また、学納金の確保に限らず、補助金の獲得や寄付金収入等で外部資金の獲得における取組を続けることが必要であり、短大及び大学は、補助金・助成金等の増額確保を目指すため、外部資金獲得のための委員会を設置しているが、学園経営改善計画の外部資金獲得戦略の実現を図るため、法人本部に令和3(2021)年9月学園外部資金プロジェクトチームを発足させた。なお、令和3(2021)年度にチームでは、具体的に教職員に寄付の呼びかけを行った他、経常費補助金の仕組みを幹部職員対象に研修を実施するなどして、外部資金獲得の方策や寄付文化への理解を深めた。【資料5-4-10、資料5-4-11】

さらに、教育の質保証が学生数等の定員確保に連動するように、教育内容の充実とともに広報戦略、競争力強化の取組を粘り強く続けることで段階的に回復していく必要があることから、教職員全員に対し財務状況の危機意識を共有し教職員一丸となっての経営改善の取組を促す理事長によるメッセージの発出、法人事務局長による大学職員等を対象にした SD 研修会の開催など意識改革に全力を傾けるなど、安定した財務基盤の確立と収支バランスの適正化を図っている。

資産の運用は、資産運用規則に則り資産運用計画を作成し理事会の決議を得て実施しており、令和3(2021)年度の資産運用結果は令和4(2022)年5月評議員会及び理事会に報告している。なお、今日の世界・日本の情勢や学園の財務状況にかんがみ、年度途中にも理事会において随時報告モニタリングを受けながら安全性と収益のバランスを考慮しながらも新たな投資は行わない慎重な運用を続けている。【資料5-4-12~資料5-4-14】

【資料 5-4-5】財務状況の経年比較表(④事業活動収支計算書の状況と経年比較)【表 5-2】と関連

【資料 5-4-6】学生生徒数・志願者数・教職員数・財務比率などの推移

【資料 5-4-7】定員充足状況

【資料 5-4-8】経営判断指標(令和3年度算定)

【資料 5-4-9】損益分岐点分析(令和3年度算定)

【資料 5-4-10】学園外部資金プロジェクトチーム設置要綱

【資料 5-4-11】学園外部資金プロジェクトチーム会議議事録 「純心未来基金」への寄付について

【資料 5-4-12】学園資産運用規則

【資料 5-4-13】令和3年度資産運用計画書 資産運用計画モニタリング状況(R1~R3)

【資料 5-4-14】令和3年度資産運用結果報告

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

学園経営改善計画の着実な実施を継続し、財務計画に基づき収入に見合う財務管理を目指し各収支比率の安定化と教育活動資金収支差額の黒字転換を図る。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施
 - (1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学園経理規程に基づき学園本部において集中処理している。【資料 5-5-1】 各部署で作成される「支出伺書」や「出張申請」等の伝票は、控に会計処理上の確認事 項等がわかるように記載されている。

大学においては、新規採用教職員には会計処理に関する手引書を作成し、新任者オリエンテーションを通して作成記入上の注意を徹底している。

教職員が作成した支出伺書は、購入担当者の検収を経た証憑書類とともに、大学会計課 に提出される。

大学会計課で受理された支出伺書は、記載内容の点検後は法人本部会計課へ転送され「部門、科目」等の設定を確認し伝票番号が付与され、経理部長の査印で支払い等の手続きが行われる。

経理統括責任者は理事長とし、経理責任者は財務担当常任理事(経理課長兼務)があたり、会計処理は正確かつ迅速適正に実施している。

また、会計処理の適正を期するため公認会計士2名に年2回、各所属現地調査を含む10 日間の面接監査と指導を依頼している。

これらを通して、疑義のある処理案件については、公認会計士の指導を受けながら、法人本部経理部としての統一見解をまとめて随時所属を指導するほか、事務部局長課長合同会議等を通じて共通する会計事務処理の徹底を図っており、日常の会計処理の適正な実施がなされている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校法第 37 条第 3 項に基づき学園監事監査規程が定められ、学園監事による業務 監査が、外部監事 2 名で実施されている。【資料 5-5-2】

監査は学校法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況についてなされ、毎会計 年度、監査報告書が作成され理事会及び評議員会に報告されている。【資料 5-5-3】

令和3(2021)年度決算に係る監査報告書は、令和4(2022)年5月評議員会、理事会に提出され、学校法人会計基準に準拠し会計帳簿の記載と合致していること、業務及び財産は法令に反する事実のないことが記載されている。

学園内部監査は、学園内部監査規則に基づく監査計画によって内部監査室が監事や公認 会計士による監査に同行、監査の補完を行い、学園の監査の効率的な実施が行われている。

【資料 5-5-4、資料 5-5-5】

なお、本学園の徴収金(預り金を含む)については、すべて会計課に納入し支出される システムをとっている。

【資料 5-5-1】学園経理規程

【資料 5-5-2】学園監事監査規程

【資料 5-5-3】令和3年度監事監査報告書【資料 5-3-5】と同じ

【資料 5-5-4】学園内部監査規則

【資料 5-5-5】学園内部監査計画

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

会計事務処理は手作業による部分が多くみられるので、将来的には、電子決済を含めた財務会計の統合した電算化を視野に効率化を検討する。

[基準5の自己評価]

本学園の経営は、私立学校法等関係法令に従い、寄附行為に基づいた運営を行っている。 また、使命・目的のために中長期計画を策定し、年度ごとの点検・評価によって事業計画

の着実な推進、予算の執行管理を行っている。また、大学は、環境保全、人権、安全への 配慮を継続的に行い運営している。

理事会、評議員会は、寄附行為に基づく適切な運営を行い、理事長は理事会、常任理事会の意を体し、使命・目的達成に向けて意思決定ができる体制を整え業務を遂行している。

監事は、教学部門も含めた理事の業務執行状況の監査を実施している。

財務基盤の確立は、中長期計画の最重要の柱に位置付け、全所属が一体となって取り組んでいるが、令和 3(2021)年度は、短期大学部門で学生数の急激な減少もあって、経営判断指標に基づく経営状態が B0 から B3 段階となった。このため、理事会においては、「学園経営改善計画」を策定し、学園経営改善計画期間(令和 3 年度~令和 7 年度)中は、中長期計画に追記された後期財務計画において学園経営改善計画を用いることにより、理事会の統括の下、中長期計画に基づく適切な財務運営の確立を図っている。

財務情報等法令で定められた項目の公表はホームページ等で行っており、会計処理については、公認会計士等の監査を受け厳正かつ適切に処理を行っている。

以上のことから基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

「令和4年度学園・大学事業計画」の大学基本方針の中で、「今後の飛躍を期するため、改めて、建学の精神、教育の理念を全教職員が深く認識し、『中・長期計画』に沿ってPDCAサイクルを機能させ、その着実な推進と迅速な大学改革を実施するため、大学委員会の機能化による大学運営、経営力の強化を図る。」とし、大学全体や各学部・学科・大学院及び附属機関等や事務局の取組目標が示されている。

また、大学学則第2条の目的を踏まえ、第60条に、「教育・研究水準等の向上のため、自己点検・自己評価を行う。」と規定している。大学院学則第60条においても同様である。これらの規定に基づき定められた「鹿児島純心女子大学自己点検・自己評価実施規程」の第1条(基本方針)には、「本学の建学の精神及び教育理念に立脚し、本学の教育研究水準等の向上のため、組織的・総合的に実施し、大学の改革・改善に資することを目的として行う。」とし、内部質保証のために組織的・総合的に取り組むことを方針として掲げている。

自己点検・自己評価に関しては、学長、副学長、研究科長、各学部長、教務委員長、学科等委員、事務局長、その他事務職員で構成する IR・自己点検評価委員会を設け、全学的な視野に立ち、教学、管理両部門の課題に迅速かつ機動的に自己点検・自己評価を実施することができ、責任を伴った取り組みとなっている。この自己点検・自己評価は原則として3年に1回実施するものとしており、平成28(2016)年に認証評価を受審しその結果等を公表したので、3年目の令和元(2019)年に日本高等教育評価機構の新基準を用いた自己点検・自己評価を行い、結果を公表している。

さらに毎年度の取り組みとしては、「学園・大学事業計画」及び「大学・大学院 中期計画にかかる実施計画」を策定し、年度終了時に、各事業の実施状況や成果・課題等の整理・分析により「事業の実績(概要)」及び「自己点検評価表」を作成している。管理・運営会議、企画・FD・SD 委員会から学長への上申を経て、次年度の学園全体の事業計画及び事業報告書として反映している。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

このように6年に1回の大学機関別認証評価の受審、3年ごとの自己点検・自己評価の 実施、毎年度の事業計画と事業報告のとりまとめに各部署・各学科・各大学委員会等が組 織的に取り組むことで内部質保証のための体制は整備できている。

【資料 6-1-1】「令和 4 年度 学園・大学事業計画」【資料 F-6】と同じ 「令和 3 年度 事業の実績(概要)」

【資料 6-1-2】「大学・大学院 中期計画にかかる実施計画 < 5 か年年次別計画 > 」 「大学・大学院 中・長期計画の自己点検評価表 (令和 2 年度事業分)」

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

原則3年ごとの自己点検・自己評価の実施と公表、毎年度の実施計画に対する事業報告

の実施など内部質保証のための組織体制ができている。今後もこの体制で課題解決のため に取り組んでいく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析
 - (1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

大学学則第60条には、「教育・研究水準等の向上のため、自己点検・自己評価を行う。」と定めている。この規定に基づき定められた「鹿児島純心女子大学自己点検・自己評価実施規程」の第1条(基本方針)には、「本学の建学の精神及び教育理念に立脚し」とあり本学の使命・目的に即した自己点検・自己評価であることを明確化しており、「大学の改革・改善に資することを目的」とする自主的・自律的な自己点検を方針としている。

「学園・大学事業計画」は毎年4月の大学教職員全体研修会において、全員に配布され、 学長による各年度大学運営方針等の講話の際に重点項目・努力目標が伝えられる。また9 月の大学教職員全体研修会ではその中間報告や教職協働による課題改善へのより一層の取り組みが求められたり、大学全体で課題を共有する場となっている。そして、年度終了時に事業報告として「事業の実績(概要)」を作成される。

大学機関別認証評価の受審結果や改善報告書、3年ごとの自己点検評価書は学内共有され、本学ホームページを通して学外への公表も適切に実施されている。【資料6-2-1】

【資料 6-2-1】本学ホームページ→「大学評価」

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、学籍、学生募集活動、入学者選抜、学生生活、キャリア支援、健康管理、財務などのデータの収集・蓄積・分析は、通常は部署ごとに行われ、事務局や所管の大学委員会において実施し、全学、若しくは関係学科等に提供している。

たとえば、広報委員会では学生募集活動における資料請求者、ガイダンスやオープンキャンパス参加者などの詳細なデータから出願率・入学率などを分析し、より効果的な広報活動の立案・実施に利用している。学生生活委員会では「学生生活実態調査」を通して、学生生活の実態や学習時間などの把握などを行っている。企画・FD・SD委員会では毎学期実施される「学生による授業評価」の結果について分析している。進路支援委員会では学生の進路希望調査に始まり、キャリアセミナー参加状況やその他のデータを進路支援の実情把握と改善のために利用している。各委員会で取り扱われるデータについては、教授会や管理・運営会議における報告等で全学的な共有が図られるとともに、学修支援や学生生活支援といった教学運営に係る業務に役立てられてきた。そして、3年ごとの自己点検評価の際には基礎となるエビデンス集をIR室で収集している。【資料6-2-2~資料6-2-5】

【資料6-2-2】令和3年度 広報委員会資料

【資料 6-2-3】第 25 回 学生生活実態調査 令和 3 年 6 月実施【資料 2-2-7】と同じ

【資料 6-2-4】学生による授業評価(令和3年度)【資料 2-2-6】と同じ

【資料6-2-5】令和3年度 キャリアセミナー参加状況

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

通常は部署や委員会ごとにエビデンスは収集・蓄積・分析され、大学の運営に利用するとともに「大学・大学院 中期計画にかかる実施計画」の数値目標にも反映されている。今後はIR・自己点検評価委員会を中心としてPDCAサイクルの管理を担いながら、教育研究活動について内部質保証の点検と評価を行い、結果を大学教職員全体研修会などで共有し、学外にも公表していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組み の確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、学長のガバナンスのもと「鹿児島純心女子大学・大学院 中・長期計画(平成29~38 年度)」では、「経営基盤の安定」「教育の質保証による満足度向上」「『純大ブランド』の創造と地域貢献の推進」「教育環境の整備」の4つのビジョンにそれぞれの目標を定め(Plan, Do)、年度末には各部署・各学科・研究科として事業実績の報告(Check)を行っている。さらにはその結果を踏まえた次年度事業計画(Action, Plan)を立て、中・長期を踏まえた改善・向上を行う(Do)ことで PDCA サイクルを機能させ内部質保証及び向上に取り組んでいる。4月・9月の大学教職員全体研修会において、重点項目・努力目標が掲げられ、中間報告や年次報告において共有されている。さらに、全教職員を対象としたSDによる経営・財務研修等を実施し、全教職員の大学の経営・財務に関する共通理解も深め、大学全体の課題及び学部・学科の課題についても、PDCA サイクルが確実に機能化するように教職協働体制の確立を図っている。【資料6-3-1】

3年ごとの「自己点検・自己評価」では各部署・各委員会・各機関からのエビデンスの収集とその分析結果を踏まえ、大学全体の現状と課題及び学部・学科・研究科の状況について IR・自己点検評価委員会を中心に評価を行い、その結果も次年度事業計画へ反映させることで PDCA サイクルの機能性を高めている。6年に一度受審する大学機関別認証評価で受けた指摘についても、改善に取り組み、質保証に繋げている。【資料 6-3-2】

また、完成年度を迎えた教育・心理学科の設置計画履行状況調査では、専任教員の補充が十分ではない点と入学定員未充足に対する指摘事項を受けたところであるが、新たに教員採用を行い設置計画の人数に戻すことで、教育の質を保証することができたといえる。このことは学生募集の面からも意義があり、男女共学化を追い風に定員未充足を改善する一助となっている。【資料 6-3-3】

【資料 6-3-1】学園経営改善計画 令和 3 年度~7 年度(5 ヵ年)【資料 5-4-4】と同じ

【資料 6-3-2】「認証評価結果に対する改善報告書」【資料 F-15】と同じ

【資料 6-3-3】「【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書」【資料 F-14】と同じ

(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

内部質保証のため各組織の役割・責任体制は明確化され、全教職員にも周知され、共通 認識が図られている。年次ごとの「学園・大学事業計画」及び「大学・大学院 中期計画に かかる実施計画」と年度終了時の「事業報告書」及び「大学・大学院 中・長期計画の自己 点検評価表」よる改善も定着しつつある。

今後は令和 3(2021)年度からの 5 カ年計画となる「学園経営改善計画」の中の経営改善計画工程表(大学)にも真剣に取り組んでいく。

[基準6の自己評価]

各学科、研究科、事務組織など大学全体にわたる内部質保証のための組織や体制は、学長のガバナンスのもと整備され、管理・運営会議、企画・FD・SD 委員会による毎年度の実施計画と事業報告(第一段階)として PDCA サイクルが機能している。3 年ごとの自己点検・自己評価においては、本学の使命・目的等を達成すべく、各部署・各学科・各大学委員会が蓄積している、より具体的なデータや課題を報告書にまとめ、学外にも公表している(第二段階)。そして6年に一度受審する大学機関別認証評価では外部の第三者による意見・評価を得ることにより、内部質保証のための自己点検・評価の活動を第三段階として実施できている。

大学教職員全体研修会での大学運営の重点項目・努力目標や中間報告などの共有、自己 点検評価書などの学内外への公表など、全学的共通認識も図られている。

以上のことから、基準6「内部質保証」を満たしていると判断できる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携及び地域貢献

- A-1 地域貢献・社会貢献に関する方針の明確化
- A-1-① 大学の使命・目的に基づいた地域貢献・社会貢献の方針の明確化
 - (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は教育理念に「カトリック精神に基づく人格教育を行い、有為な人材を育成する」 を掲げ、令和 4(2022)年度の大学事業計画の基本方針にも「産学官連携、学校間連携など さらに開かれた大学として地域貢献の積極的な取組を行う」と明確化している。

平成 6(1994)年 4 月に薩摩川内市(当時は川内市)の誘致により現在の地に開学し、開学当初から今日に至るまで薩摩川内市と緊密な連携関係を築いてきている。薩摩川内市からは開学当時の支援に留まらず今日まで継続して多大な協力・支援をいただいており、本学も教育研究機関として有する人的・物的資源を薩摩川内市のために積極的に活用するとともに、地域社会の営為を本学の教育研究活動に還元できるよう様々な取り組みを進めてきた。平成 6(1994)年度から平成 26(2014)年度まで「薩摩川内市大学交流推進懇話会」を立ち上げ、薩摩川内市長、関係機関の所属長、各地区コミュニティ協議会会長等と、学生、本学関係者間で活動報告や意見交歓会を実施してきた。

その間、平成 18 (2006) 年度に薩摩川内市教育委員会と「連携協力に関する協定」を締結し、更に平成 23 (2011) 年度からは薩摩川内市教育委員会とともに「地域連携教育プロジェクト」を立ち上げ、推進会議・運営委員会を年数回開催し、事業の円滑な推進を図るとともに、本学の教員養成に対する地域の支援と地域の教育力向上への本学の貢献について一層の充実を図ることとしている。【資料 A-1-1、資料 A-1-2】

平成 27 (2015) 年度には、地域の教育、健康、産業、観光など幅広い分野で連携協力を深めるため、「薩摩川内市と包括連携協定」を締結し、地域社会の発展及び本学の人材育成に寄与することを謳っている。現在は「薩摩川内市大学交流推進懇話会」に替わるものとして、平成 28 (2016) 年度から開かれた大学として地域貢献の積極的な取り組みを行うため、活動状況報告及び地域関係者から本学への意見や提案をいただく会として「鹿児島純心女子大学地域連携推進懇話会」を立ち上げている。【資料 A-1-3、資料 A-1-4】

また、地域貢献・社会貢献は当然薩摩川内市のみに留まらない。教育目的に示す人材育成として「地球市民として、社会に貢献できる広い視野を持った女性」を掲げ、鹿児島県内外においても地域貢献・社会貢献は機会あるごとに取り組んできている。

そして、平成 26 (2014) 年には、これまで部署ごとの対応であった地域連携や高大連携等の諸業務を総合的に調整・実施する事務組織として「地域連携推進室」を設置し、地域に開かれた大学の窓口としての役割を担うことで、学内外に本学の方針を打ち出すこととした。平成 27 (2015) 年度には、様々な地域連携事業について関係部局との連絡調整を行うとともに、全学的な視点から取り組みを推進するための委員会も設置した。

【資料 A-1-1】鹿児島純心女子大学と薩摩川内市教育委員会との連携協力に関する協定

【資料 A-1-2】「地域連携教育プロジェクト運営委員会 会次第

【資料 A-1-3】薩摩川内市と学校法人鹿児島純心女子学園鹿児島純心女子大学との包括的連携に関する協定書

【資料 A-1-4】地域連携推進懇話会要項【資料 5-1-15】と同じ

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は開かれた大学として地域貢献の積極的な取組を行うことを教育の特色の一つに掲げている。特に薩摩川内市とは緊密な連携関係を築き、積極的に事業活動に協力し合ってきている。今後も「鹿児島純心女子大学地域連携推進懇話会」などを有効活用し、幅広い分野での交流を行い、大学として地域の課題解決に向きあっていく。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動が自粛・制限されていた事業等についても 積極的に取り組んでいく。

A-2. 地域との連携協力、社会貢献に関する具体的な取組

- A-2-① 地域との連携協力・社会貢献活動の体制と継続性
- A-2-② 大学の個性・特色を活かした取組の具体化
- A-2-③ 地域・社会のニーズへの対応

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は前述したように、旧川内市の誘致により設置されたこともあり、設立当初から地域に支えられ、地域に根差した大学として今日に至っている。

平成 18(2006)年度には薩摩川内市教育委員会と「連携協力に関する協定」を締結し、平成 23(2011)年度には教員養成センターにおいて薩摩川内市教育委員会とともに地域連携教育プロジェクトを立ち上げ、市内の幼稚園・小学校・中学校の協力の下、全国でも注目される先進的な事業を展開している。

1) 地域連携教育プロジェクト

① 学校インターンシップ【学生】

短期集中的(5日間)に校務の全体について、観察実習を主としながら適宜、各園・各校の業務の補助を行う。対象を1年次からとしており、学生にとっては早期に教師の視点を獲得して自身の適性を見極める機会となるだけでなく、園・校においても、教師を目指す学生が校内で活動することで児童や教職員に与える影響に好評を得ている。

令和 2(2020)年度は 21 園・校に 80 名派遣し体験活動を実施した。令和 3(2021)年度は 22 園・校に 83 名派遣予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で 9 月実施を 2 月に延期したものの最終的には中止とした。令和 4(2022)年度は約 110 名の予定で派遣先について調整中である。

② 教職フィールドワーク【学生】

学生は5月から3月までの任意の60時間を設定し、定期的かつ長期にわたって、幼稚園・小学校・中学校の校務の補助的な仕事に従事する。周辺的な校務に携わりながら、教師の仕事に対する使命感、教師として必要な教養、コミュニケーション能力や対人関係力、校務分掌や服務の在り方等について、自ら考え学び取ることを目的に実施している。「学校インターンシップ」を経て更に1年間という長いスパンで履修を希望する意欲の高い学生が、日常的に年間を通して学校の業務をサポートすることにもなることから、地域貢献、学校支援としての評価も高い。

③ わくわく薩摩川内土曜塾 (楽らく算数教室) 【学生】

平成 27 (2015) 年度より、薩摩川内市教育委員会において、毎月第 4 土曜日に小学校 5・6 年生及び中学校 1~3 年生を対象に学習講座として薩摩川内土曜塾があり、本学学生は講師として児童・生徒の学習を手助けする取り組みに参加してきた。学生にとっては市教育委員会の方々の指導を間近に見ながら児童生徒にとっての「先生」としての自覚を持って学修支援にあたる貴重な機会となっている。令和 3 (2021) 年度からは、施設建替えの影響で小学校 5・6 年対象で算数のみという「楽らく算数教室」に規模を縮小しての実施に、学生 28 名が講師登録を行った。しかし新型コロナウイルス感染症の影響で 2 回のみの実施となった。令和 4 (2022) 年度は学生 11 名により 5 月から実施中である。人数が不足していることから追加募集を行う。

④ こども大学 (小・中学校対象出張講義) 【教員】

平成 27 (2015) 年度より、薩摩川内市内の小・中学校の児童及び生徒の意識啓発や学力向上に資することを目的に、出張講義を実施している。本学教員により毎年 30 以上の講座を提供し案内しているが、令和 2 (2020) 年度は 1 件 249 名、令和 3 (2021) 年度は 4 件 211 名参加となった。

⑤ 研究授業サポート事業【教員】

薩摩川内市内の小・中学校の公開授業や研究授業、研究保育に本学教員を指導助言者として派遣している取り組みである。令和 2(2020)年度は 11 件、令和 3(2021)年度は 14 件の実績となった。

2)教育支援事業

① ホームカミングデー「教員のための研修会」【教員】

教員養成センターにおいて、教職に就いている卒業生を対象とした研修会を例年開催している。教員としての資質向上を図るとともに、卒業生としての絆を深めることを目的にしており、本学教員による講演や、専科ごとの分科会を行う。分科会では、教職希望の3・4年生も交えながら教授法、学校経営、生徒指導等について意見交換を行うものである。令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は実施できていない。

② 英語サマーキャンプ【学生】

薩摩川内市内の小・中学生を対象に夏休み中の3日間実施される薩摩川内市教育委員会主催の英語サマーキャンプに、毎年学生が指導者であるALTのサポートを行うボランティアスタッフとして参加している。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度はコロナ禍のため中止となった。

③ 出張講義【教員】

高等学校教育との連携の一環として、本学の専門教育を体験してもらうことで高校生の自己発見及び将来への進路選択を支援するともに、高大連携を促進することを目的とした出張講義を例年実施している。令和2(2020)年度は13講座、受講者798名、令和3(2021)年度は17講座、受講者1033名の実績となった。

④ 教員派遣【教員】

心理面や英語教育支援のため、鹿児島県内学校等の教育機関に本学教員をカウンセラー や委員、研修会講師として派遣している。

3)健康支援事業

① 看護研究セミナー【教員】

看護学科において、看護の質の向上と地域医療の更なる発展に繋げることを目的に、看護師等の専門職対象の講座を実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は中止としたが、令和 4(2022)年度は 6 月 11 日(土)に実施予定である。

② さわやか健康栄養教室【教員・学生】

健康栄養学科において、一般の方を対象に「食」と「健康」の関わりについて分かり易く学ぶ講座を開催しており、地域の方々に好評を得ている。令和 3(2021)年度は 5 回全て実施できた。

③ 大学院人間科学研究科・心理臨床相談センター公開講座【教員・院生】

大学院人間科学研究科の心理臨床相談センターにおいては、教員や養護教諭、保育士、保健師、臨床心理士などの心理援助専門職の方々の研修の場として公開講座を行っているが、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度はコロナ禍にともない中止とした。

④ 心理臨床相談センター相談業務【教員・院生】

大学院人間科学研究科心理臨床学専攻の附属機関として開設されている心理臨床相談センターは、日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士専任教員、臨床心理士有資格者、医師を含む客員相談員、研修相談員や大学院生(大学院研修生)を中心に運営し、対人関係、家族関係、こどもの発達やトラウマ等、地域の方々の様々な心の問題に関する相談に対応している。

4) 地域貢献

① インターンシップ【学生】

薩摩川内市企業連携協議会をはじめ、企業等におけるインターンシップを実施している。 令和 3(2021)年度は 21 の企業・団体の受入の中から 10 企業 21 名に学生の申込みがあり、 13 名の学生が実施できたが、8 名は中止となった。体験活動の報告会はオンラインで実施 した。

② レシピ開発【学生】

鹿児島県民の野菜の摂取量を増やし健康寿命の延伸を図る目的で、鹿児島県と味の素及び本学の産学官連携のもと、野菜をおいしく食べられるレシピ開発が企画され、健康栄養学科の学生が取り組んだ。レシピリーフレットは令和3(2021)年10月に完成した。

③ 学生による課外活動・ボランティア活動【学生】

薩摩川内市のはんや祭りには毎年1年生全員と教職員有志が踊り連として参加している。コロナ禍の前には台湾からの留学生達の武者行列も加わっていた。サークルとして活動する「フラダンス同好会」や菓子作りや料理に取り組む「HANC(ハンク)」には地域のイベントへの参加要請がある。ボランティアサークルとしては、障害のある人たちとレクリエーション等に取り組む「ちゃみりぃ」や、子ども向けイベントに参加する「Kids 万屋」、学内外でのボランティア活動に取り組む「レオクラブ」、いずれも地域社会におけるコミュニケーション体験の場となっている。

④ コミュニティ F M講座【教員】

平成28(2016)年4月より、地元のコミュニティ放送局である「FM さつませんだい」において毎月1回講座を放送している。本学の教員がリレー出演し、それぞれの専門分野についての話題や知識を地域の方々に楽しく学んでいただく機会となっている。

⑤ 施設貸出・施設開放

隈之城キャンパスのグラウンドを中学生硬式野球団体に、ヨゼフホール(体育館)を新体操や空手の団体に年間貸出をしている。

大学附属図書館は通常は市民の利用・本の貸出を行っているが、コロナ禍の現在は市民の利用をお断りしている。これらの施設の貸出や開放は地域貢献の一助となっている。

⑥ 委員会·審議会等委員【教員】

薩摩川内市内の市役所をはじめとして、地域における教育、健康、産業、観光などに関わる各種団体などの委員会や審議会へ本学教員が委員として参加している。教員にとって地域の実情を知り、地域の課題などについて意見交換できる場となっている。

【資料A-2-1】「令和3年度地域連携推進事業」

【資料A-2-2】「地域連携推進室だより「純大通信」No.4」

(3) A-2の改善・向上方策(将来計画)

平成27(2015)年度に締結された薩摩川内市との包括連携協定が、教育、健康、産業、観光、カウンセリング相談機能など、本学の持つ知的資源と機能を、学生・教職員一体となって地域、社会貢献に生かし、地域課題の解決の一助になれるようにより一層努める必要がある。地域社会に必要とされる人材の育成、研究活動の充実が図られ、地域の活性化、新たな雇用創出など地域創生の役割も担えるように、そのためには、今後市との定期的な協議の場を設け具体的な事業に反映させる。

【基準Aの自己評価】

大学の使命目的に基づき、その具現化を図るため、地域貢献を教育の特色に掲げ、中長期計画に明記しその推進に取り組んでいる。開学以来地元自治体との交流推進のための定期的な協議の場を設けており、市長をはじめ市の幹部職員、議会、コミュニティ協議会代表、諸文化・スポーツ団体等各界各層の意見を踏まえた地域貢献活動を推進できる体制が構築されている。時代の変化に対応するため平成26(2014)年度からは、地域連携推進室を設置、平成27(2015)年度からは副学長を委員長とする地域連携推進委員会を発足させるなど推進体制が強化され、各事業の継続性が図られている。

具体的な取組には、各学科の教育研究の成果や、授業の一環や発表の場として取り組まれているものも多く、これらは教職員と学生が一体となって大学の特色を生かしたものである。

事業の実施に当たっては、関係者との定期的な協議や意見聴取等がなされており、地域 社会のニーズに応えるものと評価できる。

V. 特記事項

1. 小学校英語 BRUSH-UP 純心セミナー

平成 18(2006)年に「小学校英語 BRUSH-UP 純心セミナー」を文部科学省委託の事業として開催した。小学校教員を主な対象として、英語活動への理論的知識、指導力・簡単な英語力の向上、さらには地域の英語教育力の活性化をねらっている。事業終了も翌年から現在までセミナーを継続し、平成 28(2016)年から令和 2(2020)年には小学校教員向けの中学校英語 2 種免許状の免許法認定講習を開くなど小学校英語の指導力向上に努めてきた。令和 3(2021)年度は、6 月の春季セミナー、8 月の夏季セミナー(2 日間)、10 月の秋季セミナーを実施した。

学生は授業科目「児童英語 II」の一部としてこの春と秋のセミナーに出席し、現場の先生方と一緒に小学校英語の理論や指導の実際を学んでいる。小学校で「外国語活動」や「外国語」が指導できる小学校教師を養成し、さらには小学校での指導を踏まえた中・高英語教師養成を行うことで、小中高を見通した英語教育のスペシャリストの育成に力を入れている。

2. 給食経営管理応用実習

栄養士や管理栄養士の養成施設では、大量調理の給食サービスの実習は必修であり、本 学では給食経営の考え方や給食の一連の流れに関する技術等の能力を身につけることを目 的に2年次後期に「給食経営管理実習」を実施している。

そしてさらに管理栄養士として、対象者の特性・嗜好等、顧客満足度を高めるための食事の応用献立ができるように、3年次前期に「給食経営管理応用実習」を実施している。

学生は、献立の立案や試作、役割分担等を経て、当日の調理業務と盛りつけ、提供、フロアサービス等を行い、最後に食器洗浄、後片付け、事務処理を行うことで、実践力を身につけていく。

取り組む学生の労力や緊張感に比べ、この 100 食の給食メニューを食べる側の教職員や 学生にとっては、大変楽しいものであり、毎回感動がある。給食の対象者の形態を諸々に 設定した応用実習であり、彩りや味が良いだけでなく、設定したテーマにしっかりと対応 された料理の数々が提供されるからである。

令和 3(2021)年度 9 回分の献立は次の内容で、提供される側は毎回大きな満足を得ている。①塩分を控える、②行事食:父の日にそなえて、③生活習慣病予防、④高齢者食を考える、⑤バイキング方式・一つのお皿でバランス食を、⑥危機管理対策、⑦アレルギー対応食・・・卵・牛乳・青魚・小麦粉等、⑧七夕選択食 A 食 (涼麺 中華風)、⑧七夕選択食 B 食(主食 冷そうめん 和風)、⑨食欲低下を訴えられる方への食事作りに挑む。

3. 純心みんなの傘

平成 21 (2009) 年度から学内専用として自由に利用できる「純心みんなの傘」を毎年 100 本ずつ学内に配置している。本来の目的は免許状更新講習の受講者への雨天時対応のためであり、費用もこの講習からの支出であるが、利用は誰でも可能としている。不意の雨などに、学内やバス停までの移動など、学生に限らず来訪者や教職員にも好評である。大学近辺は風が強いこともあり壊れてしまったもの、持ち帰ったまま戻ってこないものも若干はあるが、おおかたきちんと戻ってきている。約 150 本が在庫として保管されているので、令和 3 (2021) 年度は新規購入せずに済んでいる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	母 小 八 ル ひ	基準項目
		大学学則第2条において、「カトリック精神に基づく人格教育を行	
		い、学問研究及び教育の機関として、女子に広い知識と深い専門の	
第 83 条	\circ	学芸とを教授し、知的・道徳的及び応用的能力をもつ人間形成につ	1-1
		とめ、真理と平和を愛し、文化の発展と人類の福祉に寄与する人物	
		を育成することを使命とする。」と大学の目的を定めている。	
第 85 条	\bigcirc	大学学則第3条において、人間教育学部、看護栄養学部を置くこ	1-2
匆 60 未)	とを定めている。	1 2
第 87 条	\circ	大学学則第12条において、修業年限を4年と定めている。	3-1
		大学学則第22条において、転学または編入学に該当する場合、修	
第 88 条	\bigcirc	得した単位数とその履修期間を勘案して、相当年次に入学を許可	3-1
分 66 未		することができると定めている。科目等履修生、研究生、委託生の	9-1
		場合は修業年限の通算については認めていないため該当しない。	
第 89 条	_	早期卒業については、認めていないため該当しない。	3-1
		入学資格については、大学学則第18条第1号から第8号において	
第 90 条	\circ	定めている。学校教育法第90条第2項に規定する飛び入学につい	2-1
		ては認めていないため該当しない。	
		大学学則第6条において、学長、副学長、教授、准教授、講師、助	
		教、助手、事務職員その他必要な職員を置くと定めている。	3-2
第 92 条	\bigcirc	学長、副学長、学部長の職務については、大学学則第6条及び鹿	3 2 4-1
匆 32 未		児島純心女子大学管理・運営会議規程において定めている。	4-2
		教授、准教授、講師、助教、助手については鹿児島純心女子大学教	4 2
		員選考基準を定めている。	
		大学学則第9条及び第10条において、教授会の設置と役割につい	
第 93 条	\circ	て定め、教授会の運営に関し必要な事項は鹿児島純心女子大学教	4-1
		授会運営規程に定め、規定通りに運用している。	
		大学学則第43条において、学士の学位を授与することを定めてい	
第 104 条	\circ	る。大学院学則第41条及び大学院学位授与規程第2条において、	3-1
		修士の学位を授与することを定めている。	
第 105 条	_	特別の課程の履修プログラム及びその履修証明は行っていないた	3-1
为100 本		め該当しない。	0.1
第 108 条	\cap	大学学則第22条において、短期大学を卒業した者の編入学につい	2-1
为 100 木)	て定めている。	⊿ 1
第 109 条	\bigcirc	大学学則第60条及び大学院学則第54条において自己点検評価に	6-2
为 100 木		ついて定め、大学自己点検・自己評価実施規程により、公表も含め	0.2

		て実施している。	
第 113 条		本学ホームページに「教育情報の公表」として公表している。	
舟 113 米		https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/disclosure/info-education/	3-2
空 11 4 冬	0	学校法人鹿児島純心女子学園職員任免規程において事務職員・技	4-1
第 114 条		術職員及び現業職員について定めている。	4-3
第 100 冬		大学学則第22条において高等専門学校を卒業した者の編入学につ	0-1
第 122 条	O	いて定めている。	2-1
空 190 冬		大学学則第22条において専修学校の専門課程を修了した者の編入	0-1
第 132 条		学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

一大教育 区地	遵守		
	状況	遵守状況の説明 	基準項目
第4条	0	修業年限は学則第12条、学年は第13条、学期は第15条、授業を行わない日は第16条に定めている。部科及び課程の組織は第3条、教育課程及び授業日時数は第23条~第25条に、学習の評価は第30条、課程修了の認定は第42条に、収容定員は第3条に、職員組織は第6条に定めている。入学は第17条~第21条に、退学は第38条、転学は第41条、休学は第35条、卒業に関する事項は第42条・第43条に定めている。授業料及び入学料その他の費用徴収については第51条と別表に、賞罰は第44条・第45条に定めている。寄宿舎については別に定めるとしているが、現在該当する施設は無い。	3-1 3-2
第 24 条	0	学生の学籍情報を作成し管理している。学生の健康状況を記録した健康診断票も作成している。成績等についても各種証明書の発行を行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	0	大学学則第 45 条において、懲戒について定め、大学学生の懲戒処分に関する規程において懲戒の手続等を定めている。	4-1
第 28 条	_	規程として定めたものは無い。	3-2
第 143 条	_	本学教授会に専門委員会等は置いていないことから該当しない。	4-1
第 146 条	_	科目等履修生、研究生、委託生の場合は修業年限の通算については 認めていないため該当しない。	3-1
第 147 条	_	早期卒業については認めていないため該当しない。	3-1
第 148 条	_	早期卒業については認めていないため該当しない。	3-1
第 149 条	_	早期卒業については認めていないため該当しない。	3-1
第 150 条	0	本学学則第 18 条において、施行規則第 150 条の第 1 項から第 7 項 については定めている。	2-1
第 151 条		飛び入学については認めていないため該当しない。	2-1
第 152 条	_	飛び入学については認めていないため該当しない。	2-1

第 153 条	_	飛び入学については認めていないため該当しない。	2-1
第 154 条		飛び入学については認めていないため該当しない。	2-1
277 104 不		本学学則第22条において短期大学を卒業した者の編入学について	<u>4</u> 1
第 161 条	\circ	本子子則第22条において短期人子を卒業した者の編人子について 定めている。在学すべき期間は、大学の修業年限4年から短期大	9-1
分 101 宋			2-1
		学の2年を控除すると2年となる。	
第 162 条	\circ	本学学則第22条において転学を定めているが、外国の大学等につ	2-1
		いては受入れていない。	
第 163 条	\circ	本学学則第 15 条・第 16 条において、学期の始期及び終期及び臨	3-2
		時の休業日を学長が定める。	
第 163 条の 2	_	特別な履修プログラムは実施していない。学修証明書の交付も無 	3-1
		l'o	
第 164 条	_	「特別の課程」は実施していないので該当しない。	3-1
			1-2
		本学学則第3条に規定する学部・学科の目的を踏まえて、ディプ	2-1
第 165 条の 2	\circ	ロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリ	3-1
		シーをそれぞれ定めている。これらの一貫性は確保されている。	3-2
			6-3
		大学学則第 60 条及び大学院学則第 54 条において自己点検評価に	
第 166 条	\circ	ついて定め、大学自己点検・自己評価実施規程及び IR・自己点検	6-2
		評価委員会により、公表も含めて実施している。	
			1-2
			2-1
第 172 条の 2	\circ	本学ホームページに「教育情報の公表」として公表している。	3-1
		https://www.k-junshin.ac.jp/jundai/disclosure/info-education/	3-2
			5-1
		本学学則第 42 条・第 43 条で卒業した者に対し学長が学位を授与	
第 173 条	0	する。	3-1
		本学学則第22条において高等専門学校を卒業した者の編入学につ	
第 178 条	0	いて定めている。在学すべき期間は、大学の修業年限 4 年から高	2-1
		等専門学校の2年を控除すると2年となる。	
		本学学則第22条において専修学校の専門課程を修了した者の編入	
第 186 条	\bigcirc	学について定めている。編入年次は相当年次としており、在学すべ	2-1
77 100 A		き期間は、1年となる場合もある。	- +
		C 別別な、1 十 C な 3 物 口 ひ の 3 0	

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条		学校教育法の定める大学設置基準及びその他の法令を遵守すると	6-2
第 1 宋)	ともに、教育研究活動の水準の向上を図ることに努めている。中長	6-3

		期計画の策定と実行、自己点検評価等の内部質保証の体制により	
		質の向上を図っている。	
		本学学則第3条の2において、学部・学科の人材の養成に関する	1-1
第2条	0	目的やその他の教育研究上の目的を定めている。	1-2
		入学者の選抜については、本学学則第 17 条~第 21 条及び大学入	
第2条の2	\bigcirc	学者選抜規定に定め、入学者選抜委員会を中心に適切な体制を整	2-1
		えて行っている。	
		大学管理・運営会議、大学評議会、各大学委員会において教員と事	
第2条の3	\bigcirc	務職員の双方を構成員とするなど、教職協働による教育研究活動	2-2
		等の組織的かつ効果的な運営を行っている。	
		学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつ	
第3条	\bigcirc	て、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が	1-2
), J 0) K		学部として適当であると認められるものとする。	1 2
		本学学則第3条において人間教育学部、看護栄養学部の設置を定	
第4条	0	め、各学部は教育研究上適当な規模内容を有している。	1-2
		学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設置していないた	
第5条	_	め該当しない。	1-2
			1-2
第6条	_	学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため該	3-2
310 0 310		当しない。	4-2
		教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類に応じ、必要な教	
		員を配置している。教員組織については、学則第6条~第11条に	
		定めるほか、大学委員会等により組織的な連携体制を確保してい	3-2
第7条	0	 る。教員の年齢構成については、特定の範囲の年齢に著しく偏るこ	4-2
		とのないよう配慮している。なお、二以上の校地においての教育は	
		行っていない。	
		主要授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が担	
	_	当している。主要授業科目以外の授業科目については可能な限り	3-2
第 10 条	0	専任の教授、准教授、講師又は助教が担当している。	4-2
		実験実習を伴う授業科目については助手に補助させている。	
		実務家であった専任教員の場合も、その他の教員と同様に教育研	
第 10 条の 2		 究活動に従事し、教育課程の編成についても責任を担っている。	3-2
ME			3-2
第 11 条	_	該当者はいない。	4-2
		学校法人鹿児島純心女子学園就業規則の第25条において、兼職を	
第 12 条	0	禁止しており、専任教員は、専ら本学における教育研究に従事する	3-2
		ものとしている。	4-2
folio a sa dia		学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数、大学全体の収容定	3-2
第 13 条	0	員に応じ定める教授等の数を合計した数以上を満たしている。	4-2
	l	I · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

		昨日自然とよる帝国帝自選を刊むの際 4 タン 投票甘油を書い	
第 13 条の 2	0	鹿児島純心女子学園学長選考規程の第 4 条に推薦基準を設け、これを満たした者を任用している。	4-1
tota bu		鹿児島純心女子大学教員選考基準第 2 条において、教授の資格に	3-2
第 14 条	0	ついて定め、これを満たした者を任用している。	4-2
tota to		鹿児島純心女子大学教員選考基準第 3 条において、准教授の資格	3-2
第 15 条	0	について定め、これを満たした者を任用している。	4-2
tota to		鹿児島純心女子大学教員選考基準第 4 条において、講師の資格に	3-2
第 16 条	0	ついて定め、これを満たした者を任用している。	4-2
the sale of the sale		鹿児島純心女子大学教員選考基準第 5 条において、助教の資格に	3-2
第 16 条の 2	0	ついて定め、これを満たした者を任用している。	4-2
fritz = fz		鹿児島純心女子大学教員選考基準第 6 条において、助手の資格に	3-2
第 17 条	0	ついて定め、これを満たした者を任用している。	4-2
		本学学則第3条2において、学部、学科ごとに入学定員、編入学	
		定員、収容定員を定めている。昼夜開講制、外国における学部、学	
form a g fir		科は設置していない。なお、収容定員は、教員組織、校地、校舎等	
第 18 条	0	の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めて	2-1
		いる。在学する学生の数については、収容定員未充足の学部があ	
		వ .	
		本学の教育理念及び建学の精神、教育目的を踏まえ、学部、学科ご	
第 19 条	\circ	とにディプロマ・ポリシーを定め、これを達成するためのカリキュ	3-2
		ラム・ポリシーを定め、教育課程を編成している。	
第 19 条の 2	_	他大学との連携による開設科目は開設していない。	3-2
		各学部、学科の教育課程は、履修規程及び履修要項、授業科目配当	
第 20 条	0	 表により示している。授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目	3-2
		 に分け、これを各年次に配当して編成している。	
		本学学則第24条、第26条において、単位の基準及び単位の授与	
第 21 条	0	について定め、各学科の授業科目配当表に授業形態及び単位数を	3-1
		示している。	
folio a a bo		本学学則第 25 条において 1 年間の授業期間を原則 35 週と定めて	
第 22 条	0	いる。これを踏まえ年間計画を編成し授業等を行っている。	3-2
tota a a tr		各授業科目は基本的には15回の授業と1回の単位認定試験で行わ	
第 23 条	0	れるが、集中講義や学外実習等は、この限りでない。	3-2
tota o a ta		同時に授業を行う学生数については、教育効果を十分にあげられ	
第 24 条	0	るよう適切な人数を設定している。	2-5
		本学学則第23条において、多様なメディアを高度に利用して、当	
		該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができると定め	
第 25 条	\circ	ている。また、第24条において一つの授業科目について、講義、	2-2
21.		演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用について定	3-2
		めている。	
	L		

		タ学科の極業の七次及び内容については、極業科ロ町ルキワッド、	
		各学科の授業の方法及び内容については、授業科目配当表及びシ ラバスにより示し、一年間の授業の計画は年間計画で示している。	
第 25 条の 2	\bigcirc	フハスにより示し、一年间の投業の計画は平间計画で示している。 を編成している。学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、履修規	3-1
		を構成している。子修の成未に係る計画及の卒業の認定は、履修規 程及び履修要項に規定し、適切に運用している。	
		全人の復じ安頃に規定し、適切に運用している。 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組ん	3-2
笠 95 冬の 9	\bigcirc		
第 25 条の 3	\bigcirc	でいる。学生による授業評価は毎学期実施し、授業内容や方法の改善を図っている。	3-3
学 9.6 冬			4-2
第 26 条	<u> </u>	昼夜開講制は開設していない。	3-2
		本学学則第26条において、授業に出席し試験に合格した者には、	3-1
第 27 条	\bigcirc	所定の単位を与えると定めている。また、単位認定規程第11条に	
		おいて、全ての授業科目は筆記試験を行わずにレポート・発表、実	
		技の成果、平素の成績などにより評価できるとしている。	
		人間教育学部では履修規程第7条において履修登録単位数の上限	3-2
第 27 条の 2	\bigcirc	を原則 49 単位以下とし、前年度の GPA が 3.5 以上の場合は 49 単	
		位を超えて履修できると定めている。看護栄養学部では履修要項	
tota to		において履修登録単位数の上限を原則48単位としている。	
第 27 条の 3		連携開設科目は開設していない。	3-1
		本学学則第27条において、他大学又は短期大学の学修により修得	3-1
第 28 条	\circ	した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履	
		修により修得したものとみなすと定めている。	
	0	本学学則第28条において、短期大学又は高等専門学校の専攻科、	3-1
第 29 条		その他文部科学大臣が別に定める学修により修得した単位を、60 	
		単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得し 	
		たものとみなすと定めている。	
		本学学則第29条において、学生が本学に入学する前に大学又は短	3-1
		期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学	
第 30 条	\circ	における授業科目により修得したものとみなし、単位を与えるこ	
		とを定めている。編入学、転学の場合を除き、与えることのできる	
		単位数は60単位を超えないとしている。	
第 30 条の 2	_	両学部とも、長期履修制度を設けていないため該当しない。	3-2
		本学学則第48条及び科目等履修生規程において、科目等履修生に	3-1
第 31 条	\bigcirc	ついては定めている。ただし、特別の課程は開設していない。な	3-2
214 4 - 214		お、科目等履修生の受入人数はこれまで多くても 2~3 名であっ	
		た。	
第 32 条		本学学則第42条において、本学に4年以上在学し、学部規則に定	3-1
		める授業科目及び単位数を修得した者は卒業を認定すると定めて	
	0	いる。教育・心理学科は 124 単位、看護学科は 128 単位、健康栄	
		養学科は 124 単位である。また、多様なメディアを利用した授業	
		による単位数は60単位を超えないものと定めている。なお、医学、	

歯学、薬学、獣医学、専門職学科については開設していないので該当しない。 第33条 - 医学又は歯学に関する学科は開設していないので該当しない。 3-1	
校地は、鹿児島県薩摩川内市の天辰町と隈之城町にあり、教育活動 2-5	
は天辰町の川内キャンパスで行っている。敷地は広く開放的であ	
第 34 条 ○ り、教育活動に必要な設備を備え、学生が休憩その他に利用するの	
に適当な空地も有している。	
校舎のある天辰町の川内キャンパスには体育館を設け、授業やサ 2-5	
ークル活動に利用している。隈之城キャンパスにはグラウンドと	
第 35 条 ○ 体育館を設けているが、学生の利用は無く、外部団体へ貸出してい	
る。	
学長室、会議室、事務室、研究室、教室(講義室、演習室、実験・ 2-5	
実習室等)、図書館、保健室、学生自習室、学生控室を備えた校舎	
第 36 条 ○ 室は、必要な種類と数を備えている。情報処理室、語学学習室を備	
えている。体育館、江角記念講堂、オーディオルーム、部室を備え	
ている。昼夜開講制については実施していない。	
校地の面積は 12,344 m ² であり、収容定員上の学生一人当たり 10 2-5	
第 37 条	
校舎の面積は22,393 ㎡であり、基準の面積6,888 ㎡を十分に満た 2-5	
第 37 条の 2	
学部の種類、規模等に応じ、図書 165,646 冊、学術雑誌 2,723 タ 2-5	
イトル、視聴覚資料 2,402 点、その他の教育研究上必要な資料を	
系統的に備えている。鹿児島純心女子大学附属図書館規程及び運	
営委員会規程に基づき、教育研究上必要な資料の収集、整理及び提	
第38条 供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情	
報の提供に努めている。図書館には、専任の職員3人、臨時職員1	
人の計4人を配置している。閲覧室140席の他に試験対策室2室、	
情報リテラシー支援室、AV 室、グループ学習室、展示室、休憩室	
を備えている。	
人間教育学部において初等教育の教員免許が取得できることから 2-5	
第 39 条 幼保連携型認定こども園である鹿児島純心女子大学附属純心幼稚	
園を設置している。	
第 39 条の 2 ― 薬学に関する学科は設置していない。 2-5	
学科の種類、教員数及び学生数に応じて、コンピュータやプロジェ 2-5 第 40 条	
クター、視聴覚機器、実験実習用機器、標本、楽器等を備えている。	
校地は二つであるが、隈之城キャンパスは教育研究活動での利用 2-5	
第40条の2 は無い。川内キャンパスにおいては、教育研究活動に必要な施設及	
び設備を備えている。	

第 40 条の 3 経費は確保し、環境整備に努めている。 4-4			教育研究上の目的を達成するため、施設設備の維持管理に必要な	2-5
 第40条の4 ● 令和5年度より男女共学となることで名称を態児馬純心大学に変更する。学部の名称は人間教育学部、看護学養・締としている。学科の名称は、教育・心理学科、看護学科、健康栄養学科とし、それぞれの教育的究上の目的にふさわしい名称である。 第2日の経い女子大学事務組織規模において、事務組織、職側と職務、事務分学を定め、専任等の職員を配置している。学生の厚生補海を行うため、組織として教員と職員で構成する学務・事務生生活様の専任職員が担当している。原生補海に関する実務等は学生生活様の事任職員が担当している。教職を開す事業を支援委員会を担いている。教職を回答を支援を表員会を担いている。教職を目指す学生に対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援を残っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を持うことができるよう、国家教験対策等の指導支援を行っている。 第42条の3 中の一部のよりの表別の表別の表別を担いている。各学科においては、資格取得に必要な能力を持うことができるよう、国家教験対策等の指導支援を行っている。 第42条の3 中の・「中の・「中の・「中の・「中の・「中の・「中の・「中の・「中の・「中の・「	第 40 条の 3	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
 第40条の4 科の名称は、教育・心理学科、君譲学科、健康栄養学科とし、それぞれの教育研究上の目的にふさわしい名称である。 鹿児島純心女子大学事務組織規程において、事務組織、職制と職務、事務分室を定め、専任等の職員を配置している。 学生の厚生補導を行うため、組織として教員と職員で構成する学生生活係の専任職員が担当している。 厚生補導に関する実務等は学生生活係の専任職員が担当している。 原生補導に関する実務委員会を取けており対応している。 東生補導に関する実務委員会を担けにある。教職を目指す学生に教育支援を負金を中心に学生の進路を支援している。教職を目指す学生に対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 第42条の3 ・ 対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 第42条の3 ・ 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第42条の3 ・ 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第42条の3 ・ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第43条 ・ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 ・ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 ・ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第46条 ・ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条 ・ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条の2 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の3 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の4 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の4 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第57条 外国に学部、学科をの他の組織は設置していないため該当しない。 第60条 第60条 大学院大学は設置していないため該当しない。 第57条 外国に学部、学科をの他の組織は設置していないため該当しない。 第60条 大学院大学は設置していないため該当しない。 第57条 大学院大学は設置していないため該当しない。 第57条 大学院大学は設置していないため該当しない。 第57条 大学院大学経験を収穫する課職を設置する計画は無いため該当しない。 第57条 大学院大学を収穫する課職を設置する計画は無いため該当しない。 第57条 大学院大学を収穫する課職を設置する計画は無いため該当しない。 第57条 大学院大学科を設置する計画は無いため該当しない。 第57条 大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大				
 第40条の4 科の名称は、教育・心理学科、看護学科、健康栄養学科とし、それぞれの教育研究上の目的にふさわしい名称である。 鹿児島純心女子大学事務組織規程において、事務組織、職制と職務、事務分学を定め、専任等の職員を配置している。 学生の厚生補導を行うため、組織として教員と職員で構成する学生生活係の専任職員が担当している。 原生補導に関する実務等は学生生活係の専任職員が担当している。 原生補導に関する実務委員会を取けており対応している。 教職を目指す学生に教育支援を表見会を中心に学生の進路を支援している。 教職を目指す学生に対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 第42条の3 企画・FD・SD委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組んでいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画の FD 研修、事務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 第42条の3 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第43条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第47条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の2 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の3 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の4 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の4 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第57条 外国に学部、学科を他の組織は設置していないため該当しない。 第60条 第60条 第60条 第60条 			 更する。学部の名称は人間教育学部、看護栄養学部としている。学	
 ぞれの教育研究上の目的にふるわしい名称である。 第 41条 ● 児島純心女子大学事務組織規程において、事務組織、職制と職務、事務分常を定め、専任等の職員を配置している。 学生の厚生補導を行うため、組織として教員と職員で構成する学生生活係の専任職員が担当している。 厚生補導に関する実務等は学生生活係の専任職員が担当している。 原生補導に関する実務等は学生生活係の専任職員が担当している。 教職を目的で構成する進路支援を担う部署として進路支援状态的、進路支援を支援を目のである。 教職を目指す学生に対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教具、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 第 42条の3 ○ 対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教具、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 第 42条の3 ○ でいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画の FD 研修、事務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 第 42条の3 一 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第 42条の3 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 45条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 45条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 46条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 49条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 49条の2 エ学に関する学部は設置していないため該当しない。 第 49条の3 ー 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第 49条の4 ー 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第 57条 一 外国に学部、学科をの他の組織は設置していないため該当しない。 第 57条 一 外国に学部、学科をの他の組織は設置していないため該当しない。 第 57条 一 大学院大学は設置していないため該当しない。 第 57条 一 大学院大学は設置していないため該当しない。 第 57条 第 58条 一 大学院大学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 第 57条 第 5	第 40 条の 4	0		1-1
 第 41条 ○ 廃児島純心女子大学事務組織規程において、事務組織、職制と職務、事務分掌を定め、専任等の職員を配置している。 学生の厚生補薄を行うため、組織として教員と職員で構成する学生生活素員会を設けており対応している。厚生補導に関する実務等は学生生活係の専任職員が担当している。厚生補等に関する実務等は学生生活係の専任職員が担当している。原生補等に関する実務を担当の設定を備えている。教職を目指す学生に対応する地路支援を担う部署として連絡支援課があり、進絡支援室、資料室、前談室を備えている。教職を目指す学生に対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を始うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 第 42 条の 3				
 第41条 一 務、事務分章を定め、専任等の職員を配置している。 学生の厚生補導を行うため、組織として教員と職員で構成する学生生活委員会を設けており対応している。厚生補導に関する実務等は学生生活係の専任職員が担当している。 学生の連絡支援を担う部署として進路支援課があり、進路支援家、資料室、面談室を備えている。教職協働の体制で構成する進路支援委員会を中心に学生の進路を支援している。教職を目指す学生に対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 第42条の3 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組んでいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画のFD 研修、事務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 第42条の3 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。第42条の3 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。第44条 ― 共同教育課程は設置していないため該当しない。第45条 ― 共同教育課程は設置していないため該当しない。第14条 ― 共同教育課程は設置していないため該当しない。第46条 ― 共同教育課程は設置していないため該当しない。第48条 ― 共同教育課程は設置していないため該当しない。第48条 ― 共同教育課程は設置していないため該当しない。第48条 ― 共同教育課程は設置していないため該当しない。第49条の3 ― 工学に関する学部は設置していないため該当しない。4・2 第49条の4 ― 工学に関する学部は設置していないため該当しない。4・2 第57条 ― 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。1・2 第57条 ― 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。1・2 第58条 ― 大学院大学は設置していないため該当しない。2・5 3・2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2				4-1
第42条 学生の厚生補導を行うため、組織として教員と職員で構成する学 等は学生生活係の専任職員が担当している。厚生補導に関する実務 等は学生生活係の専任職員が担当している。 受生の進路支援を担う部署として進路支援課があり、進路支援室、 資料室、而該室を備えている。教職協働の体制で構成する進路支援 委員会を中心に学生の進路を支援している。教職を目指す学生に 対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が 教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要 な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 2-3 第42条の3 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組ん でいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画のFD 研修、事 務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 4-3 第42条の3 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 3-2 3-2 第42条の3 中期教育課程は設置していないため該当しない。 2-5 3-2 第42条の3 中期教育課程は設置していないため該当しない。 3-2 3-2 第42条の3 中期教育課程は設置していないため該当しない。 2-5 3-2 第48条 中期教育課程は設置していないため該当しない。 3-2 3-2 第46条 中期教育課程は設置していないため該当しない。 2-5 2-5 第48条 中規教育課程は設置していないため該当しない。 2-5 2-5 第49条 中国教育課程は設置していないため該当しない。 3-2 2-5 第49条の3 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4-2 4-2 第57条 外国に学部、学科を配め組織は設置していないため該当しない。 5-6 4-2 第58条 大学院大学は設置していないため該当しない。 5-6 2-5 第69条 大学院大学は設置していないため該当しない。 5-25 2-5 第58条 大学院大学は設置していないため該当しない。 5-25 2-5 第58条 大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大	第 41 条	0		
第42条 生生活委員会を設けており対応している。厚生補導に関する実務 等は学生生活係の専任職員が担当している。 2-4 4-1 第42条の2 学生の進路支援を担う部署として進路支援課があり、連路支援室、資料室、面談室を備えている。教職協働の体制で構成する進路支援委員会を中心に学生の進路を支援している。教職を目指す学生に対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 2-3 第42条の3 企画・FD・SD委員会を設置し、FD研修、SD研修を企画し取り組んでいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画のFD研修、事務職員対象の職能(SD)研修等を実施している。 4-3 第42条の3 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。3・2 第42条の3 中間教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第42条の3 中間教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第42条の3 中間教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第43条 中間教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第44条 中間教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第46条 中間教育課程は設置していないため該当しない。2・5 第46条 中規教育課程は設置していないため該当しない。2・5 第47条 中規教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第49条 中規教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第49条の3 工学に関する学部は設置していないため該当しない。4・2 第49条の4 工学に関する学部は設置していないため該当しない。4・2 第57条 外国に学部、学科を配慮の組織社設置していないため該当しない。4・2 第56条 大学院大学は設置していないため該当しない。4・2 第60条 一大学院大学な関係する課程を設置する計画は無いため該当しない。4・2 第60条 一大学院大学、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。4・2 第60条 一大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大学院大				10
等は学生生活係の専任職員が担当している。 学生の連絡支援を担う部署として連絡支援課があり、連絡支援室、 資料金、面談室を備えている。教職協働の体制で構成する連絡支援 委員会を中心に学生の連路を支援している。教職協働の体制で構成する連絡支援 委員会を中心に学生の連路を支援している。教職を目指す学生に 対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が 教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要 な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組ん でいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画のFD 研修、事 務職員対象の職能(SD)研修等を実施している。 等 42条の3 一	第 42 条	\bigcirc		2-4
学生の進路支援を担う部署として進路支援課があり、進路支援室、 資料室、面談室を備えている。教職協働の体制で構成する進路支援 委員会を中心に学生の進路を支援している。教職を目指す学生に 対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が 教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要 な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組ん でいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画の FD 研修、事 務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 第42条の3 - 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第43条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第46条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第46条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第47条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第48条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第48条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第57条 - 大学に関する学部は設置していないため該当しない。 第57条 - 外国に学部、学科をの他の組織は設置していないため該当しない。 第57条 - 外国に学部、学科をの他の組織は設置していないため該当しない。 第57条 - 外国に学部、学科をの他の組織は設置していないため該当しない。 第57条 - 大学に大学のは設置していないため該当しない。 第57条 - 大学に大学のは設置していないため該当しない。 第57条 - 大学に大学のは設置していないため該当しない。 第57条 - 大学に大学のは設置していないため該当しない。 第57条 - 大学に大学のは設置していないため該当しない。 第57条 - 大学に大学のは設置していないため該当しない。 第57条 - 大学に大学の、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該 当しない。	314 == 314			4-1
第 42 条の 2				
 第42条の2 ● 委員会を中心に学生の進路を支援している。教職を目指す学生に対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 企画・FD・SD委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組んでいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画のFD 研修、事務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 第42条の3 一学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。3・2 第43条 一共同教育課程は設置していないため該当しない。3・1 第45条 一共同教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第46条 一共同教育課程は設置していないため該当しない。3・2 第47条 中国教育課程は設置していないため該当しない。2・5 第48条 一共同教育課程は設置していないため該当しない。2・5 第49条 一共同教育課程は設置していないため該当しない。2・5 第49条の3 工学に関する学部は設置していないため該当しない。3・2 第49条の4 工学に関する学部は設置していないため該当しない。4・2 第57条 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。4・2 第57条 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。4・2 第56条 大学院大学は設置していないため該当しない。2・5 第60条 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。3・2 				
 第42条の2 対応するために、教員養成センターを設置し、所員の教員、職員が教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組んでいる。4 月、9 月の教職員全体研修会、学科企画の FD 研修、事務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 第42条の3 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第43条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第46条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第46条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第47条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第48条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条の2 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の3 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の4 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第57条 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 第57条 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 第57条 対路を開する計画は無いため該当しない。 第57条 対路に大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 第58条 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2-5 3-2 				
 教育支援や実務を担っている。各学科においては、資格取得に必要な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組んでいる。4 月、9 月の教職員全体研修会、学科企画の FD 研修、事務職員対象の職能(SD)研修等を実施している。 第 42 条の3 で 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第 43 条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 44 条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 45 条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 46 条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 47 条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 47 条 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 49 条 ー 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 57 条 ・ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第 57 条 ・ 大学に関する学部は設置していないため該当しない。 第 57 条 ・ 大学に大学等、業学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 第 58 条 ・ 大学に大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 	第 42 条の 2	\bigcirc		2-3
な能力を培うことができるよう、国家試験対策等の指導支援を行っている。 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組んでいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画の FD 研修、事務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 第 42 条の 3				
のている。				
 第42条の3 ○ 企画・FD・SD 委員会を設置し、FD 研修、SD 研修を企画し取り組んでいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画のFD 研修、事務職員対象の職能(SD)研修等を実施している。 第42条の3 一 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第43条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・2 第44条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第46条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第47条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第48条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条の2 一 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の3 ー 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の4 一 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第57条 一 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 第57条 一 大学院大学は設置していないため該当しない。 第58条 一 大学院大学は設置していないため該当しない。 第58条 一 大学院大学は設置していないため該当しない。 2・5 第60条 				
 第42条の3 ○ でいる。4月、9月の教職員全体研修会、学科企画のFD 研修、事務職員対象の職能(SD) 研修等を実施している。 第42条の3 ○ 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 第43条 ○ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第44条 ○ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第45条 ○ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第46条 ○ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第47条 ○ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第48条 ○ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条 ○ 共同教育課程は設置していないため該当しない。 第49条の2 ○ 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の3 ○ 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第49条の4 ○ 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 第57条 ○ 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 第57条 ○ 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 第57条 ○ 大学院大学は設置していないため該当しない。 第58条 ○ 大学院大学は設置していないため該当しない。 第58条 ○ 大学院大学は設置していないため該当しない。 第58条 				
第42条の3 一 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 3・2 第43条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・2 第44条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・1 第45条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・2 第46条 ー 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第47条 ー 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第48条 ー 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第49条の ー 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 3・2 第49条の3 ー 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4・2 第49条の4 ー 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4・2 第57条 ー 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 2・5 第58条 ー 大学院大学は設置していないため該当しない。 2・5 第60条 ー 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2・5	第 42 条の 3	\circ		4-3
の2 一 学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。 3・2 第 43 条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・1 第 44 条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・1 第 45 条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・2 第 46 条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第 47 条 一 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第 48 条 ー 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第 49 条 ー 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・2 第 49 条の2 ー 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4・2 第 49 条の3 ー 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4・2 第 57 条 ー 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 1・2 第 57 条 ー 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 2・5 第 58 条 ー 大学院大学は設置していないため該当しない。 2・5 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2・5 3・2 3・2				
第43条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・2 第44条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・1 第45条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3・2 第46条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第47条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第48条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第49条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2・5 第49条の2 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 3・2 第49条の3 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4・2 第49条の4 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4・2 第57条 - 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 2・5 第58条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2・5 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2・5 第60条 - 横たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。	第 42 条の 3			
第44条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3·1 第45条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3·2 第46条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2·5 第47条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2·5 第48条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2·5 第49条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2·5 第49条の2 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 3·2 第49条の3 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4·2 第57条 - 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 4·2 第57条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第60条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第60条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第10条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第25 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第25 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第26 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第26 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第26 - 大学院大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2·5	Ø 2	_	学部等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しない。	3-2
第45条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 3·1 第46条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2·5 第47条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2·5 第48条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2·5 第49条 - 共同教育課程は設置していないため該当しない。 2·5 第49条の2 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 3·2 第49条の3 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4·2 第57条 - 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 1·2 第58条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2·5 第60条 - 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2·5 当しない。 3·2	第 43 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	3-2
第46条-共同教育課程は設置していないため該当しない。3-2 4-2第47条-共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第48条-共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第49条-共同教育課程は設置していないため該当しない。3-2第49条の2-工学に関する学部は設置していないため該当しない。3-2第49条の3-工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第57条-外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。1-2第58条-大学院大学は設置していないため該当しない。2-5第60条-新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。2-5 当しない。	第 44 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	3-1
第46条共同教育課程は設置していないため該当しない。4-2第47条共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第48条共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第49条大学に関する学部は設置していないため該当しない。3-2第49条の2工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第49条の3工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第57条外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。1-2第58条大学院大学は設置していないため該当しない。2-5新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。2-5当しない。	第 45 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	3-1
第47条共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第48条共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第49条共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第49条の2工学に関する学部は設置していないため該当しない。3-2第49条の3工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第57条大学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第57条大学院大学は設置していないため該当しない。1-2第58条大学院大学は設置していないため該当しない。2-5新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。2-5当しない。	学 4C 冬		井田桝本細和け乳毘」で1、イン1、4、4、4、4、1、4、1、4、1、4、1、4、1、4、1、4、1、4、1	3-2
第48条共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第49条共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第49条の2工学に関する学部は設置していないため該当しない。3-2第49条の3工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第57条大学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第57条大学院大学は設置していないため該当しない。1-2第58条大学院大学は設置していないため該当しない。2-5新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。2-53-2	男 46 采 	_	共同教育課性は試直していないため該目しない。	4-2
第49条-共同教育課程は設置していないため該当しない。2-5第49条の2-工学に関する学部は設置していないため該当しない。3-2第49条の3-工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第49条の4-工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第57条-外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。1-2第58条-大学院大学は設置していないため該当しない。2-5第たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。2-53-2	第 47 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	2-5
第49条の2-工学に関する学部は設置していないため該当しない。3-2第49条の3-工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第49条の4-工学に関する学部は設置していないため該当しない。4-2第57条-外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。1-2第58条-大学院大学は設置していないため該当しない。2-5新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。2-53-2	第 48 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	2-5
第49条の3 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4-2 第49条の4 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4-2 第57条 - 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 1-2 第58条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2-5 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2-5 当しない。 3-2	第 49 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	2-5
第49条の4 - 工学に関する学部は設置していないため該当しない。 4-2 第57条 - 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 1-2 第58条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2-5 第60条 - 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2-5	第 49 条の 2	_	工学に関する学部は設置していないため該当しない。	3-2
第57条 - 外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。 1-2 第58条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2-5 第60条 - 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2-5	第 49 条の 3	_	工学に関する学部は設置していないため該当しない。	4-2
第58条 - 大学院大学は設置していないため該当しない。 2-5 第60条 - 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 2-5	第 49 条の 4	_	工学に関する学部は設置していないため該当しない。	4-2
第 60 条 - 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該 当しない。 3-2	第 57 条	_	外国に学部、学科その他の組織は設置していないため該当しない。	1-2
第60条 一 新たに大学等、薬学を履修する課程を設置する計画は無いため該当しない。 3-2	第 58 条	_	大学院大学は設置していないため該当しない。	2-5
第60条 - 当しない。 3-2				2-5
	第 60 条	_		3-2
			当しない。	4-2

学位規則

	遵守 状況	海中北江の翌日	該当
		遵守状況の説明 	基準項目
第2条		大学学則第43条において、卒業した者に対して学士の学位を授与	0-1
第		することを定めている。	3-1
		大学学則第43条において、学士の学位の専門分野の名称に、人間	
		教育学部、教育・心理学科、初等・中等(英語)教育専攻の者には	
第 10 条	\bigcirc	学士(教育学)を、心理・文化専攻の卒業者には学士(心理学)を	3-1
		付記する。看護栄養学部の看護学科の者には学士(看護学)を、健	
		康栄養学科の者には学士(栄養学)を付記する。	
第 10 条の 2	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	3-1
		大学学則第42条において卒業について定め、第43条において学	
第 13 条		位の授与を定めている。文部科学省と大学改革支援・学位授与機構	0.1
		が共同で実施する学位授与状況等調査を通じて、文部科学省に提出	3-1
		していることで文部科学大臣への報告は行っている。	

私立学校法

	遵守	遵守状況の説明	該当
	状況	度可仏がの説明	基準項目
		学校法人の責務については、設置校の教育研究活動及び運営に関す	
		る中長期計画(平成 29~38 年度)及び実施計画(平成 29~33 年	
		度・5 か年年次計画)を策定し、毎年度事業の進捗状況等を点検・	
第 24 条	\circ	評価し、成果・課題等を整理・分析することにより、次年度の実施	5-1
		計画についての見直し(数値目標の変更を含む。)を行い、教育の	
		質の向上を図っている。また、ホームページでの情報の公表により、	
		運営の透明性の確保に努めている。	
	0	学校法人ではその事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、	
第 26 条の 2		職員等、その他の学校法人関係者に対し特別の利益を与えてはいな	5-1
		V _°	
第99条の9	0	寄附行為、財務情報、役員報酬支給基準等は、法人本部総務部に常	5-1
第 33 条の 2		時備え付けており、申し出に応じて閲覧に供している。	9-1
第 35 条	0	学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為第5条において、理事は8人	5-2
第 30 采	0	以上 10 人以内とし、理事のうち 1 人は理事長とすると定めている。	5-3
		寄附行為第 45 条、第 46 条において、役員の法人に対する損害賠償	
第 35 条の 2		責任について定めている。学校法人と役員との関係は、委任に関す	5-2
	\circ	る規定に従って、役員は業務への注意義務を負っており、任務を怠	5-2 5-3
		ったことによって生じた損害について賠償責任を負うことがある	ยอ
		としている。	

第90 久		私立学校法第36条の定められている事項については、全て含んだ	F 0
第 36 条	0	内容で本学園寄附行為第15条において定めており運用している。	5-2
		本学園寄附行為第 11 条で理事長の職務を定め、第 13 条で理事長	
第 37 条	\circ	職務の代理等について定めている。監事の職務については、第 14	5-2
		条において定めている。	5-3
		理事の選任については、寄附行為第6条に定めている。宗教法人純	
		心聖母会代表役員1人、大学長、高等学校長の他、評議員のうちか	
		ら評議員会において選任された者 3 人以上 5 人以内及びこの法人	
		 に関係ある学識経験者及び功労者のうち理事会において選任した	
		 者 2 人も含まれる。理事は代表役員、学長、校長又は評議員の職を	5-2
		 退いたときは、理事の職を失うものと定めている。	
		 監事の選任については、寄附行為第7条に定め、監事は、この法人	
第 38 条	0	 の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、	
		 評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であ	
		 って理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を	
		 得て、理事長が選任するとしている。	
		 役員の解任については、寄附行為第 10 条に定め、法令の規定又は	
		 この寄附行為に著しく違反したとき、心身の故障のため職務の執行	
		 に堪えないとき、職務上の義務に著しく違反したとき、役員たるに	
		 ふさわしくない重大な非行があったときとしている。。	
	0	監事については、寄附行為第7条において、この法人の理事、評議	5-2
第 39 条		 員又は学校法人の職員以外の者と定め、兼職を禁止している。	
		役員の補充については、寄附行為第 9 条において理事又は監事の	
第 40 条	0	│ │ うち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内	5-2
)(V 10)(C		 に補充しなければならないと定めている。	
		私立学校法第 41 条の評議員会に関する規定の内容は、寄附行為第	
第 41 条	0	 18 条において定めている。ただし、人数については、評議員会は	5-3
		 17 人以上 21 人以内の評議員をもって組織するとしている。	
	_	理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければなら	
第 42 条	0	 ない諮問事項については、寄附行為第20条において定めている。	5-3
第 43 条	0	評議員会の意見具申等については、寄附行為第21条に定めている。	5-3
第 44 条	0	評議員の選任については、寄附行為第21条に定め、理事のうちか	5-3
		ら理事の互選によって定められた者 5 人、この法人の職員で理事	
		 会において選任された者 5 人、この法人の設置する学校(その前身	
		の学校を含む。)を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから	
		理事会において選任された者 3 人、この法人に関係ある学識経験	
		者及び功労者のうちから理事会において選任された者 4 人以上 8	
		人以内としている。また、この法人の理事の職又は職員の地位を退	
		いたときは評議員の職を失うものと定めている。	

		<u> </u>	
第 44 条の 2	0	寄附行為第45条、第46条において、役員の法人に対する損害賠償 責任の免除と責任限定契約について定めている。役員が任務を怠っ たことによって生じた損害について賠償責任を負うとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	0	寄附行為第 45 条において、役員が任務を怠ったことによって生じた損害について賠償責任を負うとしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	0	役員が損害賠償を負う場合において、他の役員もその損害賠償の責任を負うときは、これらの者は連帯債務者とする。	5-2 5-3
第 44 条の 5	0	一般社団・財団法人法の規定を準用している。	5-2 5-3
第 45 条	0	寄附行為の変更については、寄附行為第 42 条に定めており、文部 科学大臣の認可を受けるなどしている。	5-1
第 45 条の 2	0	予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画については、寄附行 為第31条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	0	評議員会に対する決算及び実績の報告については、寄附行為第 33 条の 2 に定めている。	5-3
第 47 条	0	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第34条に定めている。	5-1
第 48 条	0	役員の報酬については、寄附行為第36条及び学校法人鹿児島純心 女子学園役員報酬規程に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	0	会計年度は寄附行為第38条において4月1日に始まり、翌年3月 31日に終ると定めている。	5-1
第 63 条の 2	0	情報の公表として、寄附行為第35条に定め、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準を公表している。	5-1

学校教育法 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	\circ	大学院学則第3条に目的を定めている。	1-1
第 100 条	0	大学院学則第4条に人間科学研究科を置くことを定めている。	1-2
第 102 条	0	大学院学則第15条に入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	0	大学院学則第 15 条に大学院への入学できる者について定めている。	2-1
第 156 条	_	本学研究科には博士課程を置いていないため該当しないため該当	2-1

		しない。	
第 157 条	\bigcirc	飛び入学については、個別資格審査により対応する。	2-1
第 158 条		大学院学則第54条に自己点検及び自己評価を定めているが、これ	2-1
	0	まで該当者は無い。	
第 159 条		飛び入学については、大学院学則第 15 条において 3 年以上の在学	2-1
	0	と定めている。	
第 160 条		外国において教育を受けた者は飛び入学の対象としていないため	2-1
		該当しない。	

大学院設置基準

	遵守		該当
	状況	遵守状況の説明 	基準項目
forter a AT		大学院設置基準を必要最低基準と認識し、教育研究活動の水準の	6-2
第1条	0	向上に努めている。	6-3
# 1 A D O		上型砂光団体のタフェ料本団体「カロサナウはマンフ	1-1
第1条の2	0	大学院学則第3条に教育研究上の目的を定めている。 	1-2
		大学院学則第55条において、本学学則の規定を準用するとし、大	
第1条の3	\circ	学入学者選抜規程に則り運用し、入学選抜委員会に大学院担当を	2-1
		置くなど、入学試験を学部と協同で実施する体制としている。	
第1条の4	\circ	大学院学則第10条に事務組織について定め、教職協働の体制とし	9-9
カ1木の4		ている。	2 2
第2条	0	大学院学則第4条から第6条に、修士課程の人間科学研究科を置	基準項目 6-2 6-3 1-1 1-2 2-1 2-2 1-2 1-2 1-2 1-2 1-2 1-2
分 4 未		くことを定めている。	
第2条の2	_	専ら夜間において教育を行う大学院の課程は置いていないため該	1-9
<i>7</i> 1 7 7 7 1		当しない。	1 2
		大学院学則第3条に目的を定め、第6条に修士課程を置くことを	1-2
第3条	\circ	定めている。第11条に標準修業年限2年と定めるとともに、修業	6-3 1-1 1-2 2-1 2-1 2-2 1-2 1-2 1-2 1-2 1-2
		年限3年又は4年となる長期履修学生についても定めている。	
第 4 条	_	博士課程は置いていないため該当しない。	1-2
第5条	\circ	大学院学則第 4 条に研究科について定めている。組織としての適	1-2
分り木)	当な規模内容を有している。	
第6条	\bigcirc	大学院学則第4条に専攻について定めている。	1-2
第7条	\circ	人間教育学部の心理・文化専攻と適切に連携している。	1-2
		複数の大学が協力して教育研究を行う研究科は設置していないた	1-2
第7条の2	_	複数の人子が協力して教育研究を11 7 研究性は試置していない。 め該当しない。	3-2
		WIME UNIV 6	4-2
		研究科以外の教育研究上の基本となる組織は設置していないため	1-2
第7条の3	_	初先科以外の教育研先上の基本となる組織は故直していないに 該当しない。	3-2
		IX コ し/み v 'o	4-2

_			
第8条	0	教員組織については大学院学則第7条に定めており、必要な教員 を置いている。	3-2 4-2
第9条	\circ	鹿児島純心女子大学大学院教員選考規程及び大学院研究指導教員	3-2
), 0)k		資格審査基準を設け、適切に運用している。	4-2
第 10 条	0	収容定員については大学院学則第5条に定めている。	2-1
		授業科目及び単位については大学院学則第21条に基づき、大学院	3-2
第 11 条	\circ	履修規程及び大学院人間科学研究科心理臨床学専攻履修要項(別	
		表1~4を含む)に規定している。	
第 10 久		大学院の教育は授業科目の授業及び研究指導によって行うと、大	2-2
第 12 条		学院学則第20条に定めている。	3-2
		研究指導を担当する教員については大学院学則第7条に定めてい	2-2
htt 10 A		る。大学院学則第25条では、学生が他の大学院又は研究所等にお	3-2
第 13 条		いて必要な研究指導を受けさせることを、その期間は一年を超え	
		ないことを定めている。	
第 14 条	_	昼夜開講制度は実施していないため該当しない。	3-2
		授業及び研究指導の教育方法等については、大学院学則第20条~	3-1
		第 28 条に定め、大学院履修規程及び大学院人間科学研究科心理臨	
		 床学専攻履修要項 (別表 1 ∼ 4 を含む) に示している。年間計画は	
第 14 条の 2	0	 学生便覧に掲載し、用紙での配布も行っている。学位論文に係る評	
		 価並びに修了の認定については大学院学則第 39 条~第 41 条及び	
		大学院学位授与規程に定め、適切に認定を行っている。	
			3-2
第 14 条の 3		企画・FD・SD 委員会では、4月、9月の教職員全体研修会の他、FD	3-3
210 11 210		研修、SD研修を企画し取り組んでいる。	4-2
		連携開設科目は開設していないため該当しない。各授業科目の単	2-2
		位、授業日数、授業期間、授業の方法及び単位の授与については、	2-5
		大学院人間科学研究科心理臨床学専攻履修要項(別表1~4を含	3-1
		む)に示している。授業を行う学生数については最大でも20名前	3-2
第 15 条	\bigcirc	後のため規定していない。他の大学院における授業科目の履修等	5 2
第10米		は大学院学則第24条に、入学前の既修得単位等の認定は大学院学	
		則第28条に、長期にわたる教育課程の履修については大学院学則	
		第 11 条に、科目等履修生等については大学院学則第 46 条に定め	
第 10 冬		ている。	3-1
第 16 条	0	大学院学則第39条に修士課程の修了要件について定めている。	
第 17 条		博士課程は置いていないため該当しない。	3-1
第 19 条	0	大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、 演習室等を備えている。	2-5
tata t-		教育研究に必要な種類及び数のコンピュータやプロジェクター、	2-5
第 20 条		視聴覚機器、実習用具等を備えている。	
	<u> </u>		

第 21 条	0	図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統 的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	0	教育研究上支障を生じない範囲にて、学部の施設及び設備を共用	2-5
		している。	
第 22 条の 2	_	二以上の校地における教育研究は実施していないため該当しな	2-5
		l'o	
第 22 条の 3	\cap	教育研究上の目的を達成するために必要な経費を確保し、また教	2-5
		育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	4-4
第 22 条の 4		人間科学研究科心理臨床学専攻の名称は、教育研究上の目的にふ	1-1
第 22 米の 4		さわしいものである。	1-1
第 23 条			1-1
- 第 23 采 -		独立大学院は設置していないため該当しない。	1-2
第 24 条	_	独立大学院は設置していないため該当しない。	2-5
第 25 条	_	通信教育を行う課程は設置していないため該当しない。	3-2
第 26 条	_	通信教育を行う課程は設置していないため該当しない。	3-2
th of A		verture to the surface of the surfac	3-2
第 27 条	_	通信教育を行う課程は設置していないため該当しない。	4-2
			2-2
第 28 条	_	通信教育を行う課程は設置していないため該当しない。	3-1
			3-2
第 29 条	_	通信教育を行う課程は設置していないため該当しない。	2-5
## 00 A		マピルカナケミ細伯ル部界」で、よいよりませいしよい、	2-2
第 30 条	_	通信教育を行う課程は設置していないため該当しない。	3-2
第 30 条の 2	_	研究科等連係課程実施基本組織は設置していないため該当しな	3-2
		۱٬۰	
第 31 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	3-2
第 32 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	3-1
第 33 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	3-1
第 34 条	_	共同教育課程は設置していないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	_	工学を専攻する研究科の教育課程は設置していないため該当しな	3-2
37 04 70 2		٧٠°	0.2
第 34 条の 3	_	工学を専攻する研究科の教育課程は設置していないため該当しな	4-2
<i>#</i> 04 X V 0		٧٠°	4 2
		大学院学則第 10 条に事務組織を定め、鹿児島純心女子大学事務組	4-1
第 42 条	0	織規程において必要な事務組織、職制と職務、事務分掌を定め、専	4-1 4-3
		任等の職員を配置している。	± 0
第 42 条の 2	_	博士課程は置いていないため該当しない。	2-3
第 42 条の 3	0	奨学金及び学部生への受験料免除や入学金減免の情報を募集要項	2-4
刃 44 木ツ 3		に明示している。	4

第 43 条	\bigcirc	研究科で FD 研修を企画し実施している。	4-3
第 45 条	ı	外国に研究科、専攻その他の組織は設置していないため該当しな い。	1-2
第 46 条	_	新たに大学院及び研究科等を設置する計画はないため該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守	**ウルフの老品	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
第1条			6-2
分 1 未			6-3
第2条			1-2
第3条			3-1
第4条			3-2
分 4 未			4-2
第5条			3-2
分 3 未			4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2
第 6 朱			3-2
第9条			2-2
弟 5 未			3-2
第 10 条			3-1
			3-2
第 11 条			3-3
			4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
			1-2
第 17 条			2-2
労 11 ボ			2-5
			3-2

		4-2
		4-3
		1-2
第 18 条		3-1
		3-2
第 19 条		2-1
第 20 条		2-1
第 21 条		3-1
第 22 条		3-1
第 23 条		3-1
第 24 条		3-1
第 25 条		3-1
		1-2
第 26 条		3-1
		3-2
第 27 条		3-1
第 28 条		3-1
第 29 条		3-1
第 30 条		3-1
第 31 条		3-2
第 32 条		3-2
第 33 条		3-1
第 34 条		3-1
第 42 条		6-2
匆华 本		6-3

学位規則 (大学院関係)

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第3条	0	修士の学位授与の要件は大学院学則第 41 条及び大学院学位授与規 定に定めている。	3-1
第4条	1	博士課程は置いていないため該当しない。	3-1
第 5 条	0	大学院学位授与規定第8条の3において、他の大学院及び研究所の教員並びに本学学部の教員の協力を得ることができると定めている。	3-1
第 12 条	_	博士課程は置いていないため該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守	** 中华 77 6 24 FB	該当
	状況	遵守状況の説明	基準項目
第1条			6-2
另 1 宋 			6-3
第2条			3-2
第3条			2-2
第 3 未			3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第9条			3-2
労み			4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2
分 14 米			3-2
第 13 条			6-2
匆13 木			6-3

^{※「}遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「─」で記載すること

^{※「}遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

[※]大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅷ. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去5年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去3年間)	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況 (過去3年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要 (図書館除く)	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去5年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

	タイトル	
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
	寄附行為 (紙媒体)	
【資料 F-1】	「学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為」	
	「学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為施行細則」	
	大学案内	
【資料 F-2】	「2023 鹿児島純心大学 大学案内」	
【具作1 2】	「2023 鹿児島純心大学大学院 リーフレット」	
	「学園案内 2022 学校法人 鹿児島純心女子学園」	
	大学学則、大学院学則(紙媒体)	
【資料 F-3】	「鹿児島純心女子大学 学則」	
	「鹿児島純心女子大学大学院 学則」	
	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4】	「令和5年度 学生募集要項」	
	「2023年度 鹿児島純心大学大学院 募集要項」	
	学生便覧	
【資料 F-5】	「2022 年度 学生便覧」	
LATIT VI	「2022 年度 学生便覧 看護学科別冊」	別冊
	「2022 大学院学生便覧」	
	事業計画書	1
【資料 F-6】	「学園の中長期計画(平成 29 年度~平成 38 年度)」	
	「大学・大学院 中・長期計画(平成 29~38 年度)」	
	「令和4年度 学園・大学事業計画」	
	事業報告書	1
	「平成 29 年度 事業報告書」	
【資料 F-7】	「平成30年度事業報告書」	
	「令和元年度 事業報告書」	
	「令和2年度事業報告書」	
	「令和3年度事業報告書」	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど	<u> </u>
【資料 F-8】	「鹿児島純心女子大学 周辺マップ/アクセス (資料 F-2「2023	【資料 F-2】に同じ
	鹿児島純心大学 大学案内Jp. 60)」 「本学の施設(資料 F-5「2022 年度 学生便覧」p. 135)」	【資料 F-5】に同じ
	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ)	
【資料 F-9】		
	「学校法人鹿児島純心女子学園諸規程一覧表(目次)」	
	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会 状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	、辞職貝宏の則年度開催
【資料 F-10】	「鹿児島純心女子学園役員名簿(令和4年度)及び開催状況」	
【貝科「-10】	「令和3年度 理事会議事録・常任理事会議事録・評議員会議事	
	17和3 千尺	
	決算等の計算書類(過去5年間)及び監事監査報告書(過去5年	L
	「平成29年度計算書類」、「平成29年度監査報告書」	1617
	「平成30年度計算書類」、「平成30年度監査報告書」	
	「平成30年度臨時監査報告書」	
	「令和元年度 計算書類」、「令和元年度監査報告書」	
【資料 F-11】	「令和元年度臨時監査報告書」	
	「令和2年度計算書類」、「令和2年度監査報告書」	
	「令和2年度臨時監査報告書」	
	「令和3年度 計算書類」、「令和3年度監査報告書」	
	「令和3年度臨時監査報告書」	

	履修要項、シラバス (電子データ)	
【資料 F-12】	「2022 年度 学生便覧」p. 40~p. 97 「2022 大学院学生便覧」p. 31~p. 35 シラバス(電子データ)	【資料 F-5】と同じ
	3つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
【資料 F-13】	本学の3つのポリシー(「2023 鹿児島純心大学 大学案内」p.6) 学部・学科の3つのポリシー(「2022 年度 学生便覧」p.2~p.6) 看護学科の3つのポリシー(「2022 年度 学生便覧 看護学科別冊 p.3」 大学院の3つのポリシー(「2022 大学院学生便覧」p.2) 本学ホームページ→「教育理念・建学の精神及び3つのポリシー」 本学大学院ホームページ→「ごあいさつ・基本理念」	【資料 F-2】と同じ 【資料 F-5】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの) 「【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書」	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	「認証評価結果に対する改善報告書」	

基準 1. 使命•目的等

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
1-1. 使命·目的及7	1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	「2022 年度 学生便覧」p.1、p.10 学則 第2条、第3条の2	【資料 F-5】と同じ	
【資料 1-1-2】	「2022 大学院学生便覧」p. 1、p. 7 学則 第 3 条、第 4 条	【資料 F-5】と同じ	
1-2. 使命·目的及7	び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	鹿児島純心女子学園役員名簿(令和4年度)	【資料 F-10】と同じ	
【資料 1-2-2】	「令和4年度 組織・分掌事務一覧」p.1~10		
【資料 1-2-3】	大学 管理・運営会議規程		
【資料 1-2-4】	大学・大学院 中・長期計画 (平成 29~38 年度)	【資料 F-6】と同じ	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	「令和 5 年度 学生募集要項」p. 1 「2023 鹿児島純心大学 大学案内」p. 6, p. 17, p. 33, p. 41 「2022 年度 学生便覧」p. 2~6 本学ホームページ→「教育理念・建学の精神及び 3 つのポリシー」	【資料F-4】と同じ 【資料F-2】と同じ 【資料F-5】と同じ 【資料F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	「2023 年度 鹿児島純心大学大学院 募集要項」p.1 「2023 鹿児島純心大学大学院 リーフレット」 「2022 大学院学生便覧」p.2 本学大学院ホームページ→「ごあいさつ・基本理念」	【資料 F-4】と同じ 【資料 F-2】と同じ 【資料 F-5】と同じ 【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-3】	就職の状況(過去3年間)	【表 2-5】と同じ
【資料 2-1-4】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)	【表 2-3】と同じ
【資料 2-1-5】	令和5年度入学者選抜問題作成について(依頼) 令和5年度入学者選抜問題作成要領	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 4 年度 組織・分掌事務一覧 p. 6	【資料 1-2-2】と同じ

【資料 2-2-2】	令和3年度 企画・FD・SD 委員会 第6回(10月) 議事要旨 令和4年度 企画・FD・SD 委員会 第1回(4月) 議事要旨	
【資料 2-2-3】	本学ホームページ→「教育組織、各教員が有する学位及び実績」	
【資料 2-2-4】	本学ホームページ→「オフィスアワー」	
【資料 2-2-5】	本学ホームページ→「さらに充実する教員養成センター」	
【資料 2-2-6】	学生による授業評価(令和3年度)前期・後期	別冊
【資料 2-2-7】	第 25 回 学生生活実態報告書 令和 3 年 6 月実施	
【資料 2-2-8】	令和2年度職場アンケート実施報告	
【資料 2-2-9】	「令和 4 年度教職員全体研修会資料」p. 40~45	
【資料 2-2-10】	学生相談室、保健室等の状況	【表 2-9】と同じ
【資料 2-2-11】	「2022 年度 学生便覧」学習支援 p. 40	【資料 F-5】と同じ
2-3. キャリア支援	104 4 - 2005 4 H2 1864	2 3773
【資料 2-3-1】	「EMPLOYMENT GUIDANCE 進路支援 2023」	
【資料 2-3-2】	就職の状況(過去3年間)	【表 2-5】と同じ
【資料 2-3-3】	令和2年度職場アンケート実施報告	【資料 2-2-8】と同じ
2-4. 学生サービス		
	「令和4年度 組織・分掌事務一覧」	
【資料 2-4-1】	令和 4 年度大学委員会等 p. 6、分掌事務の内容 p. 9	【資料 1-2-2】と同じ
	事務局 p. 10	
【資料 2-4-2】	「学生生活 ガイドブック」	
【資料 2-4-3】	「学生相談のご案内」	
【資料 2-4-4】	「2022 年度 学生便覧」p. 113~p. 115	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-5】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業減免制度)(前年度実績)	【表 2-7】と同じ
Fide day of the second	令和4年度白百合奨学金応募者・採用者	
【資料 2-4-6】	鹿児島純心女子大学白百合奨学金大綱 鹿児島純心女子大学 白百合奨学金規程	
【資料 2-4-7】	「令和4年度学生会総会資料」	
【資料 2-4-8】	「第25回 学生生活実態報告書 令和3年6月実施」	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-4-9】	「ボランティア支援の会」	
【資料 2-4-10】	令和4年度 アセンブリー・進路ガイダンス計画(前期・後期)	
2-5. 学修環境の整		
【資料 2-5-1】	博物館パンフレット	
【資料 2-5-2】	「心理臨床相談センター」パンフレット	
【資料 2-5-3】	新型コロナウイルス感染症対策会議	
【資料 2-5-4】	オンライン授業対策会議	
	「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の	
【資料 2-5-5】	確保」補助事業	
【資料 2-5-6】	「遠隔授業実施における Wi-fi 環境整備事業」	
【資料 2-5-7】	令和 4 年度 前期 教室使用状況	
2-6. 学生の意見・	要望への対応	
【資料 2-6-1】	「第25回 学生生活実態報告書 令和3年6月実施」	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 2-6-2】	「令和4年度学生会総会資料」	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 2-6-3】	「学生による授業評価(令和3年度)」	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-6-4】	「令和2年度 教職員全体研修 分科会資料」 遠隔授業に関するアンケート結果 p. 2~10	
【資料 2-6-5】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業減免制度)(前年度実績)	【表 2-7】と同じ
L		1

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業	業認定、修了認定	
【資料 3-1-1】	本学ホームページ→「教育理念・建学の精神及び 3 つのポリシー」	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	本学の3つのポリシー(「2023 鹿児島純心大学 大学案内」p.6) 学部・学科の3つのポリシー(「2022 年度 学生便覧」p.2~p.6) 看護学科の3つのポリシー(「2022 年度 学生便覧 看護学科別冊 p.3」 大学院の3つのポリシー(「2022 大学院学生便覧」p.2)	【資料 F-2】と同じ 【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-3】	「2022 年度 学生便覧」p. 20~21, p. 22~24、p. 48~70	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	「2022 年度 学生便覧」p. 20~21, p. 25~26、p. 71~83	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-5】	「2022 年度 学生便覧」p. 20~21, p. 26~27、p. 84~97	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-6】	「2022 大学院学生便覧」p. 13~17, p. 31~35	【資料 F-5】と同じ
3-2. 教育課程及び	教授方法	
【資料 3-2-1】	カリキュラム・ツリー 教育・心理学科、看護学科、健康栄養学科、大学院	
【資料 3-2-2】	履修モデル(教育・心理学科) 「2022 年度 学生便覧 看護学科別冊」p. 13~16	看護【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-3】	人間科学研究科 カリキュラム・マップ	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	「学生による授業評価(令和3年度)」	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 3-3-2】	「第25回 学生生活実態報告書 令和3年6月実施」	【資料 2-2-7】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメ	ン トの機能性	
【資料 4-1-1】	理事会業務委任規則	
【資料 4-1-2】	大学 管理・運営会議規程	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-3】	鹿児島純心女子大学ガバナンス・コード	
【資料 4-1-4】	大学 事務組織規程	
【資料 4-1-5】	大学 教授会運営規程	
【資料 4-1-6】	大学 大学院人間科学研究科委員会規程	
【資料 4-1-7】	大学 大学委員会規程	
【資料 4-1-8】	「令和4年度教職員全体研修会資料」 令和4年度大学運営方針等について p.2~6 R4年度 SD・FD 研修計画 p.21	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 4-1-9】	学園 職員の人事評価規則	
4-2. 教員の配置・	職能開発等	
【資料 4-2-1】	認証評価共通基礎データ様式	【共通基礎】と同じ
【資料 4-2-2】	「令和 4 年度教職員全体研修会資料」 学園の人事基本方針 p. 16~17	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 4-2-3】	大学 人間教育学部教員選考規程 大学 看護栄養学部教員選考規程 大学 大学院教員選考規程 大学 教員選考基準 大学 大学院人間科学研究科研究指導教員資格審查基準	
【資料 4-2-4】	令和 3 年度 企画・FD・SD 委員会 第 6 回(10 月) 議事要旨 令和 4 年度 企画・FD・SD 委員会 第 1 回(4 月) 議事要旨	【資料 2-2-2】と同じ

4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	「令和3年度教職員全体研修会資料」	
【資料 4-3-2】	「令和3年度教職員全体研修会資料(9月)」	
【資料 4-3-3】	「令和3年度SD研修会資料」	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大学 研究費規程	
【資料 4-4-2】	本学ホームページ→「公的研究費の管理・監査体制の公表」	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目			
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考	
5-1. 経営の規律と	誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ	
【資料 5-1-2】	学園ホームページ→「情報の公開」	【表 5-1】関連	
【資料 5-1-3】	理事会業務委任規則		
【資料 5-1-4】	学園 管理・運営協議会規程		
【資料 5-1-5】	大学倫理綱領		
【資料 5-1-6】	鹿児島純心女子大学ガバナンス・コード	【資料 4-1-3】と同じ	
【資料 5-1-7】	学園 中長期計画 (平成29年度~平成38年度)	【資料 F-6】と同じ	
【資料 5-1-8】	大学・大学院 中・長期計画(平成 29~38 年度)	【資料 F-6】と同じ	
【資料 5-1-9】	令和 3 年度事業計画		
【資料 5-1-10】	学園 中長期計画の点検評価 (令和2年度事業)		
【資料 5-1-11】	大学 管理・運営会議規程	【資料 1-2-3】と同じ	
【資料 5-1-12】	大学 大学委員会規程	【資料 4-1-7】と同じ	
【資料 5-1-13】	大学 評議会運営細則		
【資料 5-1-14】	「令和 3 年度教職員全体会資料」SD·FD 研究計画 p. 19	【資料 4-3-1】と同じ	
【資料 5-1-15】	地域連携推進懇話会要項		
【資料 5-1-16】	節電行動計画		
【資料 5-1-17】	人権問題研修会		
【資料 5-1-18】	学園ハラスメント防止等に関する規則		
【資料 5-1-19】	ハラスメント規程改正通知		
【資料 5-1-20】	「危機管理マニュアル」		
【資料 5-1-21】	防災避難訓練実施要項		
【資料 5-1-22】	原子力防災マニュアル		
【資料 5-1-23】	新型コロナウイルス対策本部関連(令和3年度)		
【資料 5-1-24】	新型コロナウイルス感染症対策会議	【資料 2-5-3】と同じ	
5-2. 理事会の機能			
【資料 5-2-1】	学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ	
【資料 5-2-2】	学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ	
【資料 5-2-3】	学園 管理・運営協議会規程	【資料 5-1-4】と同じ	
【資料 5-2-4】	中長期計画の進捗状況 (令和3年度理事会)		
【資料 5-2-5】	学園 経営改善戦略本部設置要綱		
【資料 5-2-6】	学園 事務部局長会議規程		
【資料 5-2-7】	学園 課長会議規程		
5-3. 管理運営の円	5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学園 管理・運営協議会構成員		
【資料 5-3-2】	「令和 4 年度 組織・分掌事務一覧」 大学評議会構成員 p. 5	【資料 1-2-2】と同じ	

【資料 5-3-3】	学園 役員監事名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-4】	令和3年度学園監事監査計画書	
【資料 5-3-5】	令和3年度監事監查報告書、平成30年度臨時監查報告書	
【資料 5-3-6】	学園 評議員会名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-7】	学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-8】	「令和3年度教職員全体研修会資料」	【資料 4-3-1】と同じ
5-4. 財務基盤と収3	支	
【資料 5-4-1】	学園 中長期計画 (平成 29 年度~平成 38 年度)	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	学園予算委員会	
【資料 5-4-3】	「令和4年度 学園・大学事業計画 」 財務の健全化への取組 p.1~2	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-4】	学園経営改善計画 令和3年度~7年度(5ヵ年)	
【資料 5-4-5】	財務状況の経年比較表(④事業活動収支計算書の状況と経年比 較)	【表 5-2】と関連
【資料 5-4-6】	学生生徒数・志願者数・教職員数・財務比率などの推移	
【資料 5-4-7】	定員充足状況	
【資料 5-4-8】	経営判断指標(令和3年度算定)	
【資料 5-4-9】	損益分岐点分析(令和3年度算定)	
【資料 5-4-10】	学園外部資金プロジェクトチーム設置要綱	
【資料 5-4-11】	学園外部資金プロジェクトチーム会議議事録 「純心未来基金」への寄付について	
【資料 5-4-12】	学園資産運用規則	
【資料 5-4-13】	令和3年度資産運用計画書 資産運用計画モニタリング状況 (R1~R3)	
【資料 5-4-14】	令和3年度資産運用結果報告	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学園監事監査規程	
【資料 5-5-3】	令和3年度監事監査報告書	【資料 5-3-5】と同じ
【資料 5-5-4】	学園内部監査規則	
【資料 5-5-5】	学園内部監査計画	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の約	且織体制	
【資料 6-1-1】	「令和4年度 学園・大学事業計画」 「令和3年度 事業の実績(概要)」	事業計画【資料 F-6】と同 じ
【資料 6-1-2】	「大学・大学院 中期計画にかかる実施計画<5 か年年次別計画 >」 「大学・大学院 中・長期計画の自己点検評価表(令和2年度事業分)」	
6-2. 内部質保証のが	ための自己点検・評価	
【資料 6-2-1】	本学ホームページ→「大学評価」	
【資料 6-2-2】	令和3年度 広報委員会資料	
【資料 6-2-3】	第25回 学生生活実態調査 令和3年6月実施	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 6-2-4】	学生による授業評価 (令和3年度)	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 6-2-5】	令和3年度 キャリアセミナー参加状況	
6-3. 内部質保証の機能性		

【資料 6-3-1】	学園経営改善計画 令和3年度~7年度(5ヵ年)	【資料 5-4-4】と同じ
【資料 6-3-2】	「認証評価結果に対する改善報告書」	【資料 F-15】と同じ
【資料 6-3-3】	「【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書」	【資料 F-14】と同じ

基準 A. 地域社会との連携及び地域貢献

金十九一元次に公と防火の元次兵脈		
基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献·社会	会貢献に関する方針の明確化	
【資料 A-1-1】	鹿児島純心女子大学と薩摩川内市教育委員会との連携協力に関 する協定	
【資料 A-1-2】	地域連携教育プロジェクト運営委員会 会次第	
【資料 A-1-3】	薩摩川内市と学校法人鹿児島純心女子学園鹿児島純心女子大学 との包括的連携に関する協定書	
【資料 A-1-4】	地域連携推進懇話会要項	【資料 5-1-15】と同じ
A-2. 地域との連携協力、社会貢献に関する具体的な取組		
【資料 A-2-1】	「令和3年度地域連携推進事業」	
【資料 A-2-2】	「地域連携推進室だより「純大通信」No.4」	

[※]必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。